

第3次 とよた男女共同参画プラン

クローバープランⅢ



平成 27 年 3 月
豊 田 市



はじめに

本市では、平成 22 年 3 月に「第 2 次とよた男女共同参画プラン（クローバープランⅡ）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めてきました。

このたび、この「クローバープランⅡ」の計画期間が終了するため、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の計画期間とした「第 3 次とよた男女共同参画プラン（クローバープランⅢ）」を新たに策定いたしました。

特に近年は、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、雇用形態の多様化などが進み、社会情勢が大きく変化しています。男女がともに支え合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現がより一層求められています。

「クローバープランⅢ」では、将来像として掲げた「誰もが豊かに自分らしく暮らせる社会」を実現するために、女性の多様な活躍を支援する事業、男女問わず働き方を見直していくためのワーク・ライフ・バランスを推進する事業や高校生、大学生を中心とした若い世代に向けた事業などに重点的に取り組みます。そのほか、急速に高齢化が進行していることから、本市においても、今後、顕在化が予想される介護による離職に対応していくため、新たに施策項目を追加し、調査、研究を進めていきます。

男女共同参画社会の実現のためには、行政だけではなく、市民の皆様一人ひとりが、その必要性、重要性を理解し、家庭、学校、職場、地域社会において、それぞれに意識を持ち、そして実際に行動していただくことが重要になります。そうした行動の広がりによって男女共同参画社会が、現在本市が未来志向でまちづくりの取組として目指している「ミライのフツー」となるように、今後とも、市民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、アンケート等によりご意見をいただきました市民の皆様、熱心にご審議いただきました男女共同参画推進懇話会の委員の皆様をはじめ関係各位に対し、心からお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

豊田市長 太田 稔彦

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨.....	2
2	計画の位置付け（根拠法等）.....	3
3	計画の期間.....	4
4	計画の策定体制.....	5
5	男女共同参画を取り巻く近年の動き.....	6
6	今後の社会情勢を踏まえた男女共同参画の必要性.....	9
第2章	豊田市の男女共同参画の状況	13
1	統計資料等からみる豊田市の男女共同参画の状況.....	14
	（1）人口・世帯の状況.....	14
	（2）婚姻・離婚の状況.....	17
	（3）福祉等の状況.....	18
	（4）就業の状況.....	19
	（5）審議会等委員への女性の登用状況.....	21
	（6）市役所の状況.....	21
2	市民意識調査結果からみる現状と課題.....	22
	（1）調査の概要.....	22
	（2）調査結果からみえる課題.....	22
3	第2次プランの推進状況.....	27
	（1）取組の効果をはかる指標.....	27
	（2）事業の進捗状況.....	28
4	豊田市の特徴と課題.....	34
5	豊田市の男女共同参画におけるライフステージごとのポイント.....	35
第3章	計画の考え方と方向性	39
1	将来像（基本理念）.....	40
2	基本指針.....	40
3	重点取組の設定.....	41
4	基本目標.....	44
5	施策の体系.....	46
第4章	施策の展開	47
1	<ライフステージⅠ「命をはぐくむ」> 命をはぐくみ、育てるための男女共同参画社会の実現.....	52
	（1）安全・安心な妊娠・出産のための支援の充実.....	52
	（2）男女共同による子育ての推進.....	54
	（3）ひとり親家庭の自立支援.....	56
2	<ライフステージⅡ「個を尊び・育てる」> 人権の尊重と男女共同参画を学ぶ教育環境づくり.....	57
	（4）男女共同参画意識を育てる教育環境の整備.....	57
	（5）人権と性の尊重意識の醸成.....	59
	（6）若者への啓発事業の推進.....	60

3	<ライフステージⅢ「共に働き・共に生きる」>	
	様々な分野で男女共同参画を実践する職場・家庭・地域づくり	62
	(7) あらゆる分野での女性の参画促進	62
	(8) 女性の就業促進に向けた支援	64
	(9) ワーク・ライフ・バランスの推進	66
	(10) 男女の活躍を支える教育・保育サービス等の充実	68
	(11) 介護による離職に関する対応についての調査・研究	69
	(12) 家庭や地域活動における男女共同参画の促進	70
	(13) 男女共同参画に関する啓発や意識・機運づくり	71
4	<ライフステージⅣ「老いを生き・老いを支える」>	
	男女がともに高齢期を豊かに過ごせる環境づくり	72
	(14) 高齢期の男女への意識啓発と生きがいづくり等の推進	72
	(15) 男女共同参画の視点に立った介護、介護予防等の推進	74
5	<すべてのライフステージに関わるもの>	
	男女が互いに尊重し合い、安心して暮らせる社会環境づくり	75
	(16) 防災における男女共同参画の促進	75
	(17) あらゆる暴力の防止	76
	(18) 性別や年代に応じた心身の健康づくりへの支援	77
6	計画の推進体制	78
	(1) 男女がともに活躍できる職場環境の整備	78
	(2) 男女共同参画を推進するための行政基盤の確立	79
	(3) 市役所内における連携の強化	80
	(4) 進捗状況の見える化	80
	(5) 国・県等と連携した取組	80
	第5章 計画の推進にあたって	81
1	指標の設定による進捗管理	82
2	役割分担	83
3	とよた男女共同参画プラン推進体制図	84
4	取組の効果を測る指標一覧（算出方法及び目標値設定根拠）	85
	資料編	89
1	策定の経過	90
2	豊田市男女共同参画推進懇話会	91
	(1) 懇話会設置要綱	91
	(2) 懇話会委員名簿	92
3	豊田市男女共同参画推進会議	93
	(1) 推進会議設置要綱	93
4	用語の説明	95
5	男女共同参画社会基本法	97



クローバー 【Clover】

マメ科の植物。ヨーロッパ原産。日本ではシロツメクサのこと。

四つ葉のクローバーは「希望」「愛情のしるし」「幸せ」を表し、それを発見したものには幸運が訪れるという古くからの言い伝えがある。

クローバープランとは

「とよた男女共同参画プラン」では、人の生涯を四つ葉のクローバーにみたて、それぞれのライフステージを葉の1枚で表現し、広く親しんでいただけるよう通称を「クローバープラン」と名づけました。

このクローバーのマークには、どのライフステージにおいても充実した生活を送ることができる「バランスのとれた社会」を目指すという意味合いを持たせています。

クローバープランで示す4つのライフステージ

ライフステージⅠ「命をはぐくむ」

ライフステージⅠとは女性が子どもを産むことを決定し、妊娠・出産から幼児期に至るまでの期間で、女性と男性が協力して新しい命をはぐくみ育てる段階です。

ライフステージⅡ「個を尊び・育てる」

ライフステージⅡとは、小学校入学前から成人に至るまでの期間で、将来を担う子どもたちが自我に目覚め、個が確立するなど健やかに成長する段階です。

ライフステージⅢ「共に働き・共に生きる」

ライフステージⅢとは、成人から高齢期に至るまでの期間で、責任ある市民として職場や地域社会、家庭などあらゆる場面で活躍する段階です。

ライフステージⅣ「老いを生き・老いを支える」

ライフステージⅣとは、高齢者が自立し、健康を維持し、その能力を活用し生きがいを持って暮らせる段階です。



第1章

計画の策定にあたって



1 計画策定の趣旨

平成11年(1999年)に制定された「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会^{※1}の実現は、21世紀のわが国の社会を決定する最重要課題と位置付けられています。

社会制度や慣行等に影響された「女らしさ」や「男らしさ」によって、一人ひとりが持つ個性や能力の発揮が妨げられる社会は、女性や男性の人生の選択肢を狭め、自分らしく生きることを困難にします。成熟した、活力ある社会づくりのためには、多様性を認め合える男女共同参画社会の実現が欠かすことができません。しかし、わが国の女性の社会参画状況や、男性の家庭・地域活動への参画状況をみると、他の先進国と比較する数値GGI(ジェンダー・ギャップ指数)^{※2}などでも低い水準となっており、より一層、積極的な取組が求められています。

特に、近年では少子高齢化や人口減少社会の到来、世帯の小規模化・核家族化等を背景として、男女ともに子育て、介護等と仕事を両立させることが必要とされるようになってきました。個人の幸せはもちろん、社会全体や企業の持続可能な発展のためにも、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス^{※3}の推進が求められています。

本市では、平成12年(2000年)3月に、市における男女共同参画の方向性を定める「とよた男女共同参画プラン(クローバープラン)」を策定しました。その後、社会経済情勢の変化や豊田市と周辺6町村との合併、施策の推進状況等を踏まえ、平成18年(2006年)3月にプランの一部改訂を行い、「とよた男女共同参画プラン(クローバープラン)・後期計画」として男女共同参画のさらなる推進に努めてきました。

さらに、プラン策定後10年間の取組の成果や、依然として残る男女共同参画を取り巻く様々な課題等を踏まえ、平成22年(2010年)3月、平成22年度(2010年度)から平成26年度(2014年度)までの5年間を計画期間とする「第2次とよた男女共同参画プラン(クローバープランⅡ)」を策定しました。

このたび「第2次とよた男女共同参画プラン(クローバープランⅡ)」の計画期間が満了することを受け、今後の本市における男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための計画として「第3次とよた男女共同参画プラン(クローバープランⅢ)」(以下、「本プラン」とする。)を策定しました。

男女共同参画は、多様性を認め合い、誰もがその人らしい人生を送ることができるようにするためのものであり、画一的な考えを押し付けるものではありません。それぞれの家庭、職場、地域に応じて、性別に関わりなく誰もが希望する選択ができる社会をつくるために、産業構造や人口構造、就労の状況や家庭の状況、市民の意識・実態等を踏まえ、本市の特徴に基づいた施策・事業を展開することで、男女共同参画社会の実現を目指します。

※1 男女共同参画社会

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第2条に規定されている、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

※2 GGI(ジェンダー・ギャップ指数)

スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータ(①経済分野、②教育分野、③保健分野、④政治分野)から構成され、男女格差をはかる指数です。日本の総合順位は、平成26年(2014年)において、142か国中104位となっています。

※3 ワーク・ライフ・バランス

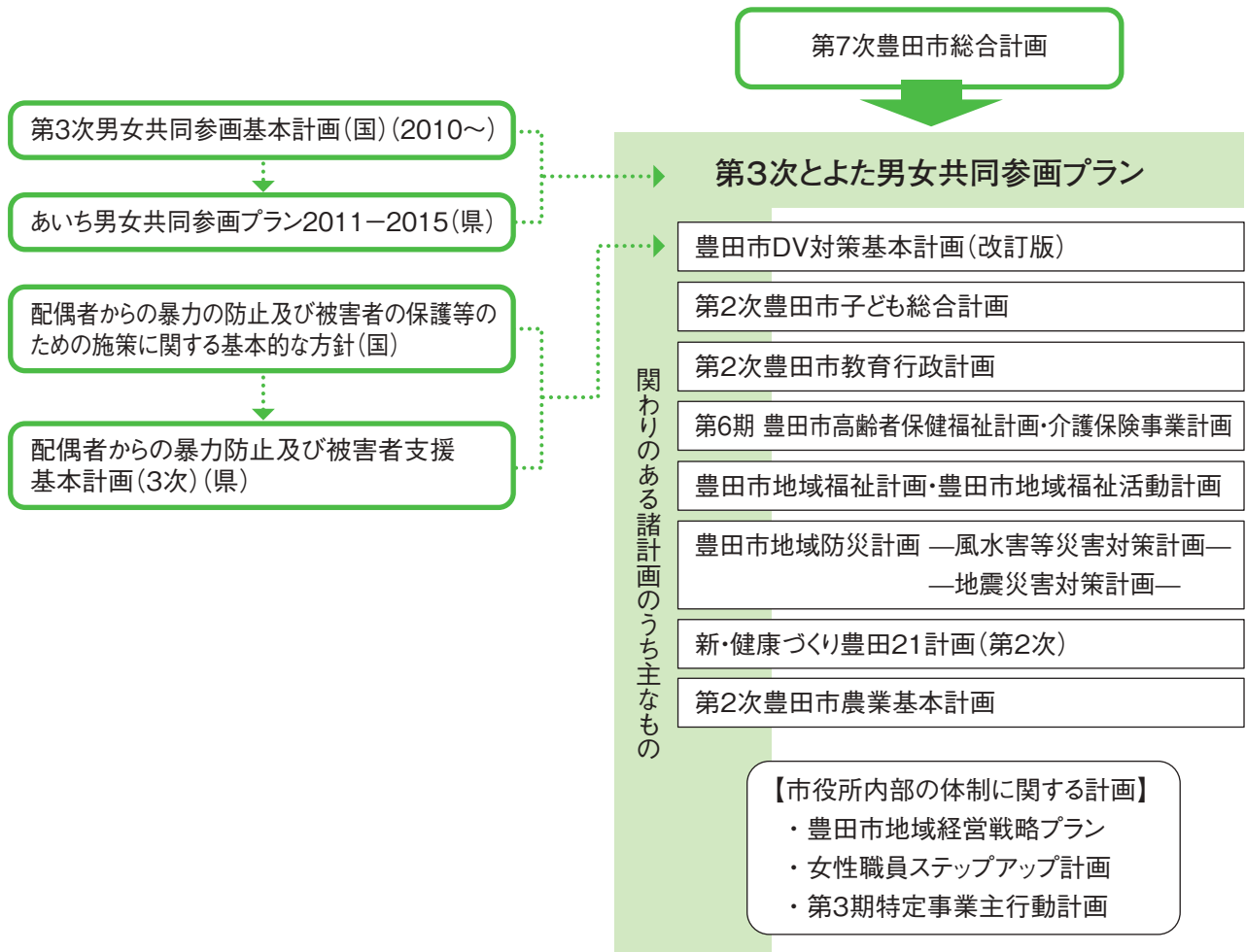
老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活などにおいて、自らが希望するバランスのとれた生活を送ることを指します。このような生活を実現させるためには、働き方の見直しや家庭における家族の役割分担などが必要とされています。

2 計画の位置付け（根拠法等）

本プランは、「第7次豊田市総合計画」を上位計画とする分野別計画です。

また、本プランは「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置付けるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「豊田市DV^{※4}対策基本計画（改訂版）」と整合と図り、策定します。

■他計画との連携イメージ



※4 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（事実婚、別居を含む）やパートナーなど親密な関係にある（あった）人から振るわれる暴力のことをいいます。暴力には殴る蹴るなどの暴力のみならず、威嚇する、生活費を渡さない、仕事につかせない、性行為の強要、外出や交友関係を制限して孤立させるといった精神的な苦痛や経済的な抑圧なども含まれます。

3 計画の期間

本プランの期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済情勢の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

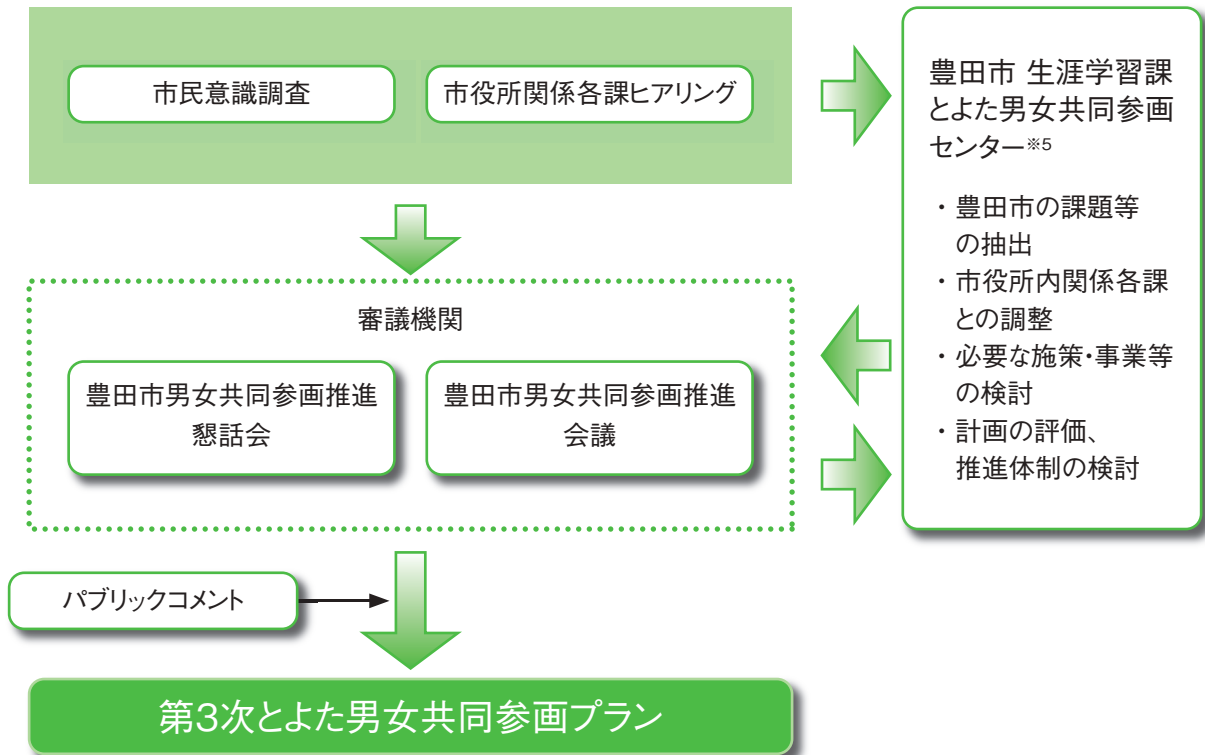
■計画の期間（上位計画・関連計画含む）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
第7次豊田市総合計画	基本構想(平成20年度～)				第8次総合計画						
	後期実践計画										
第3次とよた男女共同参画プラン	第2次プラン		(5か年)				評価、改訂				
豊田市DV対策基本計画			改訂版(5か年)								
第2次豊田市子ども総合計画			(5か年)								
第2次豊田市教育行政計画			(5か年)								
豊田市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第5期		第6期(3か年)		第7期(3か年)						
豊田市地域福祉計画 豊田市地域福祉活動計画			(5か年)								
豊田市地域防災計画	毎年度見直ししながら推進										
新・健康づくり豊田21計画(第2次)			(5か年)								
第2次豊田市農業基本計画	(平成18年度～)										

4 計画の策定体制

本プランは、「豊田市男女共同参画推進懇話会」「豊田市男女共同参画推進会議」が中心となり、検討を行いました。また、本プランは、市民意識調査やパブリックコメントの実施など、各種の市民参画の過程を経て策定しています。

■計画策定の流れ



■市民参画の状況

区分	概要
市民意識調査	市内に在住する20歳以上の市民から3,000人を抽出し、男女共同参画に関する意識や実態等を把握しました。
パブリックコメント	計画案に対し、パブリックコメントによる意見募集を行いました。

※5 とよた男女共同参画センター (キラッ☆とよた)

豊田市が設営・運営している男女共同参画社会実現のための拠点施設で、情報誌の発行、セミナー・講座やイベントの開催、団体支援等様々な活動を行っています。

5 男女共同参画を取り巻く近年の動き

わが国における男女共同参画の取組は、平成22年（2010年）12月に閣議決定された「第3次男女共同参画基本計画」に基づき推進されています。この計画では、実効性の高いアクション・プランとするため、15の重点分野において「成果目標」が掲げられました。

愛知県では、平成23年（2011年）3月に「あいち男女共同参画プラン2011-2015」が策定されています。

■男女共同参画を取り巻く社会の動向 ※政策の方針を示す「計画」に関わる事項はゴシックで示しています。

年	世界	日本	愛知県	豊田市
昭和50年 (1975年)	国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催		
昭和52年 (1977年)		「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」設置		
昭和54年 (1979年)				
昭和55年 (1980年)	国連婦人の10年	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		
昭和56年 (1981年)		「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		
昭和58年 (1983年)				「豊田市婦人行政行動計画」策定
昭和60年 (1985年)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」の改正 「男女雇機会均等法」施行 「女子差別撤廃条約」批准		「女性活動センター」設置
昭和61年 (1986年)		婦人問題企画推進本部拡充：構成を全庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催		
昭和62年 (1987年)		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定		
平成元年 (1989年)			女性行動計画「あいち女性プラン」策定	
平成2年 (1990年)	国連婦人の地位委員会拡大大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			「第二次とよた女性プラン」策定
平成4年 (1992年)		「育児休業法」施行		
平成6年 (1994年)		男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置（政令） 男女共同参画推進本部設置		
平成7年 (1995年)	第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児・介護休業法」施行		「第二次とよた女性プラン」改訂
平成8年 (1996年)		「男女共同参画2000年プラン」策定	「愛知県女性総合センター（ウィルあいち）」開館	

年	世界	日本	愛知県	豊田市
平成9年 (1997年)		男女共同参画審議会設置 (政令) 「男女雇機会均等法」改正	「あいち男女共同参画2000 年プラン」策定(「あいち女性 プラン」改定)	
平成10年 (1998年)				男女共同参画に関する意識 調査
平成11年 (1999年)		「男女共同参画社会基本 法」施行 「男女雇用機会均等法」改 正 「労働基準法」改正 「育児・介護休業法」改正		
平成12年 (2000年)	国連特別総会「女性2000年 会議」(ニューヨーク)	「介護保険法」施行 「男女共同参画基本計画」 策定		「とよた男女共同参画プラン (クローバープラン)」策定
平成13年 (2001年)		男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置(法 律) 「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」施行 「仕事と子育ての両立支援策 の方針について」策定	「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざし て～」策定	「女性活動センター」を「女 性センター」に名称変更 豊田市職員・教員 男女共同 参画社会に関する意識調査
平成14年 (2002年)			「愛知県男女共同参画推進 条例」制定	女性への暴力に関する意識 と実態調査
平成15年 (2003年)		「女性のチャレンジ支援策 の推進について」男女共同 参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」 「次世代育成支援対策推進 法」施行 「労働基準法」改正		男女共同参画に関する意識 調査
平成16年 (2004年)		「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」改正 「育児・介護休業法」改正 「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護のための施 策に関する基本的な方針」策 定		
平成17年 (2005年)	第49回国連婦人の地位委員 会(「北京+10」閣僚級会 合)(ニューヨーク)	「介護保険法」改正 「女性の再チャレンジ支援プ ラン」策定 「男女共同参画基本計画(第 2次)」策定	「あいち子育て・子育て応援プ ラン」策定 「配偶者からの暴力防止及び 被害者支援基本計画」が策 定	「女性センター」を「とよ た男女共同参画センター」 に名称変更
平成18年 (2006年)		「男女雇機会均等法」改正	「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざし て～」改定	「とよた男女共同参画プラン (クローバープラン)」改訂 職場における男女共同参画 意識調査
平成19年 (2007年)		「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律」改正 「仕事と生活の調和(ワーク ・ライフ・バランス)憲章」及び 「仕事と生活の調和推進の ための行動指針」策定		子どもの男女共同参画に関 する意識調査 女性への暴力に関する意識 と実態調査
平成20年 (2008年)		「女性の参加加速プログラ ム」策定	「配偶者からの暴力防止及 び被害者支援基本計画(2 次)」策定	男女共同参画に関する意識 調査
平成21年 (2009年)		「育児・介護休業法」改正		「豊田市DV対策基本計画」 策定
平成22年 (2010年)	第54回国連婦人の地位委員 会(「北京+15」記念会 合)(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画(第 3次)」策定		「第2次とよた男女共同参画 プラン(クローバープランII)」 策定

年	世界	日本	愛知県	豊田市
平成23年 (2011年)	UN Women (ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関) 正式発足		「あいち男女共同参画プラン2011-2015」策定	職場における男女共同参画意識調査
平成24年 (2012年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		「あいち仕事と生活の調和行动計画」策定	日常生活における男女の意識と実態に関する調査
平成25年 (2013年)		「日本再興戦略」策定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正	「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(3次)」策定 「あいち女性の活躍促進プロジェクトチーム」の設置	男女共同参画社会に関する意識調査
平成26年 (2014年)		「すべての女性が輝く社会づくり本部」の設置 「すべての女性が輝く政策パッケージ」策定	「あいち女性活躍促進会議」の設置	

6 今後の社会情勢を踏まえた男女共同参画の必要性

社会経済構造や人々のライフスタイルの変化、家族形態の多様化等により、家庭生活や地域生活、職業生活の状況が大きく変化しています。平成11年の「男女共同参画社会基本法」の施行以降、制度の改正や意識啓発が継続的に進められてきたものの、依然として、男性の長時間労働や、女性に家事・育児等と仕事の両面の負担が多く課せられていること、男女間の賃金格差が大きいことなど、多くの課題が残っています。（図表1-1、1-2、1-3、1-4参照）

時代や社会の変化に適切に対応するとともに、一人ひとりが生活の中で過度な負担を抱えることなく、その人らしく暮らすことができる社会づくりに向け、職業生活と家庭生活、個人の活動を調和させながら、性別に関わりなく能力を発揮できる環境にしていくことが必要です。

男女共同参画社会は、女性を家庭だけ、男性を仕事だけの役割に縛り付けるような固定的な性別役割分担^{※6}に基づく人々の意識や行動、制度の在り方等を見直すものです。しかし、女性の経済活動への参画や男性の家庭生活・地域活動への参画だけを求めるものではありません。誰もが“多様な選択ができること”が重視されます。子育てに専念したい女性はもちろん、仕事にやりがいを持つ男性、又は両方をバランスよく過ごしたい人など、誰もが自分の能力を発揮しつつ、様々な選択が可能となる社会にしていくことが大切です。

また、近年の社会情勢をみると、東日本大震災の発生、高齢化に伴う介護問題の増大、長期的な経済の低迷、人口減少社会の到来など、様々な変化が起こっています。

これらを男女共同参画の視点から見ると、東日本大震災においては、女性に必要な衛生用品等の不足、避難所における授乳や着替えをするための場所の不足などがみられ、災害対応に女性の視点が反映されていないことが明らかになりました。このことを受け、平常時から男女共同参画の視点で防災・災害対応を行うことの重要性が改めて認識され、内閣府では、平成24年9月の「防災基本計画」の改訂において、地域の復旧・復興の基本方向の決定にあたって、男女共同参画の観点からあらゆる場・組織に女性の参画を促進することなどが盛り込まれました。

また、わが国は、世界でも類を見ない超高齢社会^{※7}を迎えようとしています。高齢者は増加の一途をたどり、それに伴い、介護を必要とする高齢者や認知症高齢者なども増加しています。今後、介護のために離職せざるを得ない「介護離職^{※8}者」がさらに増える可能性があり、性別に関わらず、仕事と介護を両立しやすい社会づくりが求められています。（図表1-5、1-6、1-7参照）

さらに、経済の分野においては、性別、年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もがその能力を十分に発揮することができる社会づくりにより、新たな雇用の創出や経済の活性化が期待されています。特に女性はわが国最大の潜在力とも言われ、その活躍に大きな期待が寄せられています。女性が自らの希望を実現し、持っている能力を十分に発揮するためにも、女性の活躍促進や男女共同参画の実現は、さらに加速して進めていかねばならない重要事項となっています。

※6 固定的な性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

※7 超高齢社会

65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会のことをいいます。

※8 介護離職

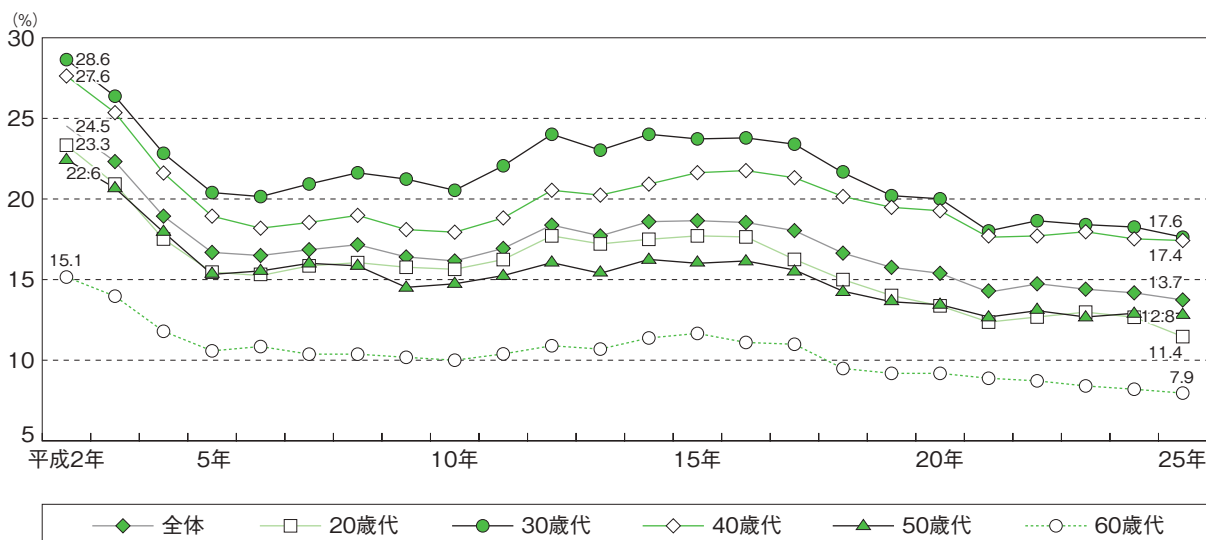
就業者が家族の介護や看護のために退職、転職することです。親や配偶者を在宅介護するため、退職や転職を迫られる中高年が増える傾向にあります。

そして、人口においては戦後の高度経済成長時代から、長らく右肩上がりの状態にありましたが、近年、横ばいから微減に転じ、人口減少社会に突入しようとしています。最も人口が多い団塊世代^{※9}が高齢期に入り、次いで人口が多い団塊ジュニア世代が40歳代に差し掛かっています。今後、高齢化率は上昇を続け、20歳代から40歳代の未婚率も上昇傾向にあることから、少子高齢化はさらに加速することが見込まれます。人口が減少し、それに伴って労働力人口も減少することで、社会全体の活力が低下することが危ぶまれています。

日本創成会議の人口問題検討分科会の試算によれば、このままの人口減少、少子高齢化が進めば2040年には全自治体の約半数が「消滅可能性都市」となる推計結果も発表されており、各自治体でも危機的状況と捉え、全庁的な対策が進み始めています。政府も対策組織として平成26年9月に「まち・ひと・しごと創生本部」を新設しました。

このような少子高齢化、人口減少等の近年の社会情勢にあつては、多様な人材が活躍できる職場環境づくりや、男女が協力し合って子育て・教育、介護等に参加できる充実した家庭生活、多くの人が活躍する地域コミュニティづくりが、より一層求められることとなります。本市ではこのような認識のもと、人口減少社会に対応できる、男女がともに希望する生き方が叶えられ、家庭生活を送ることができる、多様性を持った社会をつくることを目指します。

〔図表1-1〕 週労働時間60時間以上の就業者の割合（男性・年齢別）

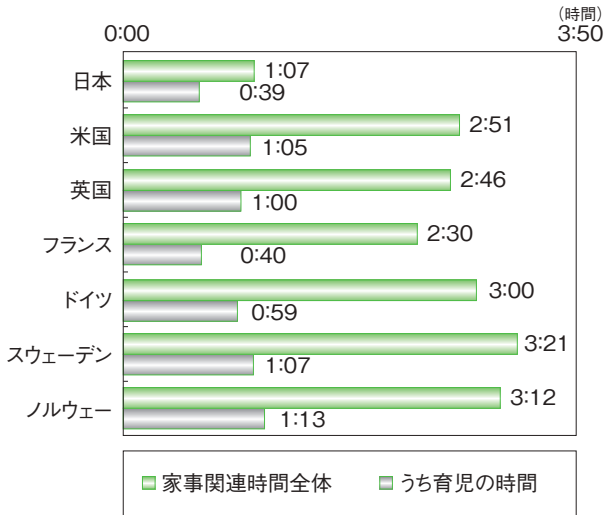


資料：労働力調査
※数値は、非農林業就業者のうち従業員総数に占める割合。

※9 団塊世代

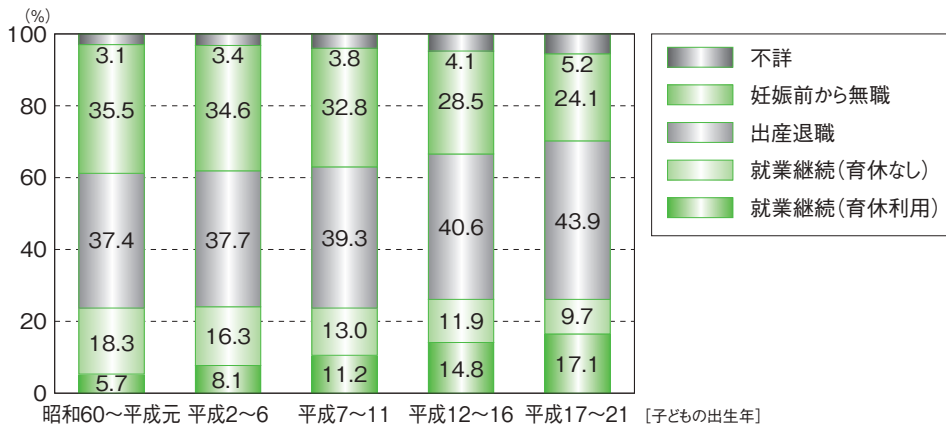
第二次大戦後、昭和22年～24年に生まれた世代のことをいいます。また、「団塊ジュニア世代」は、団塊世代の子どもにあたる世代のことです。

〔図表1-2〕 6歳未満児のいる夫の家事・育児関連時間（1日当たり）



資料：社会生活基本調査（平成23年）

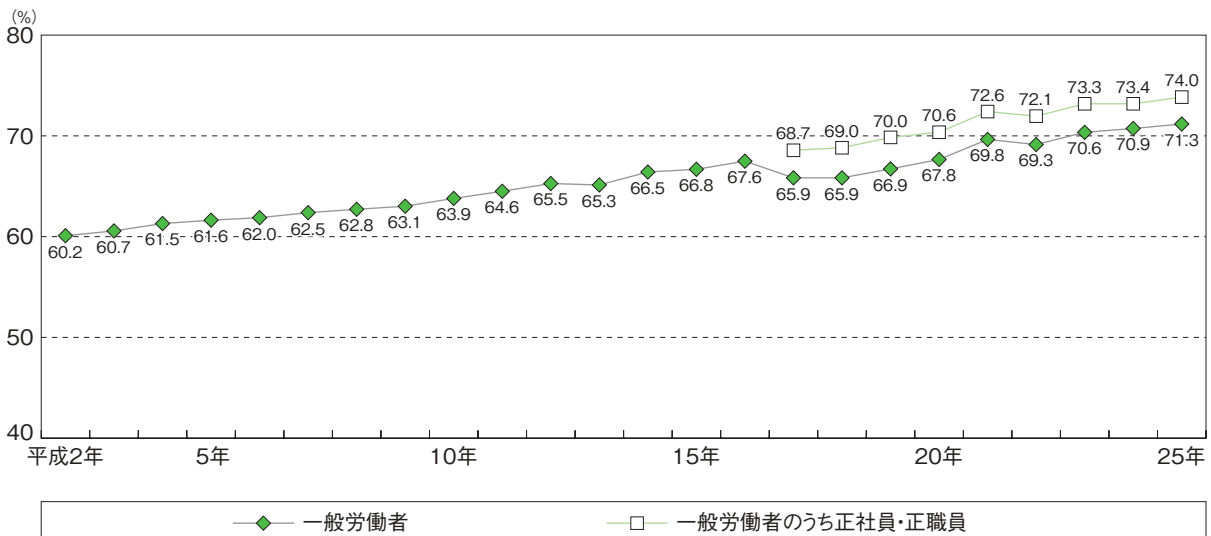
〔図表1-3〕 第1子出産前後の妻の就業経歴



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」

〔図表1-4〕 男女間の賃金格差の推移

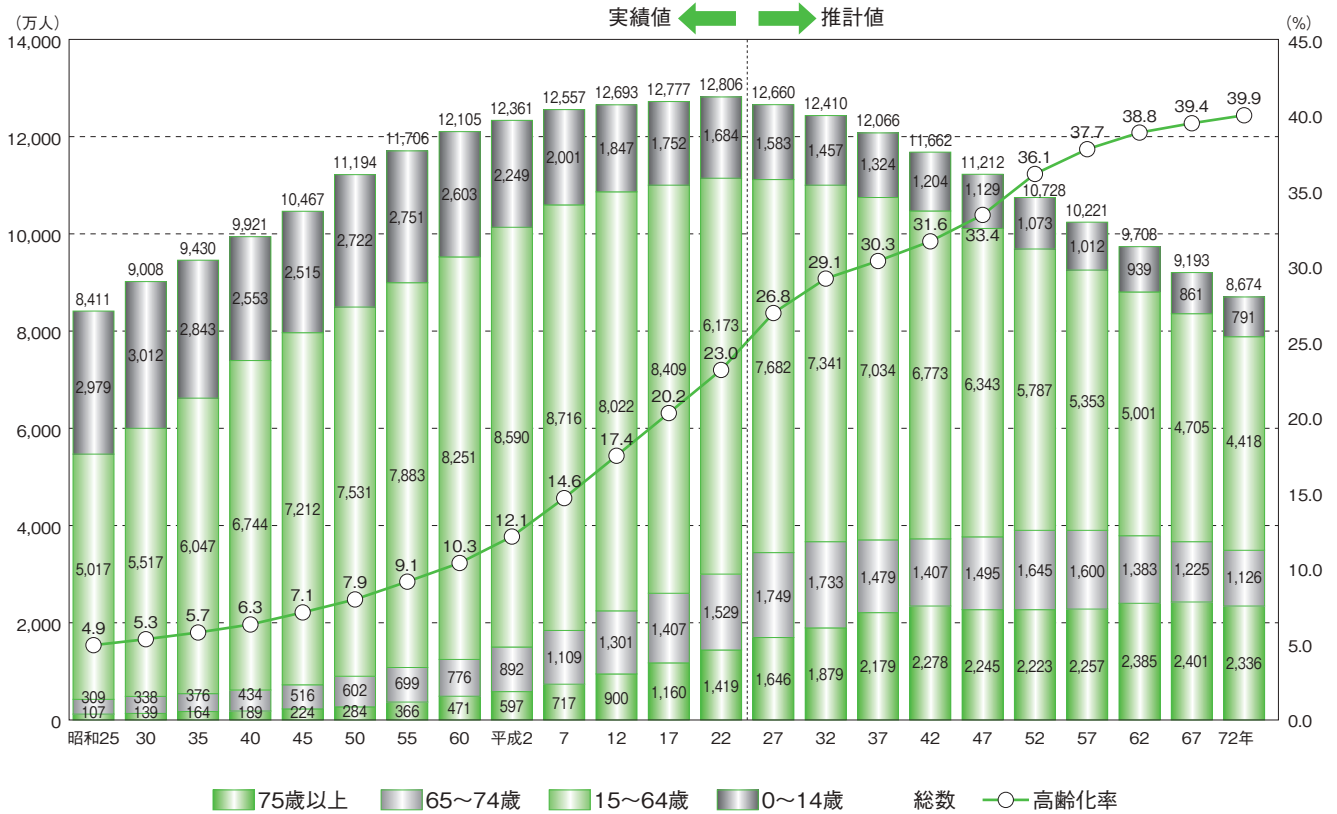
（男性一般労働者の所定内給与額を100とした時の女性一般労働者の所定内給与額の値）



資料：賃金構造基本統計調査

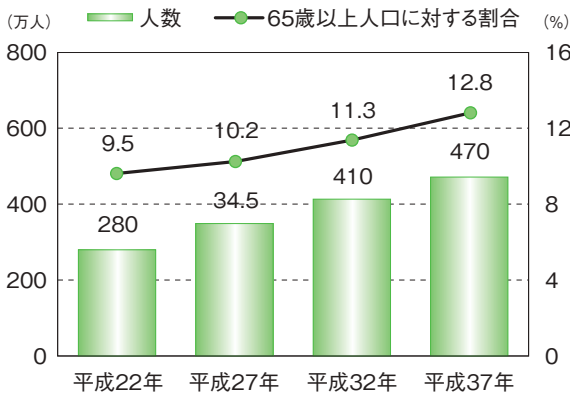
※一般労働者とは、短時間労働者以外の労働者をいう。

〔図表1-5〕日本の将来人口推計と高齢化の推移



資料：平成22年までは「国勢調査」、平成25年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。（昭和25年～平成22年の総数には年齢不詳を含む。）

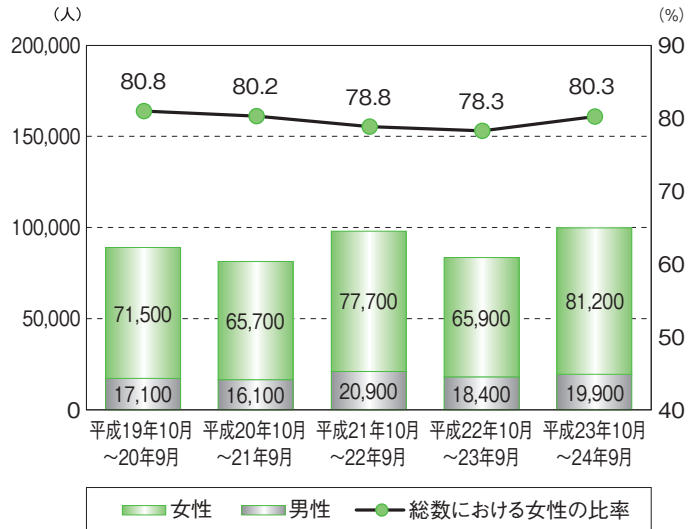
〔図表1-6〕日本の認知症高齢者数の推計



資料：厚生労働省

※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ（日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できる状態）以上の高齢者数の推計。

〔図表1-7〕介護・看護のために離職・転職した人の推移



資料：就業構造基本調査（平成24年）

※複数回離職・転職した人については、前職についてのみ回答しているため、前職以前の転職・離職については数値に反映されていない。



第2章

豊田市の男女共同参画の状況



1 統計資料等からみる豊田市の男女共同参画の状況

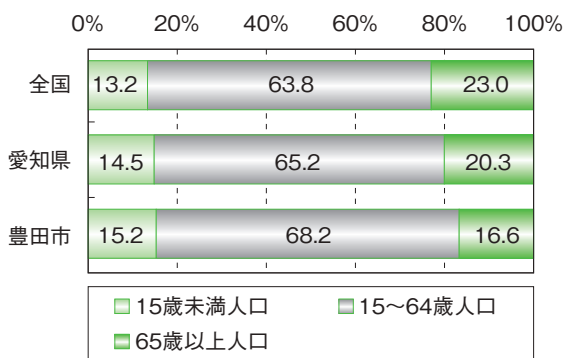
(1) 人口・世帯の状況

平成22年の国勢調査によると、本市の総人口は421,487人となっています。年齢3区分別人口をみると、全国、愛知県に比べて本市では15歳未満人口の割合が高く、65歳以上人口の割合は低くなっています。しかし、本市の年齢3区分別人口を平成12年から経年でみると、65歳以上人口の割合が大きく伸びており、高齢化は確実に進行していることがわかります。

本市では基幹産業である自動車産業関連の企業が多いことなどから、女性よりも男性の人数が多くなっており、人口性比は女性100に対し男性110.4と、全国、愛知県の値を大きく上回っています。

また、「第1章 6 今後の社会情勢を踏まえた男女共同参画の必要性」において言及した日本創成会議の人口問題検討分科会の試算によれば、本市の2040年における「20～39歳女性」の将来推計人口は、50%以上減少と試算された「消滅可能性都市」には該当していませんが、大都市圏等への人口移動が収まった場合では24.3%減少し、収まらない場合では21.3%減少すると試算されています。

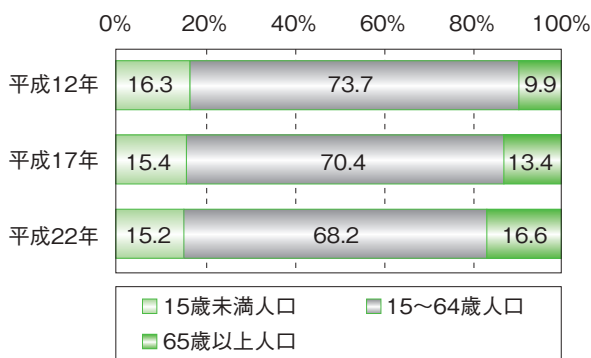
〔図表2-1〕 年齢3区分別人口の全国・県比較



資料：国勢調査（平成22年）

※15歳未満人口…年少人口、15～64歳人口…生産年齢人口、65歳以上人口…老年人口

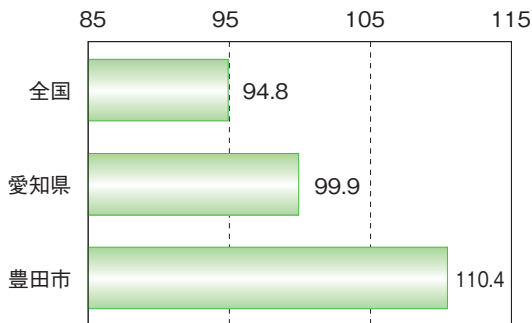
〔図表2-2〕 年齢3区分別人口の推移（豊田市）



資料：国勢調査（平成12年は合併前の豊田市のみの数値）

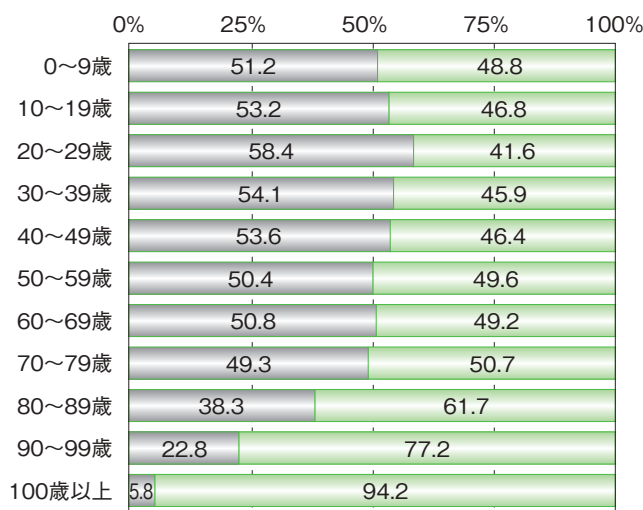
〔図表2-3〕 人口性比の全国・県比較

※女性100につき男性



資料：国勢調査（平成22年）

〔図表2-4〕 年齢別人口における男女比（豊田市）

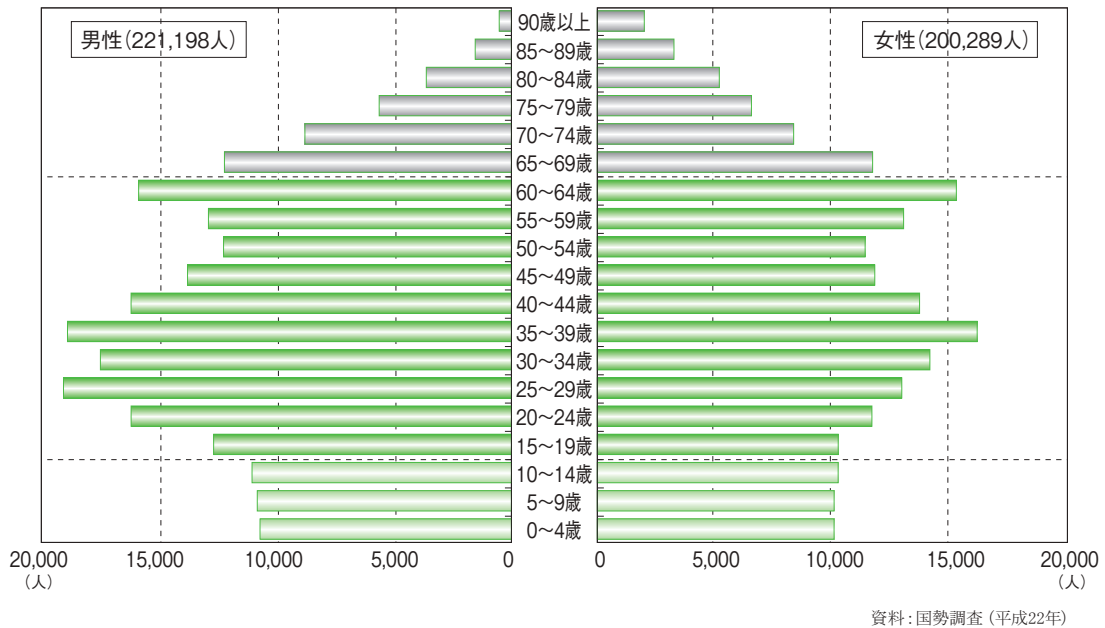


■ 男性 ■ 女性

資料：国勢調査（平成22年）

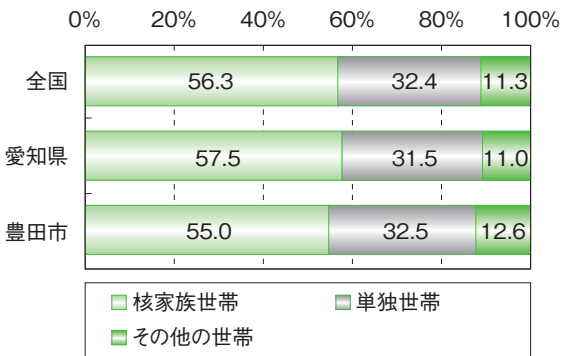
本市の年齢別人口を男女別にみると、20歳代、30歳代で女性よりも男性が多くなっています。高齢期では、男性に比べて女性の平均寿命が長いので、70歳以上で女性の人数が男性を上回ります。

〔図表2-5〕人口ピラミッド（豊田市）

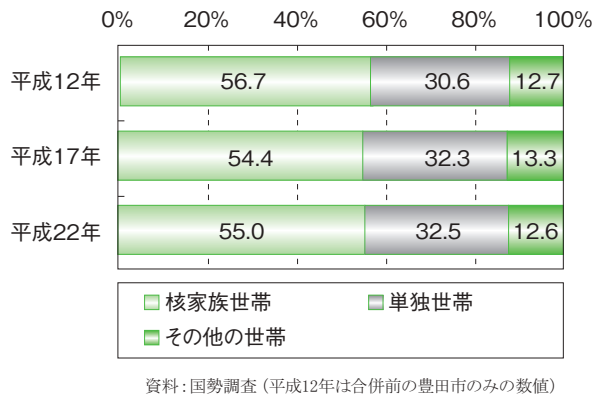


世帯の構成をみると、徐々に単独世帯（世帯人員が1人の世帯）の割合が増加しています。さらに、高齢単身世帯（65歳以上の1人のみの一般世帯）、高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯）も増加しており、高齢単身世帯は女性の占める割合が高くなっています。

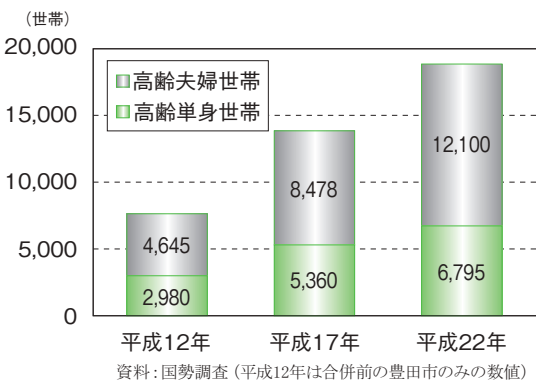
〔図表2-6〕世帯構成比の全国・県比較



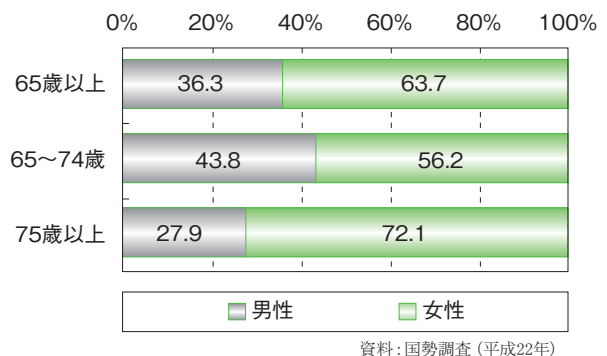
〔図表2-7〕世帯構成比の推移（豊田市）



〔図表2-8〕高齢者世帯数の推移（豊田市）



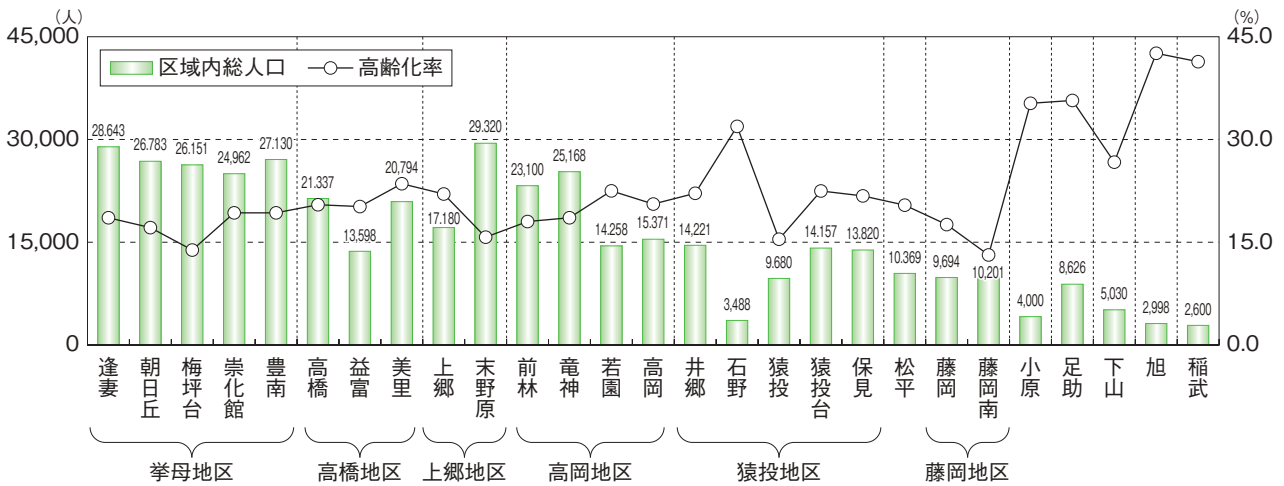
〔図表2-9〕高齢単身世帯の男女比（豊田市）



本市の地区別の人口と高齢化率の状況をみると、27中学校区別に差があることがわかります。旭、稲武、小原、足助といった農山村部において、特に高齢化率が高くなっています。

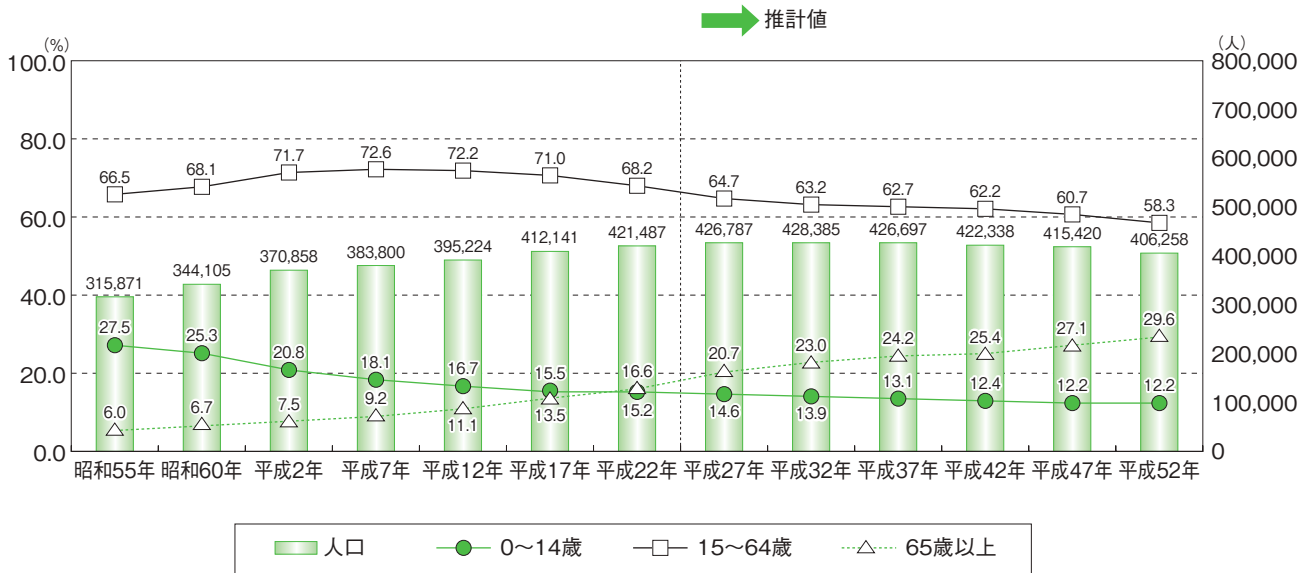
また、今後の人口推計によれば、本市の人口は平成32年をピークにゆるやかに減少し、0～14歳までの年少人口割合、15～64歳までの生産年齢人口割合が低下する中、高齢化率は継続して上昇し続けることが見込まれます。

〔図表2-10〕地区別人口と高齢化率（豊田市）



資料：住民基本台帳（平成25年10月1日）

〔図表2-11〕人口・年齢3区分別人口の推計（豊田市）



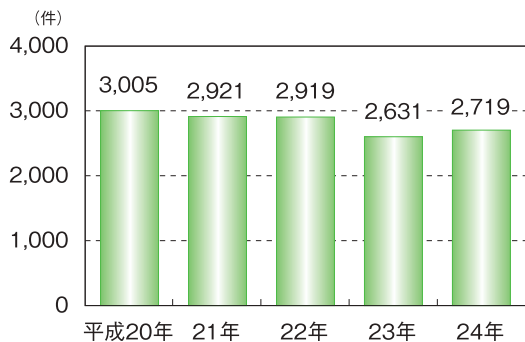
資料：国勢調査（推計値は国立社会保障・人口問題研究所）※平成12年までは旧町村分を合算。

(2) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数は、平成20年に3,000件を超えたものの、近年は減少傾向にあります。離婚件数は平成21年から平成23年にかけて700件を超えていますが、平成24年では減少しています。

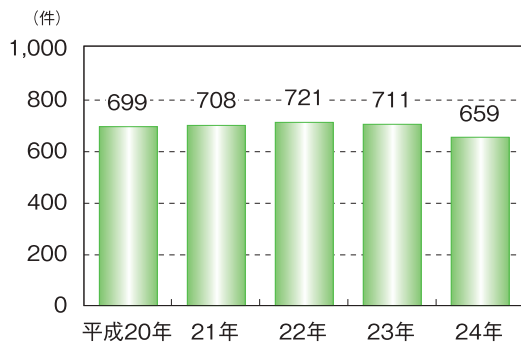
男女別の未婚率をみると、平成12年と平成22年を比較して、男性では30歳代以降、女性では20歳代後半以降の未婚率が高まっており、晩婚化の傾向がうかがえます。

〔図表2-12〕 婚姻件数の推移（豊田市）



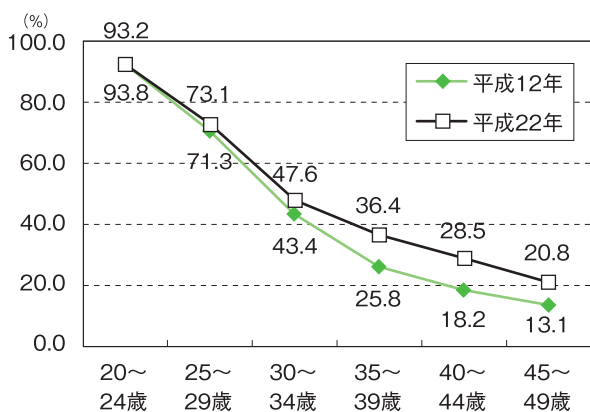
資料：豊田市統計書（平成24年版）

〔図表2-13〕 離婚件数の推移（豊田市）



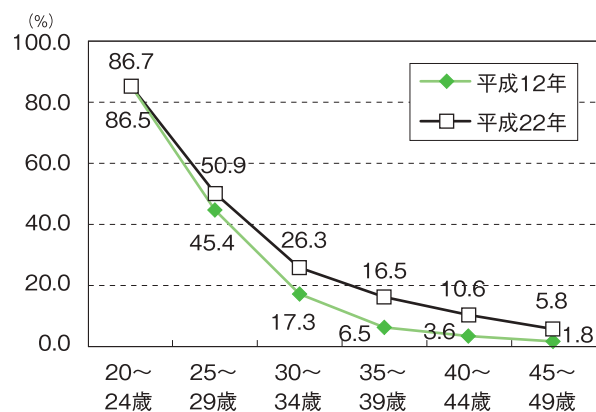
資料：豊田市統計書（平成24年版）

〔図表2-14〕 男性の年齢別未婚率の推移（豊田市）



資料：国勢調査

〔図表2-15〕 女性の年齢別未婚率の推移（豊田市）

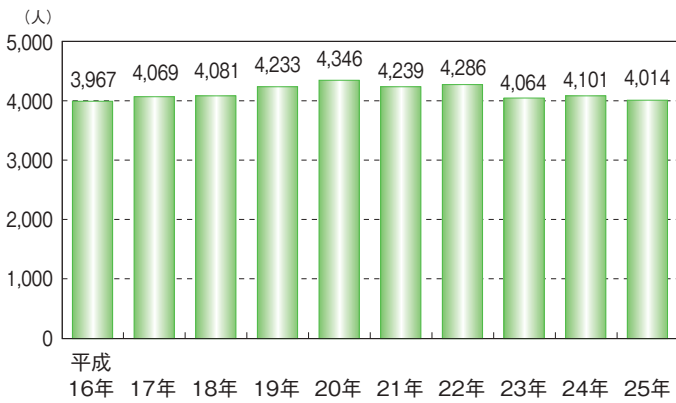


資料：国勢調査

(3) 福祉等の状況

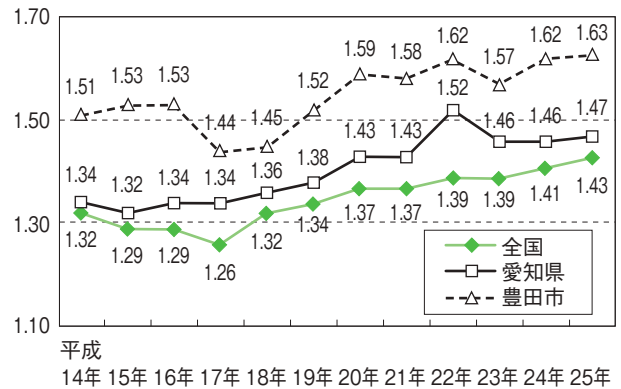
本市の出生数は、近年4,000人前後で推移しています。一人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す合計特殊出生率^{※10}は、全国、愛知県、本市いずれも上昇傾向にあります。こども園・私立幼稚園の園児数を見ると、園児数は平成24年度以降横ばいとなっていますが、園児数に占める乳児（0～2歳）の割合は継続して増加しています。このことから、就労などにより子どもが小さいうちからこども園に預ける保護者が増えていることがわかります。

〔図表2-16〕 出生数の推移（豊田市）



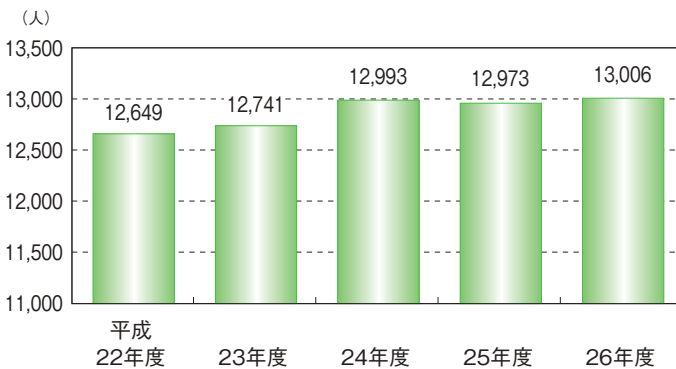
資料：人口動態統計

〔図表2-17〕 合計特殊出生率の推移



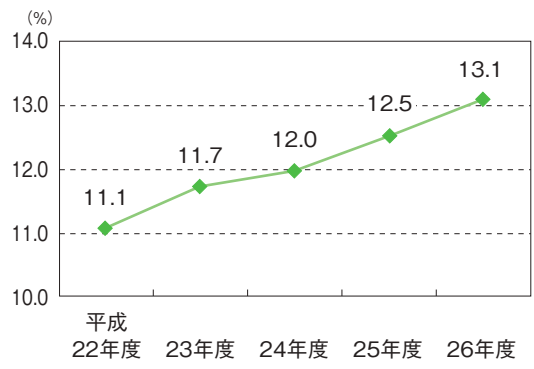
資料：豊田市健康部健康政策課調べ、人口動態統計ほか

〔図表2-18〕 こども園・私立幼稚園園児数（豊田市）



資料：豊田市子ども部保育課調べ（各年5月1日）

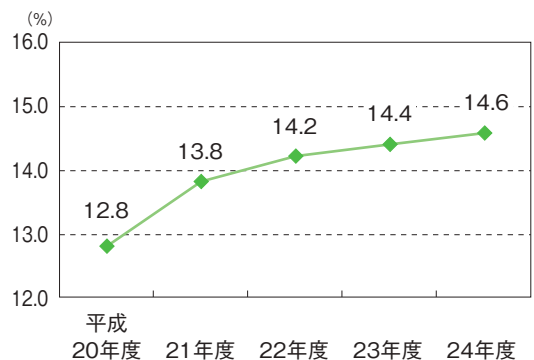
〔図表2-19〕 こども園の乳児割合の推移（豊田市）



資料：豊田市子ども部保育課調べ（各年5月1日）

介護保険における認定率（65歳以上の被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合）は上昇傾向にあり、何らかの支援や介護が必要な高齢者が増加しています。

〔図表2-20〕 認定率の推移（豊田市）



資料：介護保険事業状況報告

※10 合計特殊出生率

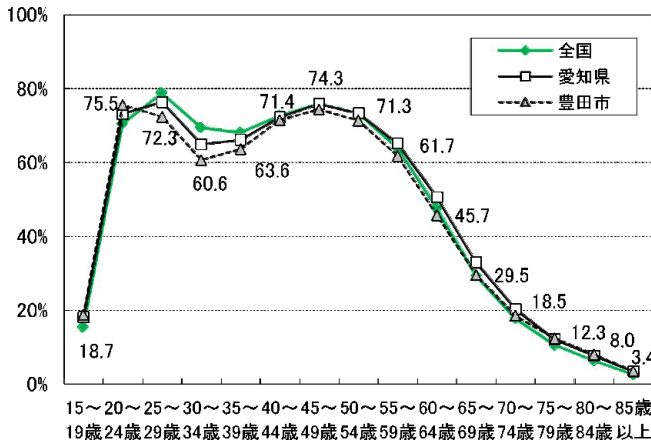
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。

(4) 就業の状況

女性の年齢別労働力率を全国、愛知県と比較すると、いずれも20代後半から30代前半にかけて低下し、年齢が上がるにつれて再び上昇するM字曲線^{※11}を描いています。全国、愛知県に比べて、本市では20歳代後半から30歳代の労働力率がより低くなっています。

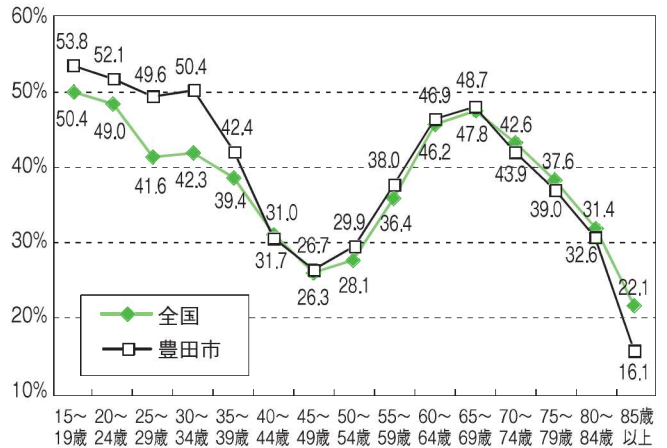
また、既婚女性のみに着目してみると、全国に比べて本市では20歳代から30歳代では「家事」に従事している割合が高くなっています。

〔図表2-21〕女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査（平成22年）

〔図表2-22〕既婚女性の家事従事者割合



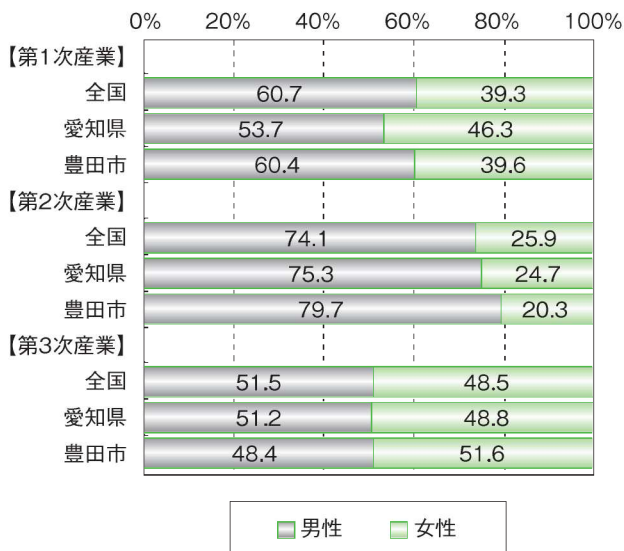
資料：国勢調査（平成22年）

※15歳以上人口に占める「非労働力人口」のうち「家事」（自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた）者の割合を示している。

産業分類別就業者数の男女比をみると、本市では全国、愛知県と比較して第2次産業で男性の割合が高くなっています。第3次産業では女性の割合が高く、50%を超えています。

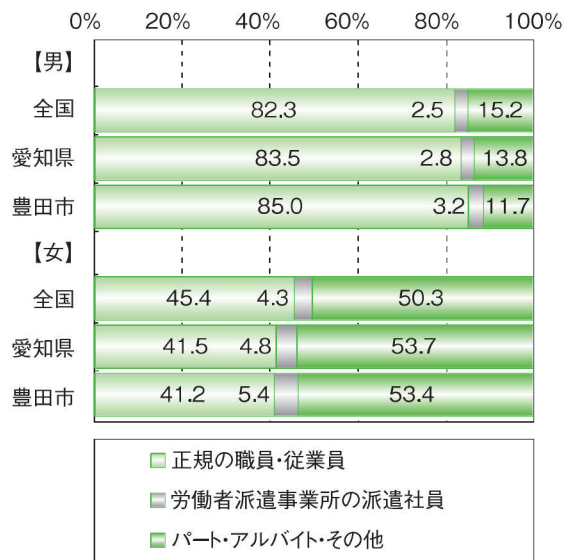
雇用者の雇用形態の状況をみると、男性で「正規の職員・従業員」が85.0%と最も多くの割合を占めていますが、女性では「パート・アルバイト・その他」が53.4%と半数以上を占めています。

〔図表2-23〕産業分類別就業者数の男女比



資料：国勢調査（平成22年）

〔図表2-24〕男女別雇用形態の状況



資料：国勢調査（平成22年）

※11 M字曲線

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。M字カーブともいいます。

人口1人当たりの所得を都道府県別で比較すると、愛知県は全国第3位の所得の多さとなっています。愛知県内の市町村別でみると、本市は県内第3位となっており、これらのことから、全国的にみても本市の1人当たり所得は多いことがうかがえます。

〔図表2-25〕人口1人当たりの所得比較（平成23年度全国・県内比較）

人口1人当たり都道府県民所得

順位	都道府県名	1人当たり県民所得（千円）
1位	東京都	4,373
2位	静岡県	3,162
3位	愛知県	3,105
4位	滋賀県	3,072
5位	富山県	3,055
全国平均		2,915

資料：内閣府資料（平成26年）
※平成23年度の県民所得を各県別総人口で除したもの。

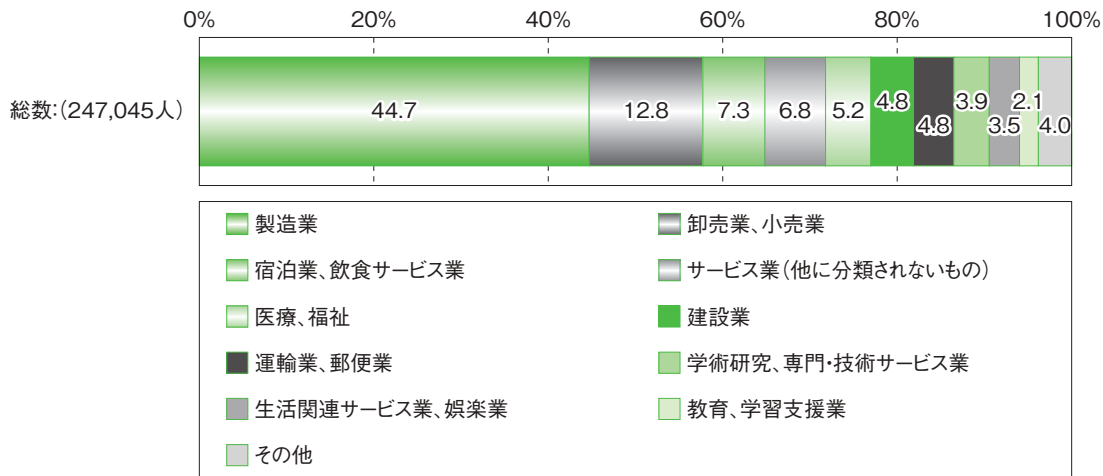
人口1人当たり市町村民所得

順位	市町村名	1人当たり所得（千円）
1位	飛島村	5,477
2位	みよし市	4,314
3位	豊田市	4,195
4位	刈谷市	3,696
5位	大府市	3,511

資料：愛知県県民生活部統計課資料（平成26年）
※平成23年度の市町村民所得を各市町村民別総人口で除したもの。

本市の産業別の従業者の割合をみると、「製造業」が44.7%と最も多く、次いで「卸売業、小売業」（12.8%）、「宿泊業、飲食サービス業」（7.3%）が続いています。

〔図表2-26〕産業大分類別従業者数（民営事業所）の割合（豊田市）

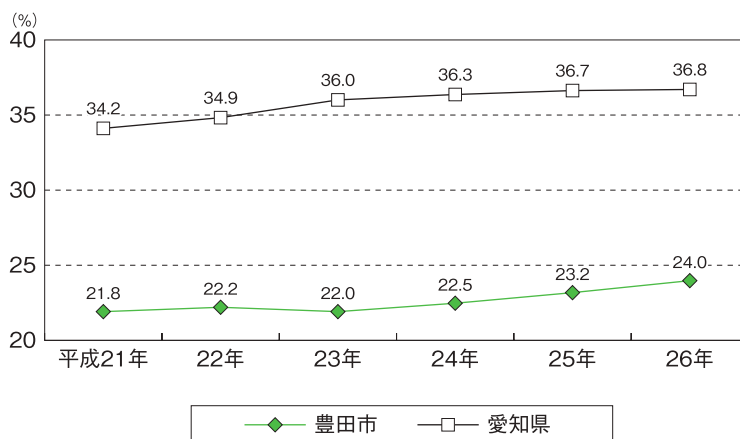


資料：経済センサス（平成21年）

(5) 審議会等委員への女性の登用状況

附属機関（法令設置）への女性登用率は平成26年4月時点で24.0%となっており、微増しつつも、20%台前半にとどまっています。

〔図表2-27〕 審議会等委員への女性の登用率の推移・県比較

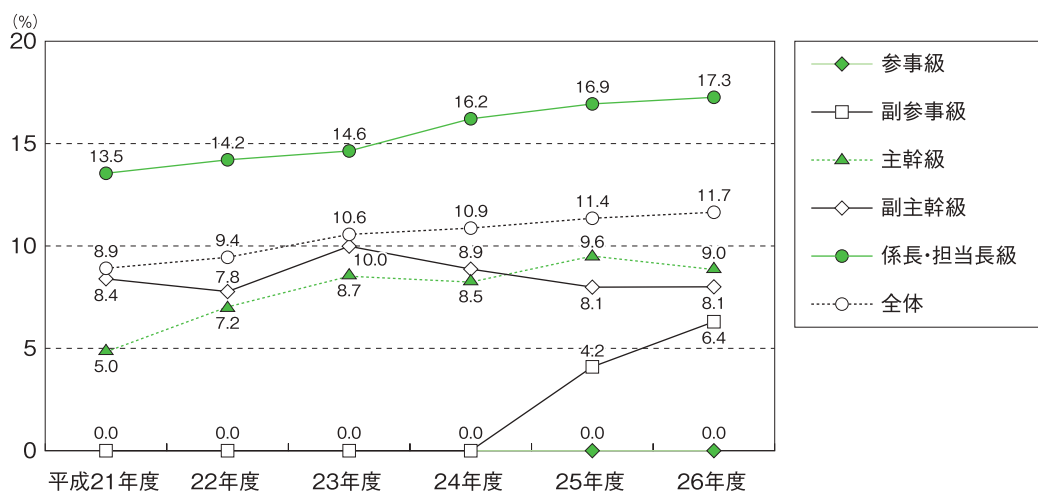


資料：愛知県県民生活部男女共同参画推進課

(6) 市役所の状況

豊田市役所の行政職における管理監督職に占める女性の割合は、平成26年度で11.7%となっています。女性管理監督職の割合は全体的に上昇傾向にあります。職級別でみると「係長・担当長級」が高くなっており、平成26年度で17.3%を占めています。

〔図表2-28〕 豊田市役所における女性管理監督職割合の推移（行政職）



資料：人事課

2

市民意識調査結果からみる現状と課題

(1) 調査の概要

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握するため、アンケート調査を実施しました。

<市民意識調査の実施概要>

	内 容
対 象	本市に居住している 20 歳以上の市民男女各 1,500 人を無作為に抽出
調査期間	平成 25 年9月 21 日から 10 月 11 日まで
調査方法	調査票による本人記入方式。郵送による配布、郵送による回収
有効回収数	1,383 (回収率 : 46.1%)

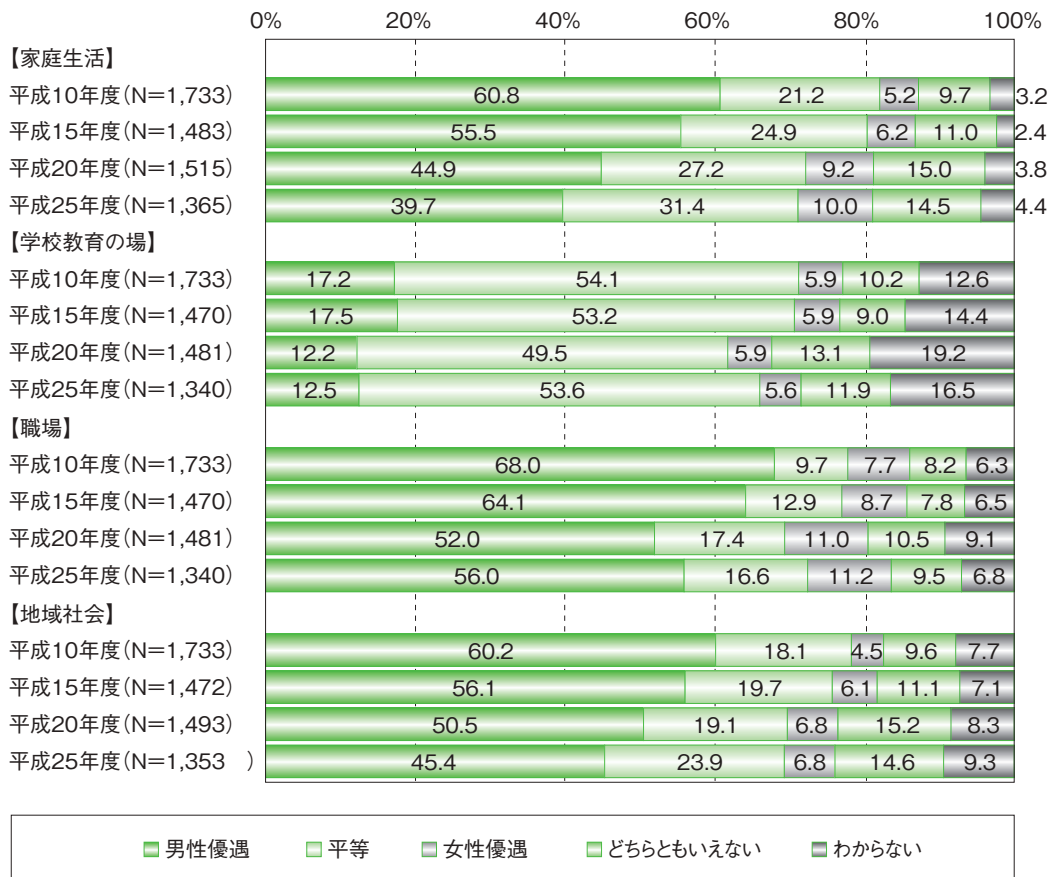
※グラフ中の「N」とは、Number of Casesの略で、各設問に該当する回答者総数を表します。

(2) 調査結果からみえる課題

①男女の平等観について

市民に身近な場面での男女の平等観を経年でみると、「家庭生活」「学校教育の場」「地域社会」において男性優遇の割合が低下していますが、「職場」では平成20年度の前回調査と比較して男性優遇の割合に大きな変化がありません。職場における男女共同参画は、もう一步、さらなる改善のための取組が必要となっていることがうかがえます。

[図表2-29] 家庭生活、学校教育の場、職場、地域社会における男女の平等観 (単数回答)



※男性優遇（「男性の方が優遇されている」と「男性の方がやや優遇されている」の合算）、女性優遇（「女性の方が優遇されている」と「女性の方がやや優遇されている」の合算）として表しています。

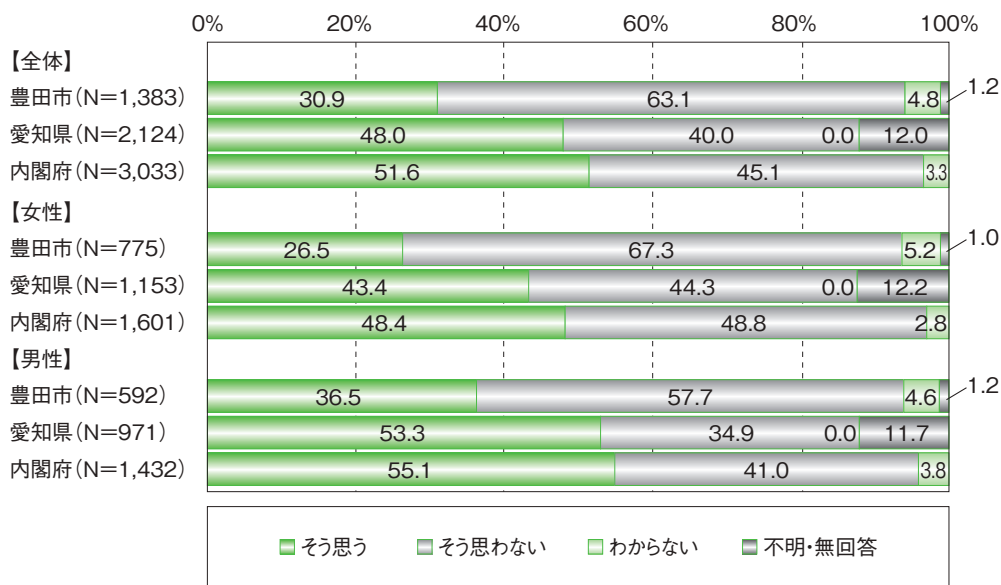
②性別役割分担意識について

本市では全国（内閣府調査）、愛知県と比較して、「男は仕事・女は家庭」という考え方はよい」に反対する考え方が浸透しています。また、意識と実際の行動を比較すると、「子育ては女性も男性も協力して行う」

「男性も家事をきちんとできる方がよい」では男女ともに「そう思う」（そう思う、どちらかといえばそう思う割合の合算）割合が高いのに対し、実際の行動をみると「そうしている」（そうしている、どちらかといえばそうしている割合の合算）割合が低くなっています。また、「女性は自分のことより家族のことを優先する方がよい」では女性で「そうしている」割合が「そう思う」割合を大きく上回っており、「男性は家庭や地域のことより仕事を優先する方がよい」では男女ともに「そうしている」割合が「そう思う」割合を上回っています。

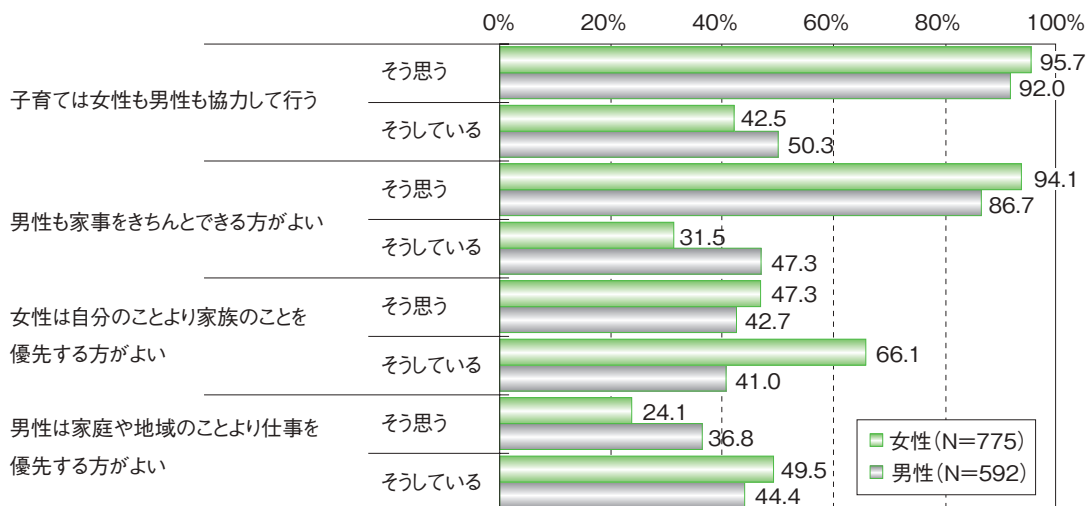
多くの家庭で、男女ともに家事・育児等における男女共同参画の意識が浸透しているものの、実行に移すことができていない状況にあることがうかがえます。

〔図表2-30〕 「男は仕事・女は家庭」という考え方はよい」についての意識（単数回答）



※そう思う（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合算）、そう思わない（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合算）として表しています。
 ※豊田市の全体数には性別不明者16を含みます。

〔図表2-31〕 男女別・意識と行動の比較（単数回答）

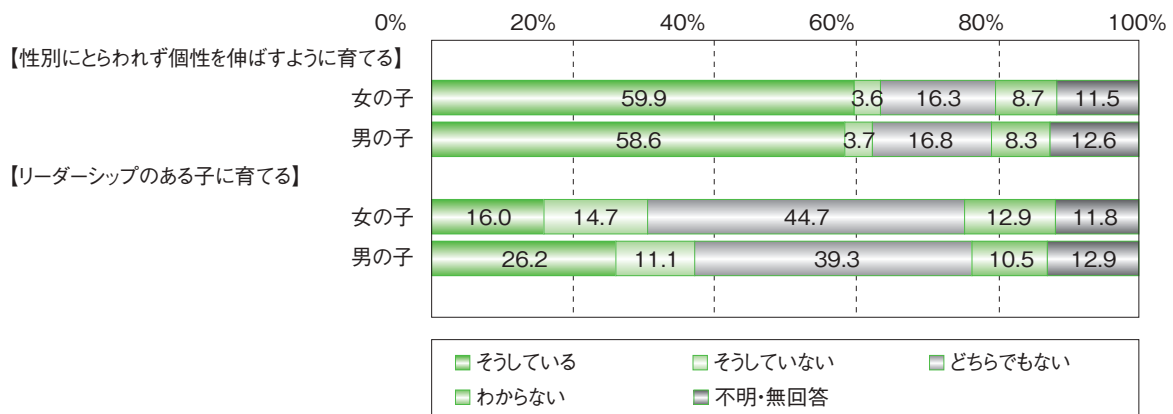


③家庭における男女共同参画について

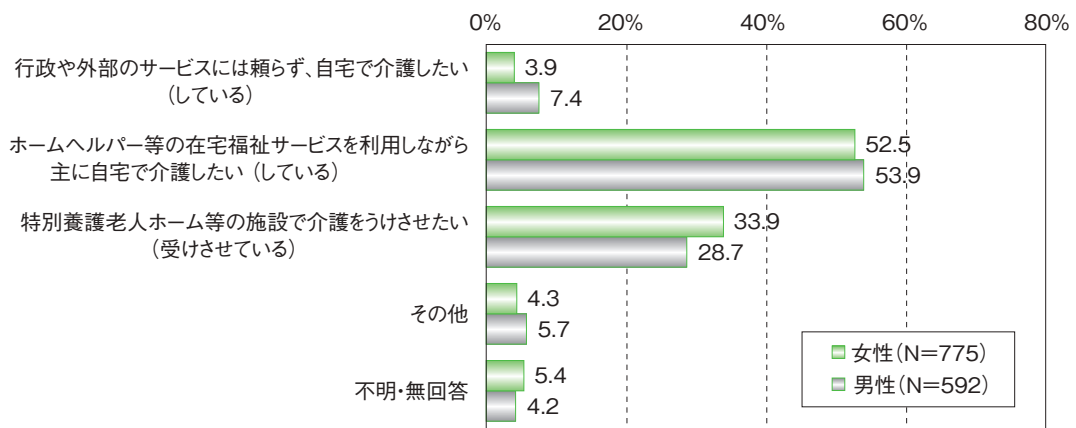
家庭における子どもの育て方では、女の子に対しても男の子に対しても「性別にとらわれず個性を伸ばすように育てる」ようにしているとの回答が多くなっています。しかし、「リーダーシップのある子に育てる」では、男の子で割合が高くなっており、性別によって育て方に違いがみられます。

また、家族に介護が必要になった場合に希望する対応については「ホームヘルパー等の在宅福祉サービスを利用しながら主に自宅で介護したい(している)」が男女ともに半数を超え、高くなっています。自宅で介護をする場合の介護者については、女性では「主に、自分が介護すると思う(している)」と回答する割合が高く、男性の値を大きく上回っています。

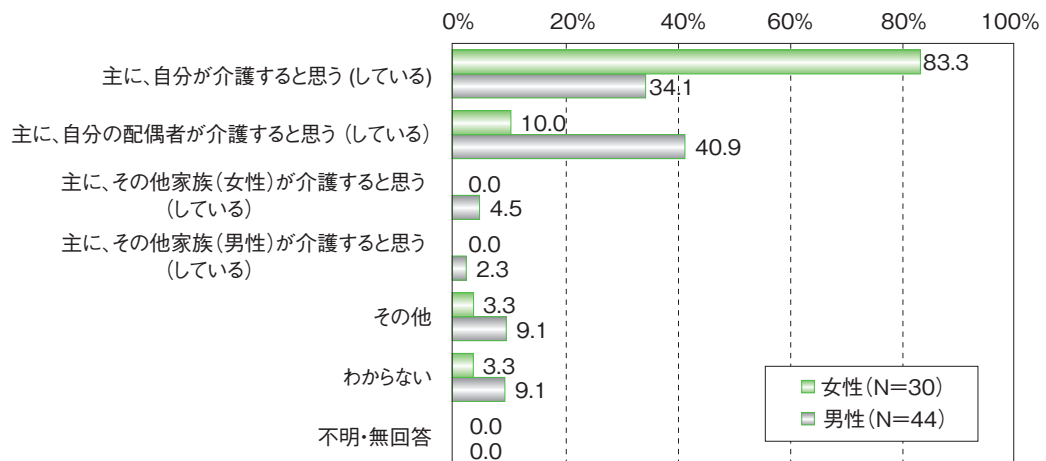
〔図表2-32〕 家庭における子どもの育て方 (単数回答)



〔図表2-33〕 希望する介護 (単数回答)



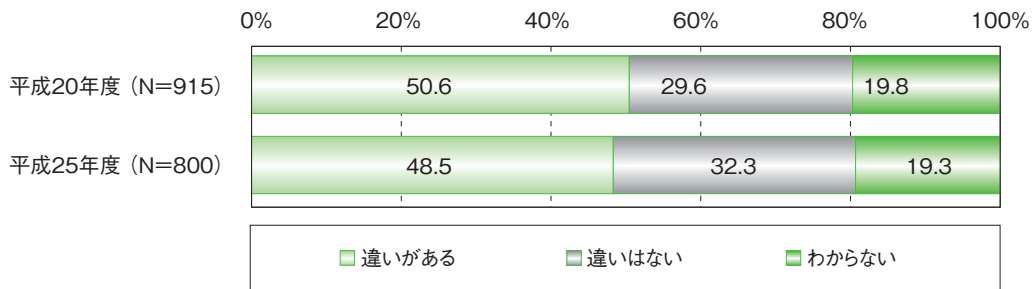
〔図表2-34〕 自宅で家族を介護する(している)場合の主な介護者 (単数回答)



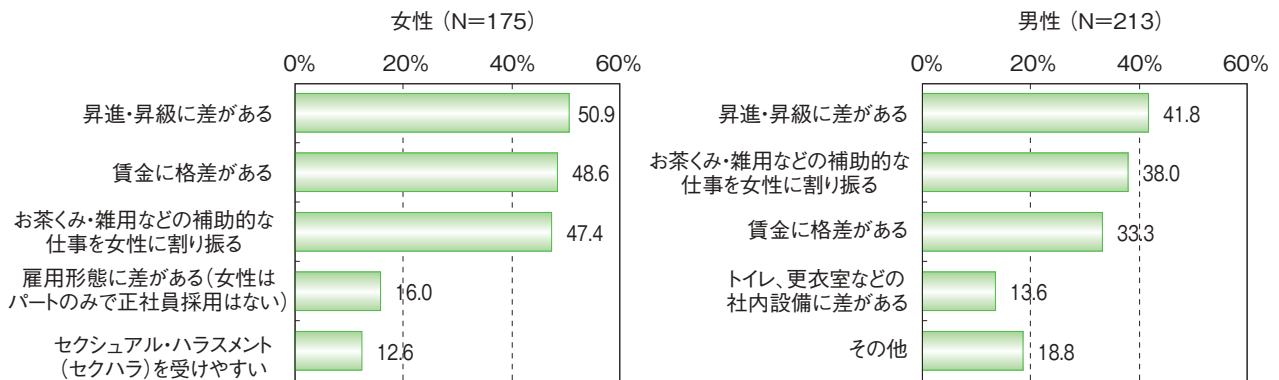
④職場における男女共同参画について

職場の性別による待遇等の違いは、「違いがある」とする割合が約半数を占め、平成20年度の前回調査と比較して大きな変化がありません。違いの内容については、「昇進・昇級に差がある」「賃金に格差がある」「お茶くみ・雑用などの補助的な仕事を女性に割り振る」が性別を問わず高い割合となっており、特に男性に比べて女性でその割合が高くなっています。未だ、職場において男女が平等になっているとは言い難い状況です。

〔図表2-35〕 職場で男女の待遇等に違いがあるか(単数回答) *現在働いている人のみ



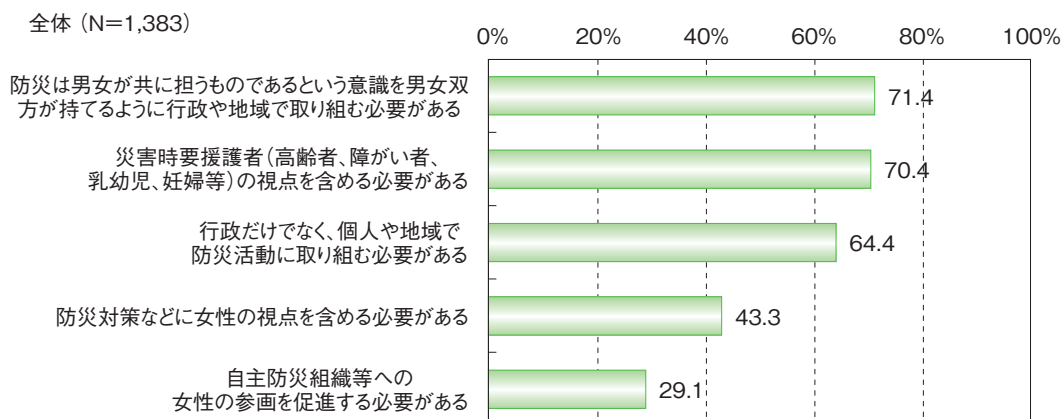
〔図表2-36〕 職場における男女の違い(複数回答) *職場で違いがあると回答した人のみ



⑤地域の防災(災害対策)と男女共同参画について

地域の防災(災害対策)と男女共同参画についての考えでは、男女ともに「防災対策などに女性の視点を含める必要がある」「自主防災組織等への女性の参画を促進する必要がある」の項目で割合が低くなっており、女性の視点からの防災対策への意識がまだ十分に浸透していない状況がわかります。

〔図表2-37〕 地域の防災(災害対策)活動の推進に向けての考え(複数回答)



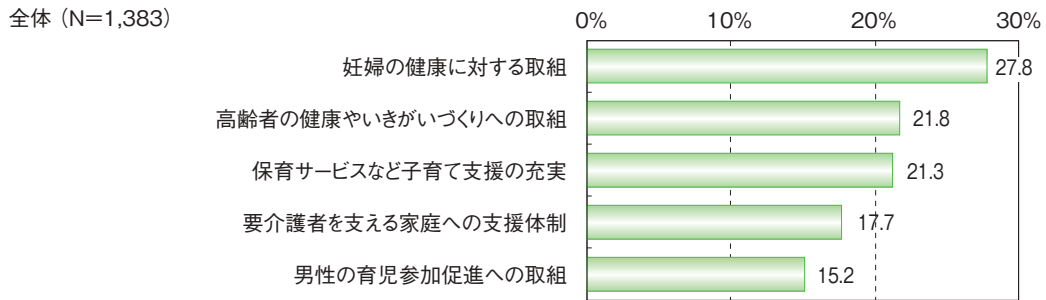
※「その他」「わからない」「不明・無回答」を除く。

⑥豊田市の取組について

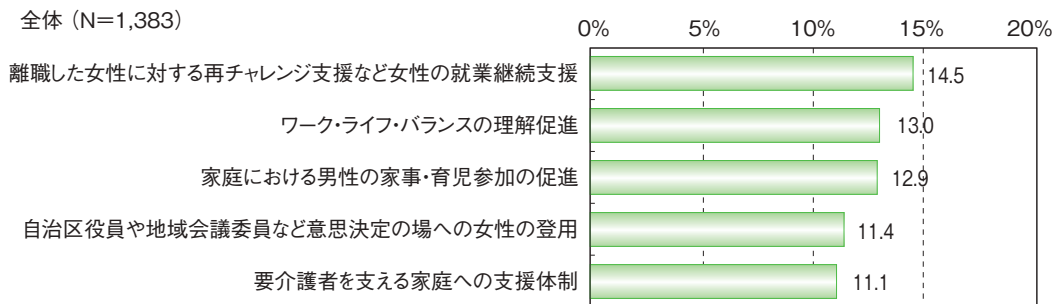
本市で実施する事業のうち、「良い」という回答が高かったものは「妊婦の健康に対する取組」「高齢者の健康やいきがづくりへの取組」「保育サービスなど子育て支援の充実」などの、母子保健、高齢者福祉、児童福祉分野となっています。

一方、「悪い」という回答が高かったものは「離職した女性に対する再チャレンジ支援など女性の就業継続支援」「ワーク・ライフ・バランスの理解促進」「家庭における男性の家事・育児参加の促進」などの、女性の就業や、仕事と家庭の両立支援に関わるものとなっています。

〔図表2-38〕「良い」とする評価が多かった取組 ※上位5位までを抜粋

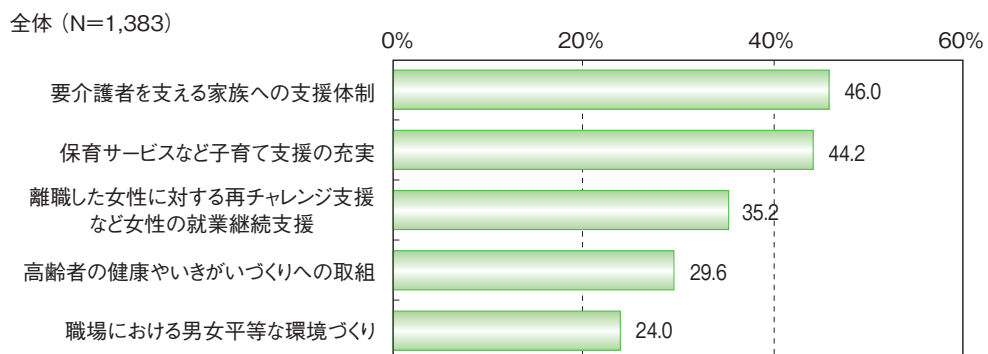


〔図表2-39〕「悪い」とする評価が多かった取組 ※上位5位までを抜粋



本市の男女共同参画実現に向けて重要だと思う取組では、「要介護者を支える家庭への支援体制」「保育サービスなど子育て支援の充実」が高い割合となっており、仕事と家庭生活を支える福祉関連の施策において、重要度が高くなっていることがわかります。「要介護者を支える家庭への支援体制」「離職した女性に対する再チャレンジ支援など女性の就業継続支援」は、評価が高いとはいえませんが重要な取組としては上位に入っており、特に市民に求められている施策であると言えます。

〔図表2-40〕男女共同参画の実現で重要な取組 ※上位5位までを抜粋



3 第2次プランの推進状況

「第2次男女共同参画プラン（クローバープランⅡ）」（以下、「第2次プラン」とする。）では、4つのライフステージに基づき、男女共同参画に関する105の事業を推進してきました。第2次プランでは5つの重点的な取組と指標を設定しています。

(1) 取組の効果をはかる指標

平成26年度を目標として設定した目標値と、平成25年度に把握した実績値を比較し、達成度を確認しました。評価の基準は次のとおりです。

<評価基準>

- A**…平成25年度の実績が目標値を達成している
- B**…目標達成には至らなかったが、改善している
- C**…平成20年度時点の実績値と変化がない
- D**…平成20年度時点から後退している
- …事業の実施方法が変更するなど、判定不能のもの

達成状況の結果をみると、職場での平等感、審議会や地域会議の女性委員割合などで「D後退している」判定となっています。

〔図表2-41〕 目標の達成状況

重点的な取組	評価指標	把握方法	実績値		目標値	評価結果
			H20	H25	H26	
① 継続的な意識啓発の推進	男女は平等であると感じている市民の割合					
	家庭生活において	市民意識調査	26.9%	31.4%	35%	B
	社会通念、慣習や風潮について	市民意識調査	8.8%	11.3%	20%	B
	職場で	市民意識調査	17.4%	16.6%	30%	D
	地域社会の場で	市民意識調査	19.1%	23.9%	30%	B
	男女共同参画センター利用者数	実績	27,714人	38,068人	33,000人	A
② 「行動」による男女共同参画の一層の推進	審議会における女性委員割合	事業による取得	25.4%	23.2%	30%	D
	地域会議における女性委員割合	事業による取得	22.0%	20.3%	30%	D
	家庭における夫婦の役割分担の現状（夫婦が共同で行っている割合）					
	家事	市民意識調査	15.1%	21.2%	30%	B
	子育て	市民意識調査	42.7%	37.8%	60%	D
③ 人権侵害や暴力の根絶	被害者支援グループ数	事業による取得	—	1	1	A
	女性相談窓口の認知度	市民意識調査	36.4% (H19年度)	45.2%	50%	B
④ 仕事・家庭・地域活動等の調和の実現	愛知県ファミリー・フレンドリー企業に登録した市内企業数	事業による取得	60社 (H21年度)	145社	150社	B
	現実に仕事を優先している人の理想とのギャップ	市民意識調査	男性 32.3% 女性 78.5%	男性 24.9% 女性 79.4%	男性 25% 女性 50%	A D
⑤ 男女の自立支援	待機児童への対応（こども園の定員数）	事業による取得	11,505人	12,170人	11,800人	A
	シニア世代向けの男女共同参画推進事業	事業による取得	—	2講座	6事業	B

(2) 事業の進捗状況

男女共同参画に関する105の事業について、進捗状況を確認しました。結果を次のような表し方でまとめています。

<進捗状況結果の見方>

ステージⅠ 「命をはぐくむ」

指針1 新しい命を育む健康な母体を支えます

施策の方向	指標数	判定結果（指標数）				
		A （目標達成）	B （改善）	C （変化なし）	D （後退）	— （判定不能）
1-1 女性の健康対策の充実	3	2	0	0	1	0
1-2 安全・安心に妊娠・出産できる母体の心身の健康確保	6	2	1	0	2	1
1-3 安全・安心に妊娠・出産できる家庭や職場環境の整備	3	3	0	0	0	0

【指針1の総括】

指針1の指標の達成状況をみると、ほとんどの指標で改善以上の評価結果となっています。

「1-1 女性の健康対策の充実」では、あかちゃん抱っこ体験学習や思春期教育2の開催などを通じ、中学生に子育ての大切さや妊娠、出産等の知識の普及を行い、将来の親づくりに寄与しています。

「1-2 安全・安心に妊娠・出産できる母体の心身の健康確保」では、交流館と市との共催で開催しているマタニティ教室、パパ・ママ教室などの各種教室において、子ども数の地域差などがあることで実施割合、受講割合が伸びていないことからD判定（後退している）がみられています。また、平成16年度から実施している不妊に関する啓発活動は、不妊についての理解・知識の普及が社会的にも進んできたため、具体的な相談・支援等の取組に移行することから、教室での啓発事業が廃止となっています。

進捗状況の評価結果

指針ごとに、前ページの評価基準に沿って実施した担当課の自己評価結果を、指標の数で示しています。

5段階で示す判定結果（指標数）の合計は「指標数」欄の数と一致します。

評価結果の総括

評価した事業の中で特記すべき事項や、全体の傾向などを示しています。

ステージⅠ 「命をはぐくむ」

指針1 新しい命を育む健康な母体を支えます

施策の方向	指標数	判定結果（指標数）				
		A （目標達成）	B （改善）	C （変化なし）	D （後退）	— （判定不能）
1-1 女性の健康対策の充実	3	2	0	0	1	0
1-2 安全・安心に妊娠・出産できる母体の心身の健康確保	6	2	1	0	2	1
1-3 安全・安心に妊娠・出産できる家庭や職場環境の整備	3	3	0	0	0	0

【指針1の総括】

指針1の指標の達成状況をみると、ほとんどの指標で改善以上の評価結果となっています。

「1-1 女性の健康対策の充実」では、あかちゃん抱っこ体験学習や思春期教室2の開催などを通じ、中学生に子育ての大切さや妊娠、出産等の知識の普及を行い、将来の親づくりに寄与しています。

「1-2 安全・安心に妊娠・出産できる母体の心身の健康確保」では、交流館と市との共催で開催しているマタニティ教室、パパ・ママ教室などの各種教室において、子ども数の地域差などがあることで実施割合、受講割合が伸びていないことからD判定（後退している）がみられています。また、平成16年度から実施している不妊に関する啓発活動は、不妊についての理解・知識の普及が社会的にも進んできたため、具体的な相談・支援等の取組に移行することから、教室での啓発事業が廃止となっています。

「1-3 安全・安心に妊娠・出産できる家庭や職場環境の整備」については、母性健康管理指導事項カードの普及や、マタニティマーク「まーむ（母夢）^{※12}」の普及などにより順調に推進されています。

※12 まーむ（母夢）

妊娠初期の妊婦さんが少しでも安心して妊娠生活を送れるよう、周囲の人々が配慮を示しやすくなるための豊田市独自のイメージキャラクターです。

指針2 男女がともに安心して子育てできる社会を実現します

施策の方向	指標数	判定結果（指標数）				
		A （目標達成）	B （改善）	C （変化なし）	D （後退）	－ （判定不能）
2-1 育児の共同化の推進	4	1	2	0	1	0
2-2 ひとり親家庭の自立促進	3	2	1	0	0	0
2-3 保育・託児機能の充実	13	6	3	3	0	1
2-4 地域で子育てを支援する環境の構築	10	2	5	0	3	0

【指針2の総括】

指針2の指標の達成状況をみると、改善以上の評価結果が多くなっています。

「2-3 保育・託児機能の充実」に該当する各種保育・託児サービスについては、充実が図られています。しかし、市内の待機児童数は、4月時点ではわずかでも、母親の育児休業終了等に伴い年度途中に増加するため、保育サービスの充実を図る必要があります。特定保育事業（週2～3日程度又は午前か午後のみなど、柔軟に保育サービスを提供する事業）は、待機児童の受け入れを強化したため平成24年度から廃止されました。

「2-4 地域で子育てを支援する環境の構築」に該当するファミリー・サポート・センター事業では、活動件数は増加していますが、会員数、協力会員数、両方会員数は策定時から減少しています。需要が高まっていることから、会員数を増やす取組が必要となっています。

ステージⅡ 「個を尊び・育てる」

指針3 男女共同参画に関する保育・教育を推進します

施策の方向	指標数	判定結果（指標数）				
		A （目標達成）	B （改善）	C （変化なし）	D （後退）	— （判定不能）
3-1 正しい男女共同参画意識を育てる教育環境の構築	8	4	1	2	1	0
3-2 子どもをはぐくむ保護者への男女共同参画の理解の推進	1	0	1	0	0	0
3-3 人権と性の尊重意識の醸成	3	3	0	0	0	0

【指針3の総括】

幼少期や学校における男女共同参画の取組は概ね順調に推進されています。

「3-1 正しい男女共同参画意識を育てる教育環境の構築」に該当する事業は、副読本やジェンダーマンガ^{※13}を活用した男女共同参画教育の推進において、副読本配付対象者は目標値を下回っていますが、これは児童生徒数の変動によるものであり、毎年、小学4年生と中学2年生すべてに配布されています。また、教職員等に対する男女共同参画研修については、一般的に研修内容が非常に多岐に渡っているため、男女共同参画をテーマとした研修に複数回の時間を割くことが難しい状況となっています。

小中学生を対象に性についての正しい知識の普及や人権について考える機会を提供する「3-3 人権と性の尊重意識の醸成」に該当する事業はすべてA判定（目標達成）となっています。

指針4 社会全体で子どもを見守り育成します

施策の方向	指標数	判定結果（指標数）				
		A （目標達成）	B （改善）	C （変化なし）	D （後退）	— （判定不能）
4-1 子どもを見守る体制の構築	1	0	1	0	0	0
4-2 子どもの権利の正しい理解の推進と保護	4	4	0	0	0	0

【指針4の総括】

指針4の指標の達成状況は、多くの指標で改善以上となっており、5指標中4指標が目標値を達成しています。

本市では、平成19年に「豊田市子ども条例」を制定し、子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支えるまちづくりに向けて各種啓発や環境整備に取り組んできました。評価結果をみると、ある程度取組が進み、子ども自身への学習機会の提供や支援体制が整いつつある状況がうかがえます。

※13 ジェンダーマンガ

一般市民や企業に対する男女共同参画社会づくりに対する意識啓発事業としてとよた男女共同参画センター（クラ☆とよた）が作成・出演していたラジオ番組のシナリオをマンガ化した冊子です。

ステージⅢ 「共に働き・共に生きる」

指針5 男女の人権を守り尊重します

施策の方向	指標数	判定結果（指標数）				
		A （目標達成）	B （改善）	C （変化なし）	D （後退）	— （判定不能）
5-1 正しい人権意識の尊重と人権侵害の解消	4	3	0	0	1	0
5-2 DV対策の推進	9	5	1	2	1	0

【指針5の総括】

指針5の指標の達成状況をみると、多くの指標で「目標達成」又は「改善」の判定となっています。

「5-1 正しい人権意識の尊重と人権侵害の解消」に該当する人権意識の啓発や各種相談事業は順調に推進されています。

DV対策についても学習機会の提供や周知・啓発に関する取組を積極的に進めています。DVの被害者支援においても対策を進めており、自立のための支援や、心のケア等を行う体制を整備しています。

指針6 家庭・地域・職場における男女共同参画を推進します

施策の方向	指標数	判定結果（指標数）				
		A （目標達成）	B （改善）	C （変化なし）	D （後退）	— （判定不能）
6-1 市民への男女共同参画意識の醸成	7	4	2	0	0	1
6-2 家庭における男女共同参画の推進	3	3	0	0	0	0
6-3 地域活動における男女共同参画の推進	3	1	0	0	1	1
6-4 職場における男女不平等の解消	4	3	0	0	0	1

【指針6の総括】

指針6の指標の達成状況をみると、改善以上の指標が多くなっています。

男女共同参画の正しい理解に向けた啓発活動は、情報誌の発行やイベントの開催、市民とのワークショップ^{※14}の実施、企業への講師派遣などにより取り組んでいますが、FM放送は平成24年度に事業を見直し、廃止しました。

「6-3 地域活動における男女共同参画の推進」においては、地域会議における女性委員の選任に関してまだ十分な成果が現れていない状況です。

※14 ワークショップ

もともとは仕事場、作業所、工房といった意味を持つ用語で、まちづくりなどの分野では、一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が意見交換や共同作業を行いながら進める、参加体験型学習のことをいいます

指針7 個人が多様な能力を発揮する機会を提供します

施策の方向	指標数	判定結果（指標数）				
		A （目標達成）	B （改善）	C （変化なし）	D （後退）	— （判定不能）
7-1 就業支援の充実	4	1	1	0	2	0
7-2 様々な地域活動への参画機会の提供と活動の支援	3	2	0	0	1	0
7-3 ワーク・ライフ・バランスを実現する職場環境の充実	6	3	1	0	1	1

【指針7の総括】

指針7の指標の達成状況をみると、目標値を達成した指標が半数を超えていますが、後退した指標も約3割みられます。

女性の就業や起業に向けた支援を行う「7-1 就業支援の充実」では、女性の起業に対する支援について目標値を達成しました。しかし、豊田市就労支援室の運営では相談件数が策定時よりも減少しているため、女性が利用しやすい環境づくりについて検討を進める必要があります。また、働く女性のための情報誌は未作成となっており、D判定（後退している）となっています。

「7-2 様々な地域活動への参画機会の提供と活動の支援」における審議会等の女性委員の選任比率は上昇していません。審議会等委員における女性委員の登用については、市役所内の指針により示されていますが、組織・団体からの推薦による登用が多いことなどから、女性の割合が高まっていない状況です。平成25年度には、庁内各課を対象に実態把握を行っており、その結果を踏まえた改善策等の検討に入っています。

「7-3 ワーク・ライフ・バランスを実現する職場環境の充実」における企業への働きかけについては、平成25年度から優良事業所表彰制度^{※15}を実施しており、今後も機運づくりに寄与するよう事業の改善を進めていく必要があります。

ステージⅣ 「老いを生き・老いを支える」

指針8 高齢者が自立して生き生きと暮らせる社会を実現します

施策の方向	指標数	判定結果（指標数）				
		A （目標達成）	B （改善）	C （変化なし）	D （後退）	— （判定不能）
8-1 高齢世代への男女共同参画意識の啓発	2	1	1	0	0	0
8-2 高齢者の自立の支援	9	4	2	1	1	1

【指針8の総括】

指針8の指標の達成状況をみると、多くの指標で改善以上の評価結果となっています。

高齢化の進行に伴い、高齢者全般に対する生きがいづくり、健康づくりに関する取組は目標値を大幅に上回って推進されています。

※15 優良事業所表彰制度

本市において「はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰」として実施している、はたらく人がイキイキと輝きながら子育てや介護を行ったり、趣味の時間を楽しんだりすることができる支援制度、職場環境づくりに積極的に取り組んでいる事業所を表彰する制度です。

指針9 安心して介護でき介護を受けられる体制を構築します

施策の方向	指標数	判定結果（指標数）				
		A （目標達成）	B （改善）	C （変化なし）	D （後退）	－ （判定不能）
9-1 家庭における介護の共同化	1	1	0	0	0	0
9-2 地域における介護支援体制の構築	2	1	1	0	0	0

【指針9の総括】

指針9の指標の達成状況をみると、すべての指標で改善以上となっています。地域を中心に、高齢者やその家族等を見守り、支援する環境づくりが順調に進んでいます。

全てを支える行政基盤

施策の方向	指標数	判定結果（指標数）				
		A （目標達成）	B （改善）	C （変化なし）	D （後退）	－ （判定不能）
基盤-1 男女が共に認め支え合う職場環境の充実	4	4	0	0	0	0
基盤-2 地域の男女共同参画を牽引する行政基盤の確立	5	3	0	0	2	0

【「全てを支える行政基盤」の総括】

「全てを支える行政基盤」の指標の達成状況をみると、多くの指標で目標値を達成しています。

男女がともに働きやすい環境整備は整いつつあり、特に育児休業中の女性職員に対しては、復職前の研修の実施や通信教育の受講支援等を行っています。

「基盤-1 男女が共に認め支え合う職場環境の充実」では、女性職員の育成に関して、女性マネージャーのためのグレードアップ研修への派遣を行うとともに、平成25年度に全女性職員を対象に研修を実施し、仕事と家庭の両立や、昇任への意欲を高めるための働きかけを積極的に行っています。また、新人研修において市職員を対象とした男女共同参画研修を実施しています。

「基盤-2 地域の男女共同参画を牽引する行政基盤の確立」に該当する女性職員育成計画の策定については、平成23年度に計画を策定し、女性管理職の増加や、職場におけるワーク・ライフ・バランスの観点からの業務改善等を進めることなどを目標として推進しています。

Eラーニングを活用した市職員を対象とした意識調査の実施と刊行物ガイドラインの作成の2事業は、ともに未実施となっているため、今後見直すなど検討が必要です。

4 豊田市の特徴と課題

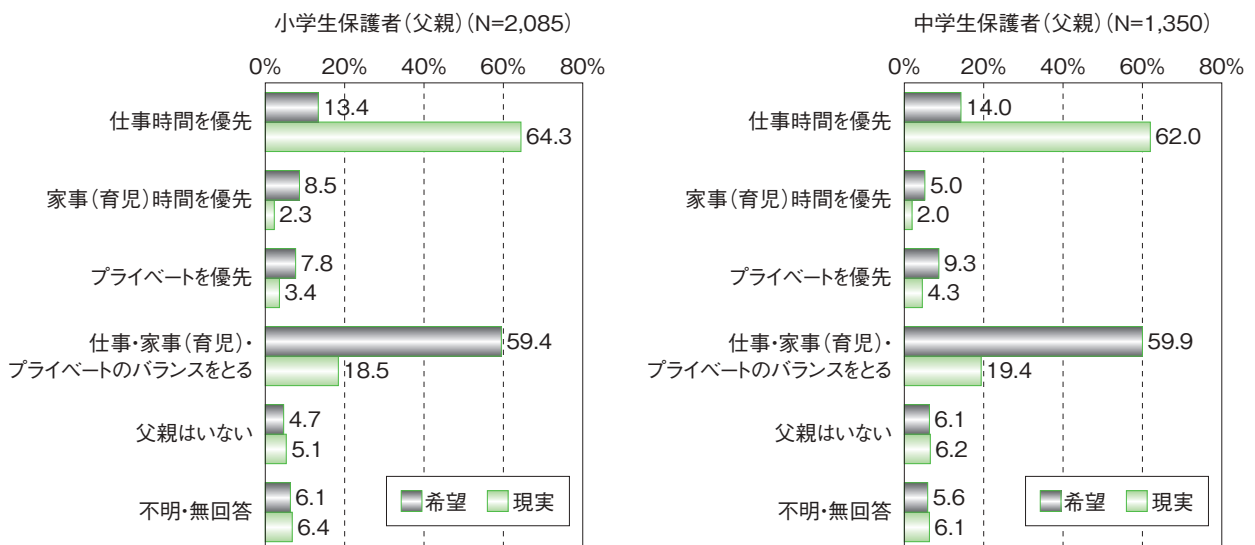
平成25年度に実施した「豊田市男女共同参画社会に関する意識調査」によると、市民の意識は全国と比較しても固定的な性別役割分担に反対する割合が高く、比較的高い意識を持つ市民が多いものの、家庭生活や地域活動などの実際の生活においては固定的な性別役割分担に基づく行動をとっている人が多く、理想と現実でのギャップが大きくなっていることがわかりました。男女共同参画に関する意識は高まっているものの、依然として実践や行動につながっていない状況です。

意識調査結果からは、子育てにおいても「男女が共同で行う方がよい」と考える市民が多いことがわかりましたが、本市においては男性が仕事に偏重しがちな雇用環境・就業構造であることなどから共同で子育てに取り組めていない人が多くなる傾向にあります。平成25年度に、就学前と小中学生の子どもを持つ保護者を対象に実施した「子ども・子育て支援に関する市民意向調査」によると、「仕事・家事(育児)・プライベート」のバランスがとれていると回答した小中学生保護者(父親)は2割程度にとどまっています。市民がワーク・ライフ・バランスを実現できる生活に向けた、より一層の取組が必要です。

また、女性の望ましい働き方の意識では、「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい」とする割合が男女ともに約半数を占めました。実際にも結婚や出産を機に仕事を離れ、家事や育児に専念したいという意向を持つ女性が多く、全国に比べて本市では家事専門の20歳代、30歳代の既婚女性が多い傾向にあります。日本全体で、仕事を持つ男女が子育てしながら働きやすい社会づくりを進める機運が高まりつつあるなか、就労を継続したいという女性が増えることを見据えた取組が求められています。

さらに、市民のライフステージに沿った取組に着目すると、本市における男女共同参画に関する施策や事業は、これまで小中学生や働き盛り世代、高齢者などを対象に実施してきました。男女共同参画の実践に重要な世代である高校生や大学生に対する事業が少なかったことが課題となっています。

〔図表2-42〕 小学生・中学生の父親の生活バランスにおける希望と現実



資料：平成25年度豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査

5 豊田市の男女共同参画におけるライフステージごとのポイント

統計データ、市民意識調査結果、進捗状況調査から把握した豊田市の特徴と課題を踏まえ、各ライフステージに沿って、本プランで特に重要になると考えられるポイントを次に示します。

① ライフステージⅠ「命をはぐくむ」

女性の健康対策については、各種母子保健事業や健康教育、また、次代の親となる子ども・若者への思春期保健教育を進めることで着実に推進しています。市民意識調査でも、本市が実施している事業のうち、「良い」と感じているものは「1 妊婦の健康に対する取組」が27.8%と最も高い割合を占め、市民に評価されています。

また、保護者の精神的な安定や、子どもの健やかな成長などのためにも、今後も男女がともに子育てに関わるための機運づくり、環境づくりを進めていく必要があります。

【今後のポイント】

- 質の高い、妊産婦への支援施策の継続実施(1)
- 男性の子育てへの参画促進(2)

※ポイントの最後に付いている番号は、第3章の「施策の体系」で示す「施策」と対応しています。(以下、同じ)

② ライフステージⅡ「個を尊び・育てる」

市民意識調査によると、学校教育の場は最も男女が平等だと感じられている分野となっており、学校の現場でも副読本を使った学習や思春期保健教育の実施、男女混合名簿の使用などにより男女の不平等を感じる事が少ない環境となっています。しかし、近年では、テレビやインターネットなどの学校以外から得る偏りのある情報や知識が子どもたちに悪影響を及ぼす場合が多いため、情報活用能力の育成が喫緊の課題となっています。

また、市民意識調査によると、家庭における子どもの育て方として、女の子・男の子の別に関わらず「性別にとらわれず個性を伸ばすように育てる」とする割合が高くなるものの、一方で家事能力の育成は女の子に、学歴やリーダーシップは男の子に求める傾向も表れており、保護者の無意識の性別役割分担意識が子どもに与える影響も懸念されます。

現在の子ども・若者に対する男女共同参画に関する取組は、主に高校生までを対象として実施しています。しかし、高校生、大学生は将来の生き方、働き方を考える時期でもあり、その時期に男女共同参画について学ぶことは非常に重要です。今後は、若者を対象に、男女共同参画を学ぶことができる機会を提供することが必要となっています。

【今後のポイント】

- テレビやインターネットがもたらす情報に対する情報選択・活用能力の育成(5)
- 若者ととともに進める男女共同参画活動の実践(6)
- 男女共同参画の視点からのキャリアプランの形成(6)

③ライフステージⅢ「共に働き・共に生きる」

本市における女性の政策方針決定過程への参画状況は、審議会委員、地域会議委員ともに十分に進んでいない状況であるため、女性割合の向上のため努力していく必要があります。地域のモデルとして、市役所においても管理職候補となる30歳代、40歳代の女性の活躍を進め、長期的視点で、女性管理職の増加につなげていくことが重要です。

市民意識調査を経年でみると、まだまだ男性優遇の意識は強く残るものの、男女の平等観も家庭、地域においては改善されつつあります。しかし、職場では男性優遇と感じられている割合が比較的高く、改善傾向がみられていないため、さらなる対応が必要です。また、特に男性の家事・育児への参加では、意識はあっても行動につながっていないことがうかがえるため、より実効性ある取組が求められます。

女性の就業については、全国的に結婚・出産後も働き続けられる環境づくりが制度の改正、子育て支援サービスの充実などにより進みました。本市では全国に比べて、既婚女性のうち、20歳代後半から30歳代前半で家事に従事する割合が高くなっていますが、40歳代に入ると労働力率は全国並みとなります。子育て中は家事・育児に専念し、その後再就職を目指す女性が多くなっていますが、こども園の入園児童数の増加、園児のうち乳児が占める割合の増加などの現状を踏まえると、今後は出産後も継続して働く母親が増えることが見込まれます。国の成長戦略においても重要とされる「女性の活躍」や、大きく改正される子ども・子育て支援制度の内容等も踏まえ、女性の再チャレンジや就業継続に向けた支援策がより求められていると言えます。

全体的に、男性の家事等への参加、女性の就業支援は市民視点からみても重要度が高く、日本全体で進んでいく人口減少への対応の必要性や本市の事業進捗状況についても横ばい、後退の評価が多い分野となっていることなどから、特に重点的に取組を進めていく必要があります。今後は介護離職等の問題も増加することが見込まれ、企業と連携した仕事と介護との両立支援についても研究を進めていくことが求められます。平成25年度から開始している優良事業所表彰制度の周知などをはじめ、企業を巻き込んで男女共同参画の機運を高めるための働きかけを充実していくことが重要です。

男女共同参画についての啓発や情報発信は、ライフステージに関わらず、すべての年代、あらゆる場面で必要なものです。より効果的な手法により、市全体への発信力を強めていく必要があります。

【今後のポイント】

- 政策方針決定過程への女性参画のさらなる推進(7)
- ワーク・ライフ・バランスに関するさらなる取組(9)
- 本市の女性の働き方を踏まえた就業支援の充実(8)
- 高齢化の進行を見据えた介護と仕事との両立に向けた取組の充実(11)
- 男女共同参画に関する啓発・情報発信力の強化(13)

④ ライフステージⅣ「老いを生き・老いを支える」

本市は高齢化率が比較的低いものの、団塊の世代の高齢化などに伴い、急速に高齢化が進むことが予想されます。また、現在でも中山間地域では高齢化率が40%を超える地域も出てきており、広大な市域を有する本市では、市一律ではなく、「共働」の理念に基づく各地域の特性に合わせた取組が求められています。特に高齢期は男性よりも女性の人数が多くなり、様々な活動において男女がともに力を合わせなければいけません。高齢者の意識改革は一筋縄ではいきませんが、地域活動や生きがいつくり、就業など、様々な活動の担い手ともなっていく高齢者が男女共同参画の意識を持って活動に取り組めるよう、働きかけていく必要があります。

日本全体で高齢化・人口減少が進むなか、一人ひとりが自立して生活できることがより一層重要になります。生涯を通じて、自身の働き方や家事等への関わり方を考え、実践し、高齢期になってもできる限り自立した生活を営むことができるようにしていくため、若いうちから男女共同による子育て、家事、介護等の大切さについて啓発していくことが求められています。

市民意識調査では、これからの高齢社会を見据え、重要な取組として「要介護者を支える家庭への支援体制」をあげる割合が高くなっています。かつては、介護等の仕事は女性のものでしていましたが、介護保険制度の創設などに伴い、介護は個人や家庭で担うものから社会全体で担うものとなってきました。市民意識調査でも、希望する介護として「サービスを利用しながらの自宅介護」をあげる割合が約5割、「施設サービス」をあげる割合が約3割となっています。高齢者のひとり暮らし世帯や高齢夫婦世帯も増加しており、家事や介護の技術を男女がともに身につけることは重要なこととなっています。

【今後のポイント】

- **高齢者の生きがいつくり、就業、地域活動などにおける男女共同参画の意識啓発（14）**
- **生涯を通じた自立生活のための家事、介護等の技術の習得促進と啓発（14）**
- **男女共同参画の視点を踏まえた介護予防の推進（15）**

⑤ その他、すべてのライフステージに関わるものについて

東日本大震災の際に生じた問題等を踏まえ、平成25年5月、内閣府男女共同参画局は、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を策定しました。市民意識調査でも、まだ女性の視点を持った防災・災害対策についての意識は高まっているとは言えないため、これらの事項も男女共同参画の視点から取り組んでいく必要があります。

さらに、生涯にわたっての健康を獲得するために、女性や男性に特有の健康課題への対応や、女性よりも男性で自殺者が多いことなどに対応したメンタルヘルス対策など、性差に応じた健康づくりの取組が必要となっています。

【今後のポイント】

- **男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の推進（16）**
- **性差を踏まえた健康づくり活動の推進（18）**



第3章

計画の考え方と方向性



1 将来像（基本理念）

本プランでは、第2次プランの基本的な考え方を継承し、男女共同参画社会を実現することで、男女を問わずすべての市民が「誰もが自分らしく豊かに暮らせる社会」を構築することを目指すべき姿として掲げます。

男女共同参画によって 誰もが自分らしく豊かに暮らせる社会

一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することで、様々な社会問題を解決する道筋となり、誰もが自分らしく豊かな人生を送ることを可能とします。

2 基本指針

第2次プランでは、2つの基本理念に基づき、各施策を推進してきました。

本プランにおいては、本市の課題に対して必要な対応、時代の潮流等を踏まえ、新たな考え方を盛り込み、次の3つの基本指針を掲げます。

1 市民と行政の共働による取組の推進

市民の主体的な男女共同参画への取組・活動を促進するとともに、市民と行政とがお互いの役割のなかで関わりあいを持ちながら、より効果的な事業展開へとつなげていきます。

2 企業と行政が連携した取組の推進

女性の就業支援やワーク・ライフ・バランスの推進など、昨今の男女共同参画の取組は、特に企業との連携なくしては実行することができません。そのため、様々な場面で企業との連携を図りながら取組を推進します。

3 意識啓発から直接的な働きかけへの転換

市民にとっての「男女共同参画」は、頭では理解し、意識として持っているものの、実行に移せない、生活にまで落とし込めていないという状況にあります。そのため、意識を行動の変化にまで高められるような実効性を重視した取組をより強化していきます。

3 重点取組の設定

第2章で確認した本市の現状から、3つの重点的な課題が明らかになりました。本プランにおいては、この3つの課題に対応する取組を重点取組として位置付けます。

重点課題①：男性が仕事に偏重しがちな生活スタイルとなっている。

主な特徴

- ・2次プラン時から後退している指標の中に、子育てにおける男女共同の割合、現実には仕事を優先している人の理想とのギャップ（女性）があげられており、仕事を持つ男女の、職場や家庭での男女共同参画の推進状況が低調であることがうかがえる。（27ページ、図表2-41参照）
- ・行政の取組として、「要介護者を支える家庭への支援体制」が求められており、また、要介護認定者も増加し続けている。（18ページ、図表2-20参照）今後、急速に高齢化が進む本市において、“男女共同参画による介護”は、住み慣れた地域での生活を支える上でも特に重要である。（26ページ、図表2-40参照）

課題のまとめ

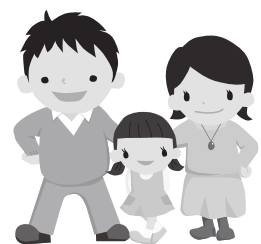
本市において特に重点的に取り組む必要があるものとして、ワーク・ライフ・バランスがあります。男性の家事、育児、介護といった家庭生活への参画はまだ十分とは言えず、行動に移せていない状況がみられます。本市では、男性が仕事に偏重しがちな雇用環境・就業構造であるという課題があるため、男性の家事・育児・介護への参加やワーク・ライフ・バランスを企業とともに推進していく必要があります。2次プランでは依然として残る固定的な性別役割分担意識への対応として、「継続的な意識啓発」と「行動」による男女共同参画の一層の推進」を重点取組として掲げてきましたが、この時の課題は依然として大きく改善はしていません。このため、本プランにおいては、生活に落とし込むことができるワーク・ライフ・バランスを推進していくために、市民・企業との連携・共働をより一層、活性化していくことが必要です。

重点取組① 仕事と子育て等の両立を図るワーク・ライフ・バランスの推進

人口減少社会において、有能な人材の確保・育成・定着のためには、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が欠かせません。企業においても、採用・教育コストの圧縮や、生産性の向上、活気ある社内風土の醸成など、多くの効果がもたらされます。また男性の家事・育児等への参加は、市民視点からみても重要度が高く、子どもを産み育てるための環境整備のためにも多様な働き方が求められています。平成25年度から開始している優良事業所表彰制度の周知などをはじめ、企業を巻き込んだ取組が重要になります。

【具体的な事業】

- ・企業経営者に向けた女性が働きやすい職場環境づくりの推進
- ・経済団体や労働団体等と連携して実施する講演会、セミナーの実施
- ・ワーク・ライフ・バランス推進のための市民団体との共働による事業所訪問
- ・働きやすい職場環境を目指す優良事業所に対する表彰制度の実施及び改善



重点課題②：労働分野における女性の参画が不十分である。

主な特徴

- ・企業の立地の関係により、人口において男性の占める割合が高く、一般的に女性が参画しにくいと言われる第2次産業の比重が高い産業構造となっている。(19ページ、図表2-23参照)
- ・女性の労働力率はM字曲線を描き、本市では20歳代後半から30歳代の労働力率が全国、愛知県より低くなっている。全国、県よりも、就業を継続する女性が少ないことがうかがえる。(19ページ、図表2-21参照)
- ・全国に比べて専業主婦の割合が高く、特に子どもが小さい家庭においては固定的な性別役割分担に基づいた生活を送る人が多いことが予想される。(19ページ、図表2-22参照)
- ・こども園等の園児数は増加傾向にある。(18ページ、図表2-18参照) また、意識調査からも行政の取組として「女性の就業継続支援」を求める意見が多い。(26ページ、図表2-40参照) 就業を希望する女性、就業継続に取り組み始めている女性・家庭は増加している。

課題のまとめ

産業構造や、大企業が多いことで男性の片働き世帯が多いことなどを背景に、本市は専業主婦が多い傾向にあります。しかし、市民意識調査では「女性の就業継続支援」を求める意見も多く、女性の意欲や能力を、仕事の面で広く活かしていくことが求められています。2次プランでは「男女の自立支援」を重点取組として掲げてきましたが、本プランにおいては、国の動向とも歩調を合わせながら、特に「女性」に着目し、就業の継続や再チャレンジなどを促進し、底上げを図ることが重要です。

重点取組② 本市の女性の働き方の希望を踏まえた就業支援の充実

国全体で女性の活躍推進の取組が強化されるなか、今後は本市においても就業継続、就労への再チャレンジを希望する女性が増えることが予想されるため、また人口減少社会への対応も含め、女性の就業意欲の向上や職業能力の開発、企業における働きやすい環境づくりの促進といった取組を強化します。

【具体的な事業】

- ・働く女性などを対象とした女性の活躍推進シンポジウムの実施
- ・働きたい女性に向けたネット診断による総合案内の設置



重点課題③：意識を行動につなげるための取組が必要である。

主な特徴

- ・本市の男女共同参画に対する市民の意識は全国と比較して高いものの、家庭・地域などでは固定的な性別役割分担に基づく行動をとっていることが多く、理想と現実でギャップがある。(23ページ、図表2-31参照)
- ・行政の男女共同参画の取組は、子どもや働き盛り世代、高齢者などを対象とした事業が多く、若年世代に対する事業が少ない。



課題のまとめ

意識調査でわかった、意識が実践や行動につながっていないという本市の特徴的な課題の解決に向けて、早い段階での気付き・行動の改善を促すことが重要です。特に、学生が学校生活から社会生活へと移行した場合の男女共同参画に関するギャップ(平等感、性別による格差等)は大きいものであるため、2次プランでは対象事業が少なかった、行政が関わりにくい高校生・大学生といった若者へのアプローチも、将来的な男女共同参画社会の実現のために重要となっています。



重点取組③ 若者とともに進める男女共同参画活動の実践

これまで、高校生や大学生に対する事業は少ないのが現状でした。就職や結婚など、大きなライフイベントを迎える若い世代に対して男女共同参画について考え、経済的自立の重要性やキャリア形成に向けて学ぶ機会を提供し、将来希望する生き方の実現に向けた取組を推進します。

これらの若者に対する取組が、人口減少社会、超少子高齢化社会を迎えることとなる本市において、未来のまちづくりに大きく寄与すると考えられます。

【具体的な事業】

- ・大学と連携した男女共同参画に関するワークショップや学生の意識調査の検討・実施
- ・学生の進路選択やキャリアプランに関する教育の検討・実施



4 基本目標

本プランに位置付ける基本目標は、これまで推進してきた4つのライフステージに基づく考え方を継承します。すべてのライフステージに関わることについては、新たな基本目標として追加します。

ライフステージⅠ「命をはぐくむ」

女性が子どもを産むことを決定し、妊娠・出産から幼児期に至るまでの期間で、女性と男性が協力して新しい命をはぐくみ育てる段階です。

基本目標1

命をはぐくみ、育てるための男女共同参画社会の実現

希望する人が安心・安全に妊娠、出産ができるようにするとともに、男性が子育てへの意識を高め、子育てに参画できるようにすることで、子どもの健やかな成長を支援します。

ライフステージⅡ「個を尊び・育てる」

小学校入学前から成人に至るまでの期間で将来を担う子どもたちが自我に目覚め、個が確立するなど健やかに成長する段階です。

基本目標2

人権の尊重と男女共同参画を学ぶ教育環境づくり

子どもたちが、男女共同参画と人権に対する正しい認識を持ち、また将来にわたって性別にかかわらず個性と能力を発揮できるよう、男女共同参画や男女の相互理解・協力についての教育を推進します。

ライフステージⅢ「共に働き・共に生きる」

成人から高齢期に至るまでの期間で、責任ある市民として職場や地域社会、家庭などあらゆる場面で活躍する段階です。

基本目標3

様々な分野で男女共同参画を実践する職場・家庭・地域づくり

一人ひとりが個人として自立し、家事や子育て、介護などの家族としての役割、地域コミュニティの一員としての役割を果たしながら、自己実現に取り組み、仕事においても責任を果たすことができる環境をつくります。また、様々な分野において、女性のさらなる参画促進を進めます。

ライフステージⅣ「老いを生き・老いを支える」

高齢者が自立し、健康を維持し、その能力を活用し生きがいを持って暮らせる段階です。

基本目標4

男女がともに高齢期を豊かに過ごせる環境づくり

高齢化が進行するなか、地域活動や生きがいづくり、就業など、様々な活動の担い手として高齢者が性別にかかわらず活発に活動できる環境整備を進めます。また、介護や自立に向けた生活支援などにおける男女共同参画を推進します。

すべてのライフステージに関わるもの

基本目標5 男女が互いに尊重し合い、安心して暮らせる社会環境づくり

あらゆる分野において男女共同参画に関する広報や啓発、学習機会の提供を行います。また、男女に対する相談支援体制の充実を図るとともに、DV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメント^{※16}などの人権侵害行為に対する防止に向けた啓発、男女それぞれのニーズを踏まえる必要がある防災・災害時における男女共同参画などに取り組みます。

※16 セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、又はその相手に不利益を与える行為のことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれます。

5 施策の体系

将来像(基本理念)

男女共同参画によって誰もが自分らしく豊かに暮らせる社会

基本指針

- 市民と行政の共働による取組の推進
- 企業と行政が連携した取組の推進
- 意識啓発から直接的な働きかけへの転換

ライフステージ

基本目標

施策

◆…重点施策

ライフステージⅠ
「命をはぐくむ」

1 命をはぐくみ、育てるための男女共同参画社会の実現

- (1) 安全・安心な妊娠・出産のための支援の充実
- (2) 男女共同による子育ての推進
- (3) ひとり親家庭の自立支援

ライフステージⅡ
「個を尊び・育てる」

2 人権の尊重と男女共同参画を学ぶ教育環境づくり

- (4) 男女共同参画意識を育てる教育環境の整備
- (5) 人権と性の尊重意識の醸成
- (6) 若者への啓発事業の推進 ◆

ライフステージⅢ
「共に働き・共に生きる」

3 様々な分野で男女共同参画を実践する職場・家庭・地域づくり

- (7) あらゆる分野での女性の参画促進
- (8) 女性の就業促進に向けた支援 ◆
- (9) ワーク・ライフ・バランスの推進 ◆
- (10) 男女の活躍を支える教育・保育サービス等の充実
- (11) 介護による離職に関する対応についての調査・研究
- (12) 家庭や地域活動における男女共同参画の促進
- (13) 男女共同参画に関する啓発や意識・機運づくり

ライフステージⅣ
「老いを生き・老いを支える」

4 男女がともに高齢期を豊かに過ごせる環境づくり

- (14) 高齢期の男女への意識啓発と生きがいづくり等の推進
- (15) 男女共同参画の視点に立った介護、介護予防等の推進

5 男女が互いに尊重し合い、安心して暮らせる社会環境づくり

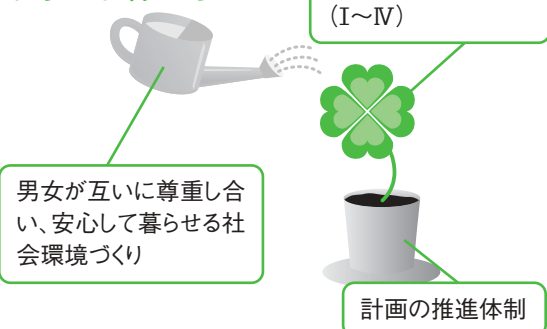
- (16) 防災における男女共同参画の促進
- (17) あらゆる暴力の防止
- (18) 性別や年代に応じた心身の健康づくりへの支援

<すべてのライフステージに関わるもの>

計画の推進体制

- 1 男女がともに活躍できる職場環境の整備
- 2 男女共同参画を推進するための行政基盤の確立
- 3 市役所内における連携の強化
- 4 進捗状況の見える化
- 5 国・県等と連携した取組

プランのイメージ





第4章

施策の展開



施策の体系と事業一覧

4つのライフステージ

施策欄の◆印は、重点施策を表します。
事業欄の★印は、重点施策の中でも特に重点的に取り組む事業を表します。

基本目標	施策	No.	事業	指標	担当課	ページ
1 命をはぐくみ、育てるための男女共同参画社会の実現	(1) 安全・安心な妊娠・出産のための支援の充実	1	妊娠や出産についての広報・啓発【継続】	—	子ども家庭課	52
		2	不妊に関する相談や治療費助成などの支援【継続】	—	子ども家庭課	52
		3	働く妊婦のための母性健康管理指導事項連絡カードの活用促進と普及【継続】	—	子ども家庭課 地域保健課	52
		4	妊婦健康診査の実施及び受診の重要性の周知【継続】	○	子ども家庭課	53
	(2) 男女共同による子育ての推進	5	男性の家事・育児能力向上のための家庭教育講座の開催【継続】	—	保育課 次世代育成課	54
		6	待機児童への対応【継続】	—	保育課	54
		7	休日保育・一時保育の実施及び延長保育の充実【継続】	—	保育課	54
		8	出産を控えた夫婦の「パパ・ママ教室」への父親の参加促進【継続】	○	子ども家庭課	54
		9	男性の家事・育児・介護講座等を通じた意識の向上【継続】	○	男女共同参画センター	54
		10	ワーク・ライフ・バランス推進のための市民団体との共働による事業所訪問【継続】	○	男女共同参画センター	55
	(3) ひとり親家庭の自立支援	11	母子父子寡婦福祉資金の貸付け及び母子（父子）家庭自立支援給付金の支給による支援【継続】	—	子ども家庭課	56
		12	ひとり親相談の推進（母子・父子自立支援員事業）【継続】	—	子ども家庭課	56
		13	ひとり親家庭への就業支援（ひとり親家庭就業支援事業）【継続】	○	子ども家庭課	56
2 人権の尊重と男女共同参画を学ぶ教育環境づくり	(4) 男女共同参画意識を育てる教育環境の整備	14	PTA、子ども会、ジュニアクラブ等を通じた出前講座などによる啓発【新規】	—	次世代育成課 男女共同参画センター	57
		15	小中学校における人権に関する講演会（「人権を考える集い」）の開催【継続】	—	市民相談課	57
		16	小中学校における市民との共働による男女共同参画絵本読み聞かせ事業の実施【継続】	—	男女共同参画センター	57
		17	小中学校における副読本やジェンダーマンガを活用した男女共同参画教育の推進【継続】	○	学校教育課 男女共同参画センター	58
		18	教職員・教育保育職に対する男女共同参画研修の実施【継続】	○	保育課 学校教育課	58
	(5) 人権と性の尊重意識の醸成	19	青少年や児童生徒、保護者に対する情報活用能力の向上のための啓発【新規】	—	次世代育成課 学校教育課	59
		20	「中学生とあかちゃんのふれあい体験」（思春期教室1）の開催【継続】	○	子ども家庭課	59
		21	中学生のための思春期教育事業（思春期教室2）の開催【継続】	○	子ども家庭課	59
	(6) 若者への啓発事業の推進 ◆	22	婚活事業等と連携した男女共同参画に関する意識の啓発【新規】	—	次世代育成課 男女共同参画センター	60
		23	大学生と連携したジェンダーマンガ等啓発冊子の作成【新規】	—	男女共同参画センター	60
		24	大学と連携した男女共同参画に関するワークショップや学生の意識調査の検討・実施【新規】★	○	男女共同参画センター	60
		25	学生の進路選択やキャリアプランに関する教育の検討・実施【新規】★	○	男女共同参画センター	60
26		男女共同参画教材の企画など高校生ボランティアの参画【新規】	○	次世代育成課 男女共同参画センター	61	

基本目標	施策	No.	事業	指標	担当課	ページ
3 様々な分野で男女共同参画を実践する職場・家庭・地域づくり	(7) あらゆる分野での女性の参画促進	27	「自治区実態調査」による自治区役員に占める女性比率調査などの実施【継続】	—	地域支援課	62
		28	企業に向けた指導的地位に占める女性の割合を増やすための周知【新規】	—	男女共同参画センター	62
		29	企業経営者に向けた女性が働きやすい職場環境づくりの推進【新規】	○	男女共同参画センター	63
		30	地域で活躍できる女性の人材育成及び発掘【継続】	○	男女共同参画センター	63
		31	審議会等の女性委員選任促進及び登用のためのしくみづくり【継続】	○	行政改革推進課 男女共同参画センター	63
		32	市役所における女性職員の育成と管理監督職への登用【継続】	○	人事課	63
	(8) 女性の就業促進に向けた支援 ◆	33	6次産業化をはじめとした農業分野における女性の参画促進【新規】	—	農政課	64
		34	企業との連携強化に向けた組織の設置の検討【新規】★	—	男女共同参画センター	64
		35	働く女性などを対象とした女性の活躍推進シンポジウムの実施【新規】★	—	男女共同参画センター	64
		36	(再掲) 企業経営者に向けた女性が働きやすい職場環境づくりの推進【新規】★	○	男女共同参画センター	64
		37	女性の就業における相談及び技術技能の向上や資格取得などの支援【継続】	○	ものづくり産業振興課 男女共同参画センター	65
		38	女性が起業するために必要な支援【継続】	○	ものづくり産業振興課 男女共同参画センター	65
		39	働く女性のための情報誌等を活用した啓発【新規】★	○	男女共同参画センター	65
		40	働きたい女性に向けたネット診断による総合案内の設置【新規】★	○	男女共同参画センター	65
	(9) ワーク・ライフ・バランスの推進 ◆	41	公共調達における男女共同参画社会に貢献する制度の認定【継続】	—	男女共同参画センター 契約課	66
		42	(再掲) 企業との連携強化に向けた組織の設置の検討【新規】★	—	男女共同参画センター	66
		43	(再掲) ワーク・ライフ・バランス推進のための市民団体との共働による事業所訪問【継続】★	○	男女共同参画センター	66
		44	企業における職場環境改善のためのアドバイザー及び講師派遣の実施【継続】	○	男女共同参画センター	66
		45	働きやすい職場環境を目指す優良事業所に対する表彰制度の実施及び改善【継続】★	○	男女共同参画センター	66
		46	経済団体や労働団体等と連携して実施する講演会、セミナーの実施【新規】★	○	男女共同参画センター	67
	(10) 男女の活躍を支える教育・保育サービス等の充実	47	(再掲) 待機児童への対応【継続】	—	保育課	68
		48	放課後児童クラブの充実【継続】	—	次世代育成課	68
		49	病児・病後児保育事業の実施【継続】	—	保育課	68
		50	(再掲) 休日保育・一時保育の実施及び延長保育の充実【継続】	—	保育課	68
		51	男女共同参画センターが主催する講座での託児サービスの実施【継続】	○	男女共同参画センター	68
	(11) 介護による離職に関する対応についての調査・研究	52	企業に対する介護離職に係る実態調査の実施【新規】	—	男女共同参画センター	69
		53	(再掲) 企業との連携強化に向けた組織の設置の検討【新規】	—	男女共同参画センター	69
		54	(再掲) ワーク・ライフ・バランス推進のための市民団体との共働による事業所訪問【継続】	○	男女共同参画センター	69
		55	(再掲) 男性の家事・育児・介護講座等を通じた意識の向上【継続】	○	男女共同参画センター	69

基本目標	施策	No.	事業	指標	担当課	ページ
3 様々な分野で男女共同参画を 実践する職場・家庭・地域づくり	(12) 家庭や地域活動における男女共同参画の促進	56	保護者のための家庭教育教育冊子「家庭教育手帳“親ノート”」の各戸配布【新規】	—	次世代育成課	70
		57	区長会役員会における地域の女性参画についての啓発【継続】	—	地域支援課	70
		58	地域会議における女性委員の選任促進【継続】	—	地域支援課	70
		59	ワークショップなどを通じた自治区など地域活動における男女共同参画の促進【継続】	○	男女共同参画センター 地域支援課	70
	(13) 男女共同参画に関する啓発や意識・機運づくり	60	様々な情報発信ツールの活用と研究【新規】	○	男女共同参画センター	71
		61	男女共同参画週間に合わせた啓発イベントの見直しと充実【継続】	○	男女共同参画センター	71
62		女性及び男性応援講座並びに男女共同参画セミナー等の開催【継続】	○	男女共同参画センター	71	
4 男女がともに高齢期を豊かに過ごせる環境づくり	(14) 高齢期の男女への意識啓発と生きがいがづくり等の推進	63	高年大学や老人クラブなど高齢期の活動の充実【継続】	—	生涯学習課	72
		64	高齢期を豊かにする生きがいがづくりのための地域活動の担い手育成【新規】	—	生涯学習課	72
		65	シニア世代向けの孫育て講座などの実施【継続】	○	男女共同参画センター	73
		66	(再掲) 男性の家事・育児・介護講座等を通じた意識の向上【継続】	○	男女共同参画センター	73
	(15) 男女共同参画の視点に立った介護、介護予防等の推進	67	高齢期を健康に過ごすための一次介護予防の推進【継続】	—	地域保健課	74
		68	家族で介護を行う人への家族介護教室・家族交流事業の実施【継続】	○	地域福祉課	74

指標欄に○印のある事業は指標を設定しています。本プランで進捗管理することが適切なものについてのみ設定し、他の計画等で進捗管理しているものなどは設定していません。

すべてのライフステージに関わるもの

基本目標	施策	No.	事業	担当課	ページ
5 男女が互いに尊重し合い、安心して暮らせる 社会環境づくり	(16) 防災における男女共同参画の促進	69	男女共同参画の視点を持った防災・災害時における活動の啓発【新規】	防災対策課 男女共同参画センター	75
		70	自主防災会における女性の参画促進【新規】	防災対策課	75
		71	防火・消防組織における男女共同参画の促進【新規】	消防本部総務課 消防本部予防課	75
		72	災害対策の方針決定過程への女性の参画促進【新規】	防災対策課	75
	(17) あらゆる暴力の防止	73	DV防止対策と被害者への支援【継続】	男女共同参画センター ほか	76
		74	あらゆるハラスメントやストーカー防止のための啓発の実施【新規】	男女共同参画センター	76
	(18) 性別や年代に応じた心身の健康づくりへの支援	75	こころの健康づくりの推進【新規】	健康政策課	77
		76	女性及び男性特有の病気等に関する対応と理解の促進【新規】	健康政策課 男女共同参画センター	77
		77	女性及び男性のための相談事業の実施及び相談窓口の周知【継続】	男女共同参画センター 市政発信課	77

計画の推進体制

施策	No.	事業	担当課	ページ
1 男女がともに活躍できる職場環境の整備	1	仕事と子育て・介護等の両立のための各種支援制度の充実【新規】	人事課	78
	2	女性職員の就業継続を支える職場環境づくり【継続】	人事課	78
	3	職員の子育てへの参加促進【継続】	人事課	78
	4	全庁的な事務改善の推進【新規】	行政改革推進課	78
	5	ワーク・ライフ・バランスキャンペーン事業の実施【継続】	男女共同参画センター	78
2 男女共同参画を推進するための行政基盤の確立	6	市職員を対象とした階層別男女共同参画研修の実施【継続】	人事課 男女共同参画センター	79
	7	男女共同参画に関する市民意識・実態等の調査・研究と見える化【継続】	男女共同参画センター	79
	8	男女共同参画センターの機能強化、適正な機能配置の検討【新規】	男女共同参画センター	79
	9	男女共同参画を推進する市民活動団体への支援と連携【継続】	男女共同参画センター	79
3 市役所内における連携の強化	10	推進会議の開催等による分野横断的な連携・調整の実施【継続】	男女共同参画センター	80
4 進捗状況の見える化	11	推進懇話会の開催【継続】	男女共同参画センター	80
	12	プランの進捗や評価結果の定期的な公表【継続】	男女共同参画センター	80
5 国・県等と連携した取組			男女共同参画センター	80

4つのライフステージ

1 <ライフステージI「命をはぐくむ」>

命をはぐくみ、育てるための男女共同参画社会の実現

ライフステージIとは女性が子どもを産むことを決定し、妊娠・出産から幼児期に至るまでの期間で、女性と男性が協力して新しい命をはぐくみ育てる段階です。

取組の効果をはかる指標

		現状	目標
●子育ての夫婦の役割分担の現状(夫婦が共同で行っている割合)	【継続】	37.8%	⇒ 60%
●家事の夫婦の役割分担の現状(夫婦が共同で行っている割合)	【継続】	21.2%	⇒ 30%
●パパ・ママ教室受講者中の父親の参加率	【新規】	35.3%	⇒ 40%
●待機児童への対応(0～2歳児のこども園の利用定員数)	【継続】	2,092人	⇒ 2,621人
●男性の育児休業取得率	【新規】	—	⇒ 5%

※以後、現状値の年度は、(H〇〇)の年表記がない場合は、平成25年度の数値とします。目標値の年度は(H〇〇)の年度表記がない場合は平成31年度とします。

※各指標の算定方法等については、85ページ「第5章 計画の推進にあたって「4 取組の効果をはかる指標一覧(算出方法及び目標値設定根拠)」を参照してください。

(1) 安全・安心な妊娠・出産のための支援の充実

安全・安心な出産に向け、妊婦やその家庭への支援を行うとともに、地域や職場などの社会全体で、子どもや子育てを支援する意識を醸成します。

No.	事業名	内容	担当課
1	妊娠や出産についての 広報・啓発 【継続】	妊娠や出産、子育てが社会全体の責任として認識できるよう、各種イベントにおける妊婦疑似体験の実施などを通じ、市民に対する啓発を進めます。また、啓発にあたっては、妊婦に対する配慮を市民に周知・啓発する、マタニティマーク「まーむ(母夢)」の利用を促進し、理解を深めます。	子ども家庭課
2	不妊に関する相談や治療費助成などの支援 【継続】	妊娠を希望する男女に対し、不妊治療にかかる費用の助成を行うとともに、相談・支援を行います。	子ども家庭課
3	働く妊婦のための母性健康管理指導事項連絡カードの活用促進と普及 【継続】	女性の社会進出が進む中、働く女性が安心して安全に妊娠・出産を迎えることができるよう、働く妊婦や事業所、医師に対して母性健康管理指導事項連絡カードの活用を促し、妊婦にとって働きやすい職場環境整備の理解を進めます。	子ども家庭課 地域保健課

<指標を設定する施策・事業>

No.	事業名	内容	担当課	
4	妊婦健康診査の実施 及び受診の重要性の 周知 【継続】	妊婦の疾病や異常の早期発見・早期対応を図り、正常な妊娠・出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査を実施します。母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票による補助券を配布するとともに、配布時に、妊婦やその家族へ妊婦健康診査の重要性について啓発を行うことで、未受診者の解消を図ります。	子ども家庭課	
		指標名	現状値	目標値
		10回以上妊婦健康診査を受診する妊婦の割合	80%	80%

(2) 男女共同による子育ての推進

様々な意識啓発や講座等を行い、男性の家事、育児などへの参加に関する意識や技術を高めることや多様化する男女の雇用形態に応じた保育サービスの提供を図ることで、男女共同による子育てを推進します。

No.	事業名	内容	担当課
5	男性の家事・育児能力向上のための家庭教育講座の開催 【継続】	乳幼児の保護者に対し、男女共同参画による子育てに関する情報提供や、男性の家事・育児能力等の向上に向けた活動を行う家庭教育講座を開催します。	保育課 次世代育成課
6	待機児童への対応 【継続】	増加する保育ニーズに対応し、こども園において、低年齢児（0～2歳）の利用定員数を増加することで、子育て家庭の仕事・家庭・地域社会の両立の実現を支援します。	保育課
7	休日保育・一時保育の実施及び延長保育の充実 【継続】	保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応して、各家庭の状況に応じた必要な保育サービスを提供する観点から、日曜日・祝日に保育を行う休日保育、緊急的・一時的に保育を行う一時保育を実施します。また、基本保育時間以外の保育ニーズへの対応として延長保育実施施設を拡充します。	保育課

<指標を設定する施策・事業>

No.	事業名	内容	担当課	
8	出産を控えた夫婦の「パパ・ママ教室」への父親の参加促進 【継続】	夫婦が生まれてくる子どもに愛情を感じ、子育てについて学ぶ場としてパパ・ママ教室を開催します。また、男女がともに子育てに関わることの大切さを伝えるため、パパ・ママ教室への父親の参加を促進します。	子ども家庭課	
		指標名	現状値	目標値
		パパ・ママ教室受講者中の父親の参加率	29.4%	40%
No.	事業名	内容	担当課	
9	男性の家事・育児・介護講座等を通じた意識の向上 【継続】	日常生活の中で家事・育児・介護に参加することが少ない男性が必要な知識と技術を身につけるとともに、家事・育児・介護への関わり方を見直すことを目的に、男性を対象とした講座を通じて家庭における男女共同参画意識を高めます。	男女共同参画センター	
		指標名	現状値	目標値
		受講後のアンケートで「意識が高まった」と回答した人の割合	—	70%

No.	事業名	内容	担当課	
10	ワーク・ライフ・バランス推進のための市民団体との共働による事業所訪問 【継続】	ワーク・ライフ・バランス推進員（市民団体）との共働により、事業所へ向けてワーク・ライフ・バランスの必要性や育児・介護休業制度の促進、勤務時間の短縮などの啓発を行い、男性の子育てと仕事の両立が図れる職場環境づくりを進めます。	男女共同参画センター	
		指標名	現状値	目標値
		ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて新たな取組を行った事業所数	—	10 社 (累計)

(3) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭においても、親・子どもが尊厳を持って生き生きと生活できるように、就業支援などによる経済的自立を促すとともに、様々な相談・支援事業を展開します。

No.	事業名	内容	担当課
11	母子父子寡婦福祉資金の貸付け及び母子(父子)家庭自立支援給付金の支給による支援 【継続】	経済的な自立が困難な母子・父子家庭や寡婦家庭の生活の安定と向上を図るため、生活資金、就学資金、技能習得資金等の貸付を行うとともに、母子家庭・父子家庭の母親や父親が就職に有利な資格等の取得を目指す場合に自立支援給付金を支給します。	子ども家庭課
12	ひとり親相談の推進(母子・父子自立支援員事業) 【継続】	ひとり親の生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談などを総合的に行い、ひとり親世帯の自立を支援するため、母子・父子自立支援員により、福祉資金の貸付を含めた各種相談事業を推進します。	子ども家庭課

<指標を設定する施策・事業>

No.	事業名	内容	担当課	
13	ひとり親家庭への就業支援(ひとり親家庭就業支援事業) 【継続】	ひとり親家庭の経済的な自立を支援するために、母子家庭・父子家庭の母親や父親・寡婦に対して、就業相談、就業支援講習会の実施や就業情報の提供等の一貫した就業支援サービスを実施します。	子ども家庭課	
		指標名	現状値	目標値
		就業支援講習会の受講者の就職率	76.9%	100%

2 <ライフステージⅡ「個を尊び・育てる」>

人権の尊重と男女共同参画を学ぶ教育環境づくり

ライフステージⅡとは、小学校入学前から成人に至るまでの期間で将来を担う子どもたちが自我に目覚め、個が確立するなど健やかに成長する段階です。

取組の効果をはかる指標

		現状	⇒	目標
● 高校生・大学生対象の啓発事業実施回数	【新規】	—	⇒	3事業
● 学校における男女平等の現状(平等であると感じている市民の割合)	【新規】	53.6%	⇒	65%

(4) 男女共同参画意識を育てる教育環境の整備

子どもの頃から男女共同参画に対する正しい理解を促進するため、幼少期や学校教育における意識啓発事業を展開するとともに、男女共同参画や人権に対する適切な意識と指導技術を有する教職員、幼稚園教諭、保育士等を育成します。

No.	事業名	内容	担当課
14	PTA、子ども会、ジュニアクラブ等を通じた出前講座などによる啓発 【新規】	PTA、子ども会、ジュニアクラブ等において、男女共同参画や男性の子育て参加などをテーマにした講演会が実施されるよう、講師の紹介を行います。	次世代育成課 男女共同参画センター
15	小中学校における人権に関する講演会（「人権を考える集い」）の開催 【継続】	人権を自らの問題として捉え、理解を深めて、人権意識の高揚を図るため、児童生徒と保護者、教師、地域住民を対象に、講演会及び公開授業、意見発表などを行います。	市民相談課
16	小中学校における市民との共働による男女共同参画絵本読み聞かせ事業の実施 【継続】	小学校で行われている朝の読み聞かせ時間を活用して、読み聞かせグループに男女共同参画の視点をもった絵本や本を読んでもらうなど市民と共働による男女共同参画教育を推進します。	男女共同参画センター

<指標を設定する施策・事業>

No.	事業名	内容	担当課	
17	小中学校における副読本やジェンダーマンガを活用した男女共同参画教育の推進 【継続】	小中学生に男女共同参画に関する正しい理解を促すため、副読本やジェンダーマンガなどの教材を電子データ化し、豊田市教材データベースに掲載することにより男女共同参画教育を推進します。また、時代に応じて適切な内容の副読本となるよう、随時、内容及びデータの改訂を行います。また、男女共同参画新喜劇による啓発を推進します。	学校教育課 男女共同参画センター	
		指標名	現状値	目標値
		男女共同参画新喜劇の上演	—	2校
No.	事業名	内容	担当課	
18	教職員・教育保育職に対する男女共同参画研修の実施 【継続】	学校やこども園において、適切な男女共同参画教育を推進するため、教職員・教育保育職に対し、男女共同参画に関する研修を実施します。	保育課 学校教育課	
		指標名	現状値	目標値
		教職員への研修の実施回数	1回	1回
		教育保育職への研修の実施回数	1回 (H26)	1回

(5) 人権と性の尊重意識の醸成

子どもたちや青少年が人権や性に対する正しい理解と意識を持てるよう、小中学生に対する性に関する正しい教育を実施するとともに、若年世代に対する人権意識を啓発する事業を展開します。

No.	事業名	内容	担当課
19	青少年や児童生徒、保護者に対する情報活用能力の向上のための啓発 【新規】	いじめや差別、男女間の暴力などの人権侵害行為を助長する内容を含む情報を、疑いや批判することなく受け取ることがないよう、青少年のメディア・リテラシー※17の向上を図ります。また、子どもや青少年が犯罪に巻き込まれることを防ぐために、保護者も含めて携帯電話やタブレット型情報端末等の適切な利用方法について普及・啓発します。	次世代育成課 学校教育課

<指標を設定する施策・事業>

No.	事業名	内容	担当課	
20	「中学生とあかちゃんのふれあい体験」(思春期教室1)の開催 【継続】	中学生を対象に、命の大切さや将来親になるための意識啓発及び地域住民との交流を図るため、地域住民(母親、あかちゃん、地域ボランティア)参加のもとで、思春期教室1「中学生とあかちゃんのふれあい体験」を開催します。	子ども家庭課	
		指標名	現状値	目標値
		ふれあい体験の実施中学校数	6校(H26)	8校
No.	事業名	内容	担当課	
21	中学生のための思春期教育事業(思春期教室2)の開催 【継続】	中学生を対象に、自分の体と心の変化や性について正しく理解するとともに命の尊さを知り、男女が互いに尊重し合う気持ちを養うことを目的として、思春期教室2を開催します。	子ども家庭課	
		指標名	現状値	目標値
		思春期教室2の実施中学校数	16校	27校

※17 メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

(6) 若者への啓発事業の推進 ◆

高校生、大学生などの若者に対し、男女共同参画の視点から、男女交際や将来の働き方、家庭の在り方等について考え、学ぶ機会を提供します。

No.	事業名	内容	担当課
22	婚活事業等と連携した男女共同参画に関する意識の啓発 【新規】	結婚への意識を高めるために開催する婚活イベント等において、男女の付き合いから結婚後の夫婦の在り方などについて、男女共同参画の視点でも考えてもらえるよう啓発します。	次世代育成課 男女共同参画センター
23	大学生と連携したジェンダーマンガ等啓発冊子の作成 【新規】	大学生との連携により、若者への啓発に効果的なジェンダーマンガ等啓発冊子の作成を検討します。	男女共同参画センター

<指標を設定する施策・事業>

No.	事業名	内容	担当課	
24	大学と連携した男女共同参画に関するワークショップや学生の意識調査の検討・実施 【新規】★	包括連携協定 ^{※18} を締結している大学等又は近隣市の大学のゼミナール大会やワークショップにおいて、ワールド・カフェ（小グループで席替えを繰り返しながら議論を深める話し合いの手法）等の手法を用いた男女共同参画に関する意見交換会や意識調査などを検討し、大学と連携した若者への啓発を行います。	男女共同参画センター	
		指標名	現状値	目標値
		大学と連携した事業実施回数	—	1回
No.	事業名	内容	担当課	
25	学生の進路選択やキャリアプラン ^{※19} に関する教育の検討・実施 【新規】★	高校生、大学生が進路選択をする場合に、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに幅広い可能性から男女共同参画の視点に立ったキャリアプランを形成できるよう、プログラムの作成や専門講師の派遣、授業の実施について検討を進め、実施します。	男女共同参画センター	
		指標名	現状値	目標値
		事業の実施回数	—	1回

※18 包括連携協定

地域社会の発展、人材育成を図ることを目的に、豊田市と市内の大学・高専等の高等教育機関と双方が有する知的資源・人的資源及び物的資源の活用、共同で実施する事業、学術振興・教育及び人材の育成などについて、包括的な連携を進めるために取り交わした協定のことです。

※19 キャリアプラン

自身の職業生活における目標や働き方などを定め、その実現のために計画を立てることをいいます。

No.	事業名	内容	担当課	
26	男女共同参画教材の企画など高校生ボランティアの参画 【新規】	高校生ボランティアと連携して、男女共同参画センターで使用する啓発用のジェンダーマンガや男女共同参画新喜劇の脚本や企画作成を行います。	次世代育成課 男女共同参画センター	
		指標名	現状値	目標値
		事業の実施回数	—	1回

3 <ライフステージⅢ「共に働き・共に生きる」>

様々な分野で男女共同参画を実践する職場・家庭・地域づくり

ライフステージⅢとは、成人から高齢期に至るまでの期間で、責任ある市民として職場や地域社会、家庭などあらゆる場面で活躍する段階です。

取組の効果をはかる指標

	現状	目標
●優良事業所表彰制度への応募件数	【継続】 9件 ^(H26)	⇒ 12件
●家事の夫婦の役割分担の現状(夫婦が共同で行っている割合)	【継続】 21.2%	⇒ 30%
●0～3歳児を持つ女性の就業継続者の割合	【新規】 21.9% ^(H23)	⇒ 25%
●待機児童への対応(0～2歳児のこども園の利用定員数)	【継続】 2,092人	⇒ 2,621人
●男性の育児休業取得率	【新規】 —	⇒ 5%
●年次有給休暇取得率	【新規】 —	⇒ 60%
●介護休業制度を整備している事業所の割合	【新規】 68.5% ^(H23)	⇒ 80%

(7) あらゆる分野での女性の参画促進

審議会等の市の様々な方針決定過程や地域活動、職場などあらゆる場面において、女性の参画を促進します。

No.	事業名	内容	担当課
27	「自治区実態調査」による自治区役員に占める女性比率調査などの実施 【継続】	自治区における女性の参画状況を把握することを目的に、自治区の役員に占める女性比率や、女性会の活動について、3年に1回、調査します。さらに、その現状を周知することでより一層女性の参画に対する意識を啓発していきます。	地域支援課
28	企業に向けた指導的地位に占める女性の割合を増やすための周知 【新規】	政府が推し進める、女性の活躍推進について、数値目標(2020年までに指導的地位に占める女性の割合を3割にする)など法案の内容や優遇制度について、情報誌やホームページ、市民団体と共働で行う事業所訪問等の際に周知を図る。	男女共同参画センター

<指標を設定する施策・事業>

No.	事業名	内容		担当課
29	企業経営者に向けた女性が働きやすい職場環境づくりの推進 【新規】	女性の就業促進のために企業経営者に対して、事例紹介等を通じた女性活用のメリットの理解促進、仕事と子育て等の両立支援や雇用促進、登用促進、職域拡大など就業環境の整備に向けた取組の推進を図る。		男女共同参画センター
		指標名	現状値	目標値
		事業所訪問・啓発冊子等の配布、優良事業所の周知・PR	—	3社
No.	事業名	内容		担当課
30	地域で活躍できる女性の人材育成及び発掘 【継続】	各種審議会や地域会議、自治区の委員など政策決定や意思決定の場に参画できる女性リーダーを育成するために人材養成講座（クローバーカレッジ）を開催します。また、市の審議会等の委員についての意向調査を実施します。		男女共同参画センター
		指標名	現状値	目標値
		女性人材養成講座（クローバーカレッジ）の実施回数	1回（H26）	1回
No.	事業名	内容		担当課
31	審議会等の女性委員選任促進及び登用のためのしくみづくり 【継続】	政策・意思決定の場である各種審議会等において、多様な意見が政策に反映されるよう、庁内所管課へのPRの強化と委員選任時における女性比率のチェックを行うなど、女性委員の選任促進に努めます。また、公募委員についての市民の理解を深め、参画を促進するしくみをつくることで女性委員の比率向上につなげます。		行政改革推進課 男女共同参画センター
		指標名	現状値	目標値
		審議会等の女性委員の選任比率（各年4月1日時点）	24.0%（H26）	30%
No.	事業名	内容		担当課
32	市役所における女性職員の育成と管理監督職への登用 【継続】	「女性職員ステップアップ計画」に基づき、女性職員への意識啓発の研修等の開催や能力向上のため、外部研修への職員派遣等を実施します。また、女性管理職が活躍しやすい職場づくりに向け、女性職員の育成や管理職登用をテーマとした管理職研修を行います。		人事課
		指標名	現状値	目標値
		女性職員の管理監督職の登用率（各年4月1日時点）	11.7%（H26）	20%（H32）

(8) 女性の就業促進に向けた支援 ◆

女性の就業促進に向け、労働団体や企業と連携した事業所への啓発、職業訓練や再就職支援、起業支援などの取組を展開するとともに、女性が家庭と仕事の両立を進める上で役立つ情報を提供します。

No.	事業名	内容	担当課
33	6次産業化 ^{※20} をはじめとした農業分野における女性の参画促進 【新規】	女性農業従事者が農業の多様な分野で能力を発揮することができるよう、人・農地プラン検討会などへの参加や6次産業化起業塾の開催を通じた支援などにより、農業における女性の経営への参画を進めます。	農政課
34	企業との連携強化に向けた組織の設置の検討 【新規】★	女性の就業促進のために、より効果的な取組ができるよう、企業のニーズ把握や連携の強化を図り、関係者間の相互理解を図るための組織の設置を検討します。	男女共同参画センター
35	働く女性などを対象とした女性の活躍推進シンポジウムの実施 【新規】★	女性の活躍推進により社会進出していくことが期待されており、様々な場面で「主役」として輝く女性が増えています。女性の力でさらに本市が魅力あるまちへ発展していくことを目的としたシンポジウムを開催します。	男女共同参画センター

<指標を設定する施策・事業>

No.	事業名	内容	担当課	
36	(再掲) 企業経営者に向けた女性が働きやすい職場環境づくりの推進 【新規】★	女性の就業促進のために企業経営者に対して、事例紹介等を通じた女性活用のメリットの理解促進、仕事と子育て等の両立支援や雇用促進、登用促進、職域拡大、多様な働き方など就業環境の整備に向けた取組の推進を図ります。	男女共同参画センター	
		指標名	現状値	目標値
		事業所訪問・啓発冊子等の配布、優良事業所の周知・PR	—	3社

※20 6次産業化

農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出することです。

No.	事業名	内容	担当課	
37	女性の就業における 相談及び技術技能の 向上や資格取得など の支援 【継続】	豊田市就労支援室において、求人情報の提供や職業相談を行うとともに、セミナーやキャリアカウンセリングなどを実施し、その就業を支援します。またパソコン講座などを開催し、女性の技術・技能の向上や資格取得を支援します。	ものづくり産業振興課 男女共同参画センター	
		指標名	現状値	目標値
		女性からの就労に関する相談件数 講座の受講者数	1,500 件 225 人	1,600 件 250 人
No.	事業名	内容	担当課	
38	女性が起業するため に必要な支援 【継続】	相談などを実施し、起業や経営の知識・ノウハウの取得を支援するとともに、女性起業家同士のネットワークづくりを進めるための交流の場を提供します。	ものづくり産業振興課 男女共同参画センター	
		指標名	現状値	目標値
		講座の実施回数	1回	1回
No.	事業名	内容	担当課	
39	働く女性のための情報 誌等を活用した啓発 【新規】★	子育てに関する情報やリフレッシュできる情報など女性が仕事と家庭を両立するために役立つ情報をフリーペーパー等を活用し、今までにPRしていなかった層への啓発を行います。	男女共同参画センター	
		指標名	現状値	目標値
		発行回数	—	2回
No.	事業名	内容	担当課	
40	働きたい女性に向けた ネット診断による総合 案内の設置 【新規】★	就労を希望する女性に向けてインターネット上で本人の希望に合った講座やセミナー、各種制度の案内などを行う特設ページを男女共同参画センターのホームページ内に作成し、ニーズの把握と効果的な講座やセミナーの開催を図ります。	男女共同参画センター	
		指標名	現状値	目標値
		ホームページアクセス数	2,921 アクセス (H 25.10 ~H 26.9)	3,500 アクセス

(9) ワーク・ライフ・バランスの推進 ◆

ワーク・ライフ・バランスの必要性や取組方法を企業へ啓発するとともに、取組を進める企業に対する各種支援を行い、多様な働き方が可能な職場環境の実現を支援します。

No.	事業名	内容	担当課
41	公共調達における男女共同参画社会に貢献する制度の認定 【継続】	事業所における男女共同参画の取組を促進するため、市事業の入札にあたって、男女共同参画の視点をもった入札参加資格条件を設定するとともに多くの事業所が利用できるよう周知します。	男女共同参画センター 契約課
42	(再掲) 企業との連携強化に向けた組織の設置の検討 【新規】★	ワーク・ライフ・バランス推進のために、より効果的な取組ができるよう、企業のニーズ把握や連携の強化を図り、関係者間の相互理解を図るための組織の設置を検討します。	男女共同参画センター

<指標を設定する施策・事業>

No.	事業名	内容	担当課	
43	(再掲) ワーク・ライフ・バランス推進のための市民団体との共働による事業所訪問 【継続】★	ワーク・ライフ・バランス推進員(市民団体)との共働により、ワーク・ライフ・バランスの必要性や一般事業主行動計画の策定、育児・介護休業制度、国・県の助成制度などについて周知し、事業所ごとの特徴をとらえ、助言を行います。	男女共同参画センター	
		指標名	現状値	目標値
		ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて新たな取組を行った事業所数	—	10社 (累計)
No.	事業名	内容	担当課	
44	企業における職場環境改善のためのアドバイザー及び講師派遣の実施 【継続】	企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進するために、従業員の働き方の見直しや職場環境の改善、男女共同参画の理解促進などについて、アドバイザー及び専門の講師を派遣します。	男女共同参画センター	
		指標名	現状値	目標値
		派遣企業数	2社	2社
No.	事業名	内容	担当課	
45	働きやすい職場環境を目指す優良事業所に対する表彰制度の実施及び改善 【継続】★	本市におけるワーク・ライフ・バランスに関する優良な取組を行う事業所に対する表彰を継続して実施し、応募数の増加に向け見直しなどを行い、さらなる周知、啓発を行います。	男女共同参画センター	
		指標名	現状値	目標値
		表彰制度への応募件数	9件(H26)	12件

No.	事業名	内容	担当課	
46	経済団体や労働団体等と連携して実施する講演会、セミナーの実施 【新規】★	経済団体や労働団体と連携して、講演会、セミナーを実施して、企業におけるワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットやノウハウ等について理解促進を図ります。	男女共同参画センター	
		指標名	現状値	目標値
		講演会、セミナー実施回数	—	1回

(10) 男女の活躍を支える教育・保育サービス等の充実

子育て中の男女が安心して仕事、家庭生活、地域活動等に参加できるよう、教育・保育サービスや子育て支援サービスの充実を図ります。

No.	事業名	内容	担当課
47	(再掲) 待機児童への対応 【継続】	増加する保育ニーズに対応し、こども園において、低年齢児（0～2歳）の利用定員数を増加することで、子育て家庭の仕事・家庭・地域社会の両立の実現を支援します。	保育課
48	放課後児童クラブの充実 【継続】	放課後や長期休暇時に、小学1年生から4年生までの留守家庭の児童を放課後児童クラブにて受け入れます。また、クラブの民営化を進め、安定した指導員の確保と運営プログラムの充実を図ります。	次世代育成課
49	病児・病後児保育事業の実施 【継続】	保護者の継続的な就業等を支援する観点から、病気やケガの回復期の子ども（病後児）や回復期に至っていない病中の子ども（病児）に対して、保育士や看護師とともに専用の保育室で保育を行う病児・病後児保育事業を実施します。	保育課
50	(再掲) 休日保育・一時保育の実施及び延長保育の充実 【継続】	保護者の就労形態や保育ニーズの多様化に対応して、各家庭の状況に応じた必要な保育サービスを提供する観点から、日曜日・祝日に保育を行う休日保育、緊急的・一時的に保育を行う一時保育を実施します。また、基本保育時間以外の保育ニーズへの対応をする延長保育実施施設を拡充します。	保育課

<指標を設定する施策・事業>

No.	事業名	内容	担当課	
51	男女共同参画センターが主催する講座での託児サービスの実施 【継続】	子育て中の男女が様々な学習機会に参加できるよう、男女共同参画センターが主催する講座において、託児サービスを実施します。	男女共同参画センター	
		指標名	現状値	目標値
		託児サービス付き講座数	19回	20回

(11) 介護による離職に関する対応についての調査・研究

仕事を持つ男女が仕事と介護を両立できる社会となるよう、介護離職の問題や仕事と介護の両立に関する取組について調査・研究を進めます。

No.	事業名	内容	担当課
52	企業に対する介護離職に係る実態調査の実施 【新規】	本市においても高齢化に伴い要支援・要介護認定者数が増加しており、今後、介護を理由に離職する人が増えると予想される中で、企業に対して実態調査を行い、対応策を研究し実行していきます。	男女共同参画センター
53	(再掲) 企業との連携強化に向けた組織の設置の検討 【新規】	ワーク・ライフ・バランス推進のために、より効果的な取組ができるよう、企業のニーズ把握や連携の強化を図り、関係者間の相互理解を図るための組織の設置を検討します。	男女共同参画センター

<指標を設定する施策・事業>

No.	事業名	内容	担当課	
54	(再掲) ワーク・ライフ・バランス推進のための市民団体との共働による事業所訪問 【継続】	ワーク・ライフ・バランス推進員(市民団体)との共働により、ワーク・ライフ・バランスの必要性や一般事業主行動計画の策定、育児・介護休業制度、国・県の助成制度などについて周知し、事業所ごとの特徴をとらえ、助言を行います。	男女共同参画センター	
		指標名	現状値	目標値
		ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて新たな取組を行った事業所数	—	10社 (累計)
No.	事業名	内容	担当課	
55	(再掲) 男性の家事・育児・介護講座等を通じた意識の向上 【継続】	日常生活の中で家事・育児・介護に参加することが少ない男性が必要な知識と技術を身につけるとともに、家事・育児・介護への関わり方を見直すことを目的に、男性を対象とした講座を通じて家庭における男女共同参画意識を高めます。	男女共同参画センター	
		指標名	現状値	目標値
		受講後のアンケートで「意識が高まった」と回答した人の割合	—	70%

(12) 家庭や地域活動における男女共同参画の促進

男女がともに家庭生活や地域活動等に参画できるよう、男女共同参画の意識づくりを進めます。

No.	事業名	内容	担当課
56	保護者のための家庭用教育冊子「家庭教育手帳“親ノート”」の各戸配布 【新規】	保護者の家庭教育力の向上に向けた情報誌「親ノート」を、児童生徒の保護者に配布します。	次世代育成課
57	区長会役員会における地域の女性参画についての啓発 【継続】	地域における意思決定の場への女性参画や役員選任を促進し、男女がともに協力し合って活動できる環境づくりを進めるため、地域の代表者である区長会役員を対象に「男女共同参画推進」に関する啓発を実施します。(『地域運営の手引き』に掲載)	地域支援課
58	地域会議における女性委員の選任促進 【継続】	地域活動における女性参画を推進することでより平等で活力のある地域づくりにつなげるため、2年に1回実施している地域会議委員の選考にあたっては、手続要領に基づき、公募委員の積極的活用、年齢構成、地域性等とともに「男女比率」(30%目標)に配慮した選考に努めます。	地域支援課

<指標を設定する施策・事業>

No.	事業名	内容	担当課
59	ワークショップなどを通じた自治区など地域活動における男女共同参画の促進 【継続】	地域の女性団体の優良事例等を発信することで、地域活動における男女共同参画を推進します。また、男女共同参画をテーマにしたワークショップ等を地域で開催し、男女ともに地域活動への参画の機運の醸成を図ります。	男女共同参画センター 地域支援課
		指標名	現状値
		ワークショップの開催回数	1回
			目標値
			1回

(13) 男女共同参画に関する啓発や意識・機運づくり

男女共同参画の正しい理解を促すため、様々な機会を活用した情報提供や啓発イベント、講座などの意識啓発の機会を設けるとともに、市民との共働による啓発事業などの取組を展開します。

<指標を設定する施策・事業>

No.	事業名	内容	担当課	
60	様々な情報発信ツールの活用と研究 【新規】	職場・地域・家庭などあらゆる場面で男女平等意識が醸成され、共同化が推進されるよう情報誌などにより男女共同参画について正しい理解と認識を深めるための情報を発信します。また、とよた男女共同参画センターのホームページ及び情報誌のリニューアル、SNSなどの多様な媒体の活用による効果的な男女共同参画の啓発活動を検討し、子育て世代への支援策やワーク・ライフ・バランスに取り組む企業への支援策など市民に有益な情報を発信します。	男女共同参画センター	
		指標名	現状値	目標値
		情報誌の発行回数	2回 (H26)	2回
		ホームページのリニューアル(計画期間中の実施)	—	実施
No.	事業名	内容	担当課	
61	男女共同参画週間に合わせた啓発イベントの見直しと充実 【継続】	男女共同参画週間に合わせて講演会の開催などにより、家族で男女共同参画について考えるきっかけとなるようなイベントを開催します。また、現在の各種イベントについて開催時期や内容を見直し、より充実したものとしていきます。	男女共同参画センター	
		指標名	現状値	目標値
		イベントの開催回数	1回 (H26)	1回
No.	事業名	内容	担当課	
62	女性及び男性応援講座並びに男女共同参画セミナー等の開催 【継続】	男女共同参画社会を実現するため男女共同参画セミナー、女性応援講座、男性応援講座など様々な講座を開催し、市民の男女共同参画意識を高めます。	男女共同参画センター	
		指標名	現状値	目標値
		各種講座の開催	19回	20回

4

＜ライフステージⅣ「老いを生き・老いを支える」＞

男女がともに高齢期を豊かに過ごせる環境づくり

ライフステージⅣとは、高齢者が自立し、健康を維持し、その能力を活用し生きがいを持って暮らせる段階です。

取組の効果をはかる指標

		現状	⇒	目標
●シニア世代向けの男女共同参画推進事業	【継続】	3講座	⇒	3講座
●高齢者世代(60歳代以上)の男女共同参画に関する意識 「女は女らしく、男は男らしく」という考え方はよくないと思う割合	【新規】	14.0%	⇒	20%

(14) 高齢期の男女への意識啓発と生きがいづくり等の推進

固定的な男女の性別役割分担意識がより根強く残っていると思われる高齢世代を対象として、様々な機会を通じて男女共同参画意識の醸成を図るとともに、生涯学習活動、生きがいづくり活動や地域とのつながりなどを推進し、市民が豊かな高齢期を過ごすことにつなげます。

No.	事業名	内容	担当課
63	高年大学や老人クラブなど高齢期の活動の充実 【継続】	高年大学や老人クラブなど、高齢者の生きがいづくり活動や団体活動を通じて、心身ともに豊かに高齢期を過ごすための支援をします。	生涯学習課
64	高齢期を豊かにする生きがいづくりのための地域活動の担い手育成 【新規】	地域における高年齢者の活動の充実と継続を図るため、高年大学卒業生等を対象とした、地域活動のノウハウを持つ高年齢者育成のためのプログラムの実施について検討します。	生涯学習課

<指標を設定する施策・事業>

No.	事業名	内容		担当課
65	シニア世代向けの孫育て講座などの実施 【継続】	高齢世代への男女共同参画の正しい理解を促進するため、シニア世代向けの、男女共同参画について学ぶ機会を提供します。		男女共同参画センター
		指標名	現状値	目標値
		シニア世代向け講座数	3講座	3講座
No.	事業名	内容		担当課
66	(再掲) 男性の家事・育児・介護講座等を通じた意識の向上 【継続】	日常生活の中で家事・育児・介護に参加することが少ない男性が必要な知識と技術を身につけるとともに、家事・育児・介護への関わり方を見直すことを目的に、男性を対象とした講座を通じて家庭における男女共同参画意識を高めます。		男女共同参画センター
		指標名	現状値	目標値
		受講後のアンケートで「意識が高まった」と回答した人の割合	—	70%

(15) 男女共同参画の視点に立った介護、介護予防等の推進

男女の健康で自立した高齢期の生活を支援するとともに、家族が互いに協力し合いながら介護に当たることが出来るよう、意識啓発や介護技術の習得等に必要な講座等を実施します。

No.	事業名	内容	担当課
67	高齢期を健康に過ごすための一次介護予防の推進 【継続】	今後、より一層進むことが予想される高齢化を見据え、男女がともに健康で自立した高齢期の生活を送ることができるよう、身近な地域において介護予防事業を実施します。	地域保健課

<指標を設定する施策・事業>

No.	事業名	内容	担当課	
68	家族で介護を行う人への家族介護教室・家族交流事業の実施 【継続】	家庭で介護を行う人同士の交流事業を実施し、介護技術の向上及び心身の負担の軽減を図ります。また、介護の主たる担い手が家庭内の女性に偏りがちである現状を踏まえ、交流事業への男性の参加を促進します。	地域福祉課	
		指標名	現状値	目標値
		家族介護交流会への男性の参加割合	21%	25%

すべてのライフステージに関わるもの

5 <すべてのライフステージに関わるもの>

男女が互いに尊重し合い、安心して暮らせる社会環境づくり

取組の効果をはかる指標

		現状		目標
●男女は平等であると感じている市民の割合(社会通念等)	【継続】	11.3%	⇒	14%
●防災対策などに女性の視点を含める必要があると感じている市民の割合	【新規】	43.3%	⇒	65%
●配偶者や恋人から身体的暴力を受けたことがない市民の割合	【新規】	78.1%	⇒	80%
●本市のDVに関する相談窓口を知っている市民の割合	【新規】	45.2%	⇒	65%

(16) 防災における男女共同参画の促進

男女双方の視点から防災・災害時対策を検討できる体制整備を進めます。

No.	事業名	内容	担当課
69	男女共同参画の視点を持った防災・災害時における活動の啓発 【新規】	災害時に必要となる男女双方の視点や要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児など)の視点から、多様なニーズを持つ人々に対する配慮や日頃の備えについて、出前講座等を通じて地域への啓発を行います。	防災対策課 男女共同参画センター
70	自主防災会における女性の参画促進 【新規】	地域の防災活動において、多様な地域住民の意見やニーズを反映するため、マニュアルの配布や研修会での啓発などを通じ、方針決定過程や活動への女性の参画を促進します。 また、男女双方の視点や要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児など)の視点を踏まえて、自主防災活動マニュアルを改正していきます。	防災対策課
71	防火・消防組織における男女共同参画の促進 【新規】	女性の防火知識や技術の向上等を目指し、講座等を開催します。また、消防団や、女性(婦人)消防クラブなどへの活動支援を通じ、地域における防火・消防組織への女性の参加を促進します。	消防本部総務課 消防本部予防課
72	災害対策の方針決定過程への女性の参画促進 【新規】	男女共同参画の視点を踏まえた災害対策が検討されるよう、豊田市防災会議への女性委員の参画を促進します。	防災対策課

(17) あらゆる暴力の防止

男女間で生じるあらゆる暴力や人権侵害行為を防止するとともに、関係機関との連携のもとで被害者を支援します。

No.	事業名	内容	担当課
73	DV 防止対策と被害者への支援 【継続】	「豊田市DV対策基本計画（改訂版）」に基づき推進	男女共同参画センター ほか
74	あらゆるハラスメントやストーカー ^{※21} 防止のための啓発の実施 【新規】	ストーカー、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント ^{※22} など、男女間で起こる様々な人権侵害問題について、防止のための啓発や情報提供を必要に応じて行います。	男女共同参画センター

※21 ストーカー

恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、相手やその配偶者、同居の親族などに対し、つきまといや待ち伏せなどの行為を行うことです。

※22 パワー・ハラスメント

職場などにおける、権力や地位を利用した嫌がらせのことです

(18) 性別や年代に応じた心身の健康づくりへの支援

性別によって生じる男女の様々な心身の問題に対し、健康づくりを推進することで対応します。また、様々な悩みに直面する男女に対し、各種相談事業の実施や相談窓口の周知を図り支援します。

No.	事業名	内容	担当課
75	こころの健康づくりの推進 【新規】	こころの健康づくりの推進のため、啓発、相談等を実施します。特に、働き盛り世代への対応が必要となっていることから、職域分野と連携を図りながら事業を推進します。	健康政策課
76	女性及び男性特有の病気等に関する対応と理解の促進 【新規】	女性特有の疾患である乳がん・子宮頸がん、男性特有の疾患である前立腺がんについて、疾病の早期発見、早期治療のために受診機会を設け、定期的ながん検診を受診するよう啓発します。また、男女共同参画センターにおいて、それらの病気に対する心と体の不安の解消や女性男性の相互理解を促進する講座を実施します。	健康政策課 男女共同参画センター
77	女性及び男性のための相談事業の実施及び相談窓口の周知 【継続】	専門の相談員により、女性が抱える様々な悩みに対する電話相談（クローバーコール）と面接相談を実施します。また夫婦関係、家庭や職場での悩みや不安など持つ男性を対象に、電話相談（メンズコール）を実施します。相談員の資質向上や各相談機関の連携を強化することにより、きめ細やかな相談体制を構築します。市民に相談窓口を周知しその活用を促すために、広報紙に掲載するなど効果的な周知方法を検討し、展開していきます。	男女共同参画センター 市政発信課

6 計画の推進体制

(1) 男女がともに活躍できる職場環境の整備

市役所内において、ワーク・ライフ・バランスの実現を図り、職場環境の整備に努めます。

No.	事業名	内容	担当課
1	仕事と子育て・介護等の両立のための各種支援制度の充実 【新規】	育児休業や子の看護休暇、育児代替職員の配置などの各種制度により、職員の仕事と子育ての両立を支援します。また、高齢化の進行により介護の問題が増加することが見込まれることから、職員の仕事と介護の両立を支援します。	人事課
2	女性職員の就業継続を支える職場環境づくり 【継続】	育児休業者の職場復帰支援プログラム研修の実施等を通じ、女性職員が育児休業後もスムーズに復職できるよう支援します。	人事課
3	職員の子育てへの参加促進 【継続】	妊娠・出産・育児に関する各種制度等をわかりやすくまとめた「子育てハンドブック」を作成し、職員へ周知を図ります。	人事課
4	全庁的な事務改善の推進 【新規】	全庁的な事業・事務の見直しや事務手続の簡素化・効率化による事務量の削減などを通じ、職員の精神的、時間的余裕を確保することで、ワーク・ライフ・バランスの推進につながる職場環境の整備を図ります。	行政改革推進課
5	ワーク・ライフ・バランスキャンペーン事業の実施 【継続】	国や県の推進時期に合わせ、市役所内でのポスター掲示や定時退庁依頼を行い、職員に対しワーク・ライフ・バランスの周知と実践を推進します。	男女共同参画センター

(2) 男女共同参画を推進するための行政基盤の確立

各施策を推進する職員一人ひとりが男女共同参画の意識を高く持ち、率先して行動できるよう、職員への意識啓発を進めます。

また、男女共同参画を着実に推進していくためには、庁内において推進力を高めるためのしくみづくりが必要であることから、男女共同参画センターにおいて、より効果的な事業を実施できる体制の構築を進めます。

No.	事業名	内容	担当課
6	市職員を対象とした階層別男女共同参画研修の実施 【継続】	市職員が男女共同参画の視点から各事業に取り組むことができるよう、研修等の実施を通じて意識の徹底を図ります。	人事課 男女共同参画センター
7	男女共同参画に関する市民意識・実態等の調査・研究と見える化 【継続】	男女共同参画に関する市民意識調査を定期的を実施し、市民の意識と実態の把握に努めます。また、様々な統計データ等を男女別に整理するなど、本市の女性の活躍状況や男女共同参画の現状を研究するとともに、公表します。	男女共同参画センター
8	男女共同参画センターの機能強化、適正な機能配置の検討 【新規】	市の男女共同参画推進の中心的な役割を担う活動拠点として、男女共同参画センターの機能強化を図るとともに、その配置や活用方法を改善することで、より効果的な活動を展開します。	男女共同参画センター
9	男女共同参画を推進する市民活動団体への支援と連携 【継続】	男女共同参画の推進に寄与する活動を行う市民活動団体の活動を支援するとともに、連携を図りながら協力して施策・事業を推進します。	男女共同参画センター

(3) 市役所内における連携の強化

男女共同参画が関連する施策は多方面にまたがるため、行政内の関連する部署との連携を密にすることが重要です。男女共同参画に関する施策を着実に推進し、本プランを実効性のあるものとしていくために、庁内の男女共同参画の推進組織となる「豊田市男女共同参画推進会議」を中心に、連携を図りながら適正な進行管理を行います。

No.	事業名	内容	担当課
10	推進会議の開催等による分野横断的な連携・調整の実施 【継続】	庁内の横断的な調整機能を持つ「豊田市男女共同参画推進会議」の開催等を通じて、男女共同参画を全庁的に推進します。また、さらにその実効性を高めるため、事務局である男女共同参画センターと関係各課との連携を強化するとともに、進捗管理に対する共通認識を図り、本プランを総合的に推進します。	男女共同参画センター

(4) 進捗状況の見える化

市民や有識者で構成する「豊田市男女共同参画推進懇話会」を定期的に開催し、市民の意見を男女共同参画施策に反映させます。

年度ごとに実施する施策・事業、数値目標等の進行管理については、その結果を「豊田市男女共同参画推進懇話会」に示すことで市民視点からの評価を行い、その結果を受けて、施策や事業の改善につなげます。

No.	事業名	内容	担当課
11	推進懇話会の開催 【継続】	市民視点、専門的視点から、市の男女共同参画施策の取組状況を評価し、施策・事業の改善につなげるため、「豊田市男女共同参画推進懇話会」を開催します。	男女共同参画センター
12	プランの進捗や評価結果の定期的な公表 【継続】	本プランに対する市民の理解と着実な推進を図るため、各施策・事業の進捗状況をホームページ等で随時市民に公開します。	男女共同参画センター

(5) 国・県等と連携した取組

男女共同参画推進に関する国・県との方向性の整合を図りながら、本プランの施策・事業を推進します。また、他の近隣自治体等との連携を図るとともに、本市からの積極的な情報発信に努めます。



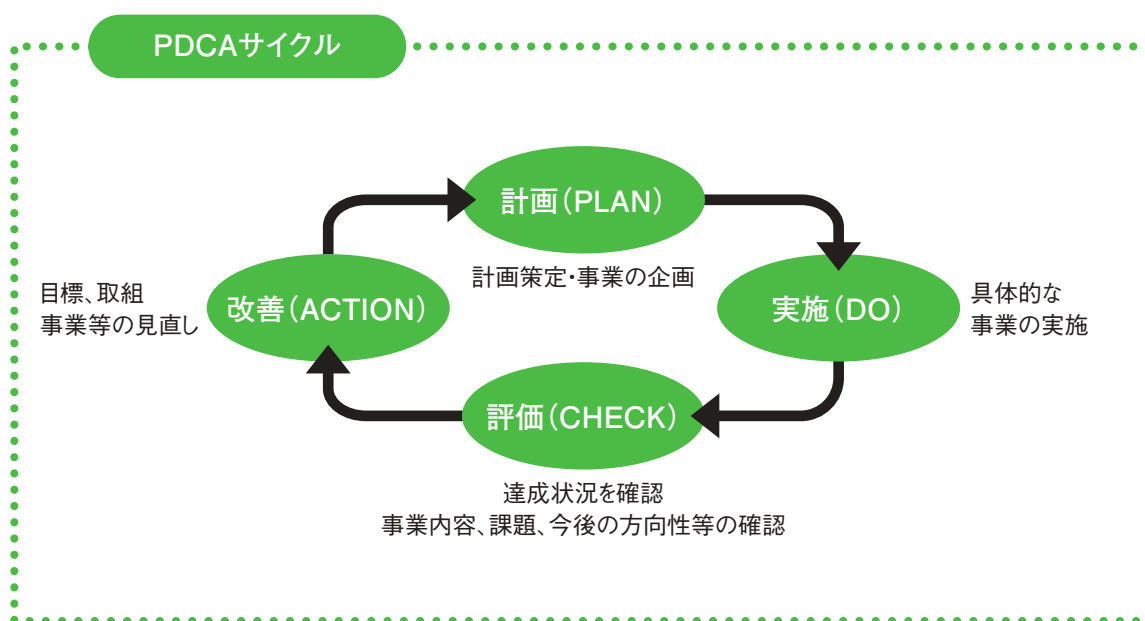
第5章

計画の推進にあたって



1 指標の設定による進捗管理

本プランには4つのライフステージ及びすべてのライフステージそれぞれに、取組の成果をはかる指標を設定しています。また、事業レベルにおいても、数値による評価が可能なものについては指標を設定しており、このライフステージ別の成果指標と、事業ごとの指標を活用して進捗状況や成果を把握します。本プランの事業を効率的かつ効果的に実施していくため、これら指標をもとに、PDCAサイクル^{※23}に基づき、事業の評価と改善を継続して実施していきます。



※23 PDCAサイクル

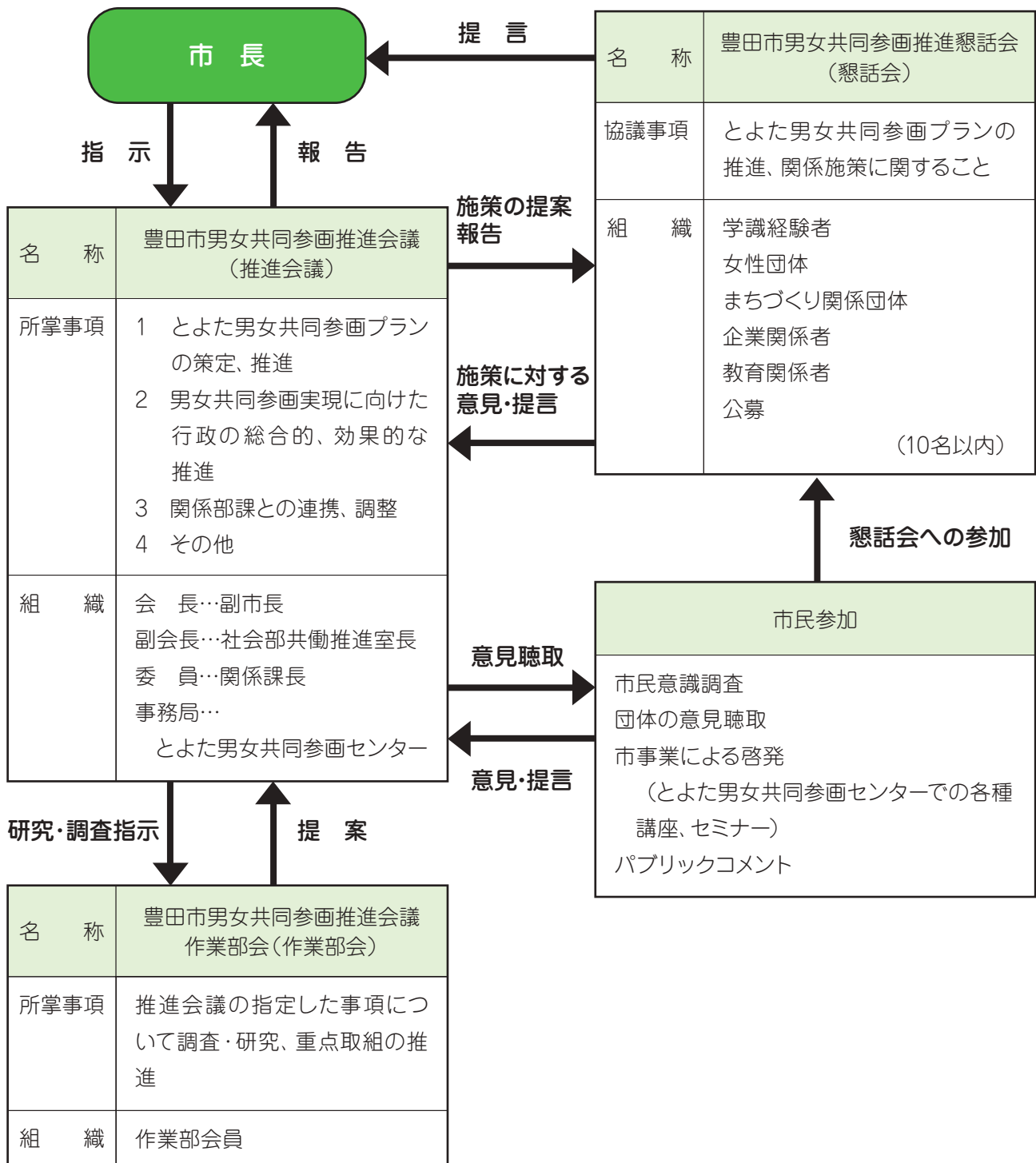
計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) の4段階のプロセスを経て、事業の進捗を管理し、改善していく手法をいいます。

2 役割分担

本プランの推進や基本理念の実現のためには、行政だけではなく、家庭や地域、企業などとの連携や協力が不可欠です。そのため、ライフステージごとに、個人・家庭や地域、企業・事業者に期待する取組を明らかにします。

ライフステージ	個人・家庭	地域	企業・事業者
I	○妊娠や出産についての理解を深め、健康な母体づくりを進めます。	○妊娠や出産についての理解を深めます。	○母体の健康に配慮します。
	○男女が協力し合って子育てを行います。	○地域の子どもや子育て家庭を見守り、支援します。	○育児と仕事を両立できる職場環境をつくります。
II	○家庭の中で、子どもたちに男女共同参画に基づく教育を行います。	○地域全体で、子どもの健全育成のための環境づくりを進めます。	○女性の少ない業種において、積極的な女性の採用を進めます。
III	○男女共同参画や人権に対する理解を深めます。	○男女共同参画の視点に立って、地域活動や地域組織の運営を行います。	○性別によらない評価や処遇、管理職登用を進めます。
	○仕事との調和を図りながら、家事や介護、地域活動に参加します。		○多様で柔軟な働き方を支える制度や職場風土をつくります。
IV	○積極的に健康づくりや生きがいづくりに取り組みます。	○見守り、支え合う地域づくりを進めます。	○育児や介護、地域活動等と仕事を両立できる職場環境をつくります。
ライフステージすべての	○男女共同参画の視点に立った防災活動や健康づくりの意識を高めます。 ○人権に対する正しい理解を深め、人権侵害や暴力を根絶します。	○男女共同参画の視点に立って、防災活動や健康づくり活動を行います。 ○人権侵害や暴力を許さない環境づくりを進めます。	○セクハラ、パワハラなどの人権侵害を解消します。 ○社員のこころの健康づくりや年代に応じた健康への配慮を行います。

3 とよた男女共同参画プラン推進体制図



4 取組の効果をはかる指標一覧（算出方法及び目標値設定根拠）

現状値の年度は、(H〇〇)の年表記がない場合は、平成25年度の数値とします。目標値の年度は(H〇〇)の年度表記がない場合は平成31年度とします。

1 <ライフステージⅠ「命をはぐくむ」> 命をはぐくみ、育てるための男女共同参画社会の実現

項目	算出方法	現状値	目標値	目標値設定の根拠
子育ての夫婦の役割分担の現状	市民意識調査の夫婦の役割分担の間において、「子育て全般を夫婦共同で行う」と回答した人の割合	37.8%	60%	第2次プランの目標値から設定
家事の夫婦の役割分担の現状	市民意識調査の夫婦の役割分担の間において、「家事全般を夫婦共同で行う」と回答した人の割合	21.2%	30%	第2次プランの目標値から設定
パパ・ママ教室受講者中の父親の参加率	パパ・ママ教室の受講者数に占める父親の参加人数の割合	35.3%	40%	現状値から設定
待機児童への対応	0～2歳児のこども園の利用定員数	2,092人	2,621人	第2次子ども総合計画における平成31年度目標値から設定
男性の育児休業取得率	事業所アンケートで把握。配偶者が妊娠・出産した男性従業員のうち、育児休業を取得した人数の割合	—	5%	厚生労働省の調査結果から設定

2 <ライフステージⅡ「個を尊び・育てる」> 人権の尊重と男女共同参画を学ぶ教育環境づくり

項目	算出方法	現状値	目標値	目標値設定の根拠
高校生・大学生対象の啓発事業実施回数	男女共同参画センターで実施する、高校生・大学生を対象とした男女共同参画に関する啓発事業の実施回数	—	3事業	関連事業(No. 24、25、26)の目標値の合算
学校における男女平等の現状	市民意識調査の男女の地位の平等観の間において、「学校教育の場が男女平等である」と回答した人の割合	53.6%	65%	過去15年の伸び率及び重点施策として実施することから設定

3 <ライフステージⅢ「共に働き・共に生きる」> 様々な分野で男女共同参画を実践する職場・家庭・地域づくり

項目	算出方法	現状値	目標値	目標値設定の根拠
優良事業所表彰制度への応募件数	優良事業所に対する表彰制度に応募した事業所数	9件 (H26)	12件	現状値から設定
家事の夫婦の役割分担の現状 【再掲】	市民意識調査の夫婦の役割分担の問において、「家事全般を夫婦共同で行う」と回答した人の割合	21.2%	30%	第2次プランの目標値から設定
0～3歳児を持つ女性の就業継続者の割合	市民意識調査（職場における男女共同参画意識調査）で把握。一番下の子どもの年齢が0～3歳の女性の就業状況において「勤めている」と回答した人の割合	21.9% (H23)	25%	現状値から設定
待機児童への対応 【再掲】	0～2歳児のこども園の利用定員数	2,092人	2,621人	第2次子ども総合計画における平成31年度目標値から設定
男性の育児休業取得率 【再掲】	事業所アンケートで把握。配偶者が妊娠・出産した男性従業員のうち、育児休業を取得した人数の割合	—	5%	厚生労働省の調査結果から設定
年次有給休暇取得率	事業所アンケートで把握。取得資格のある従業員への有給休暇付与日数に占める取得日数の割合	—	60%	厚生労働省の調査結果から設定
介護休業制度を整備している事業者の割合	事業所アンケートで把握。介護休業制度がある事業所数の割合	68.5% (H23)	80%	現状値及び「制度はないが柔軟に対応をしている」（13.0%）から設定

4 <ライフステージⅣ「老いを生き・老いを支える」> 男女がともに高齢期を豊かに過ごせる環境づくり

項目	算出方法	現状値	目標値	目標値設定の根拠
シニア世代向けの男女共同参画推進事業	男女共同参画センターで実施する、シニア世代を対象とした男女共同参画に関する事業の実施回数	3講座	3講座	第2次プランの目標値及びセンター主催講座の全体構成から設定
高齢者世代（60歳代以上）の男女共同参画に関する意識	市民意識調査の男女の役割・考え方の問において、60歳代以上の『「女は女らしく、男は男らしく」する方がよい』との考え方に「そう思わない」と回答した人の割合	14.0%	20%	現状値から設定

5 <すべてのライフステージに関わるもの>
男女が互いに尊重し合い、安心して暮らせる社会環境づくり

項目	算出方法	現状値	目標値	目標値設定の根拠
男女は平等であると 感じている市民の割合 (社会通念等)	市民意識調査の男女の地位の平等 観の間において、「社会通念・慣習 やしきたり」において「平等である」 と回答した人の割合	11.3%	14%	過去15年の伸び率 及び現状値から設 定
防災対策などに女性 の視点を含める必要 があると感じている市 民の割合	市民意識調査の地域の防災(災害 対策)活動の間において、「防災対 策などに女性の視点を含める必要 がある」と回答した人の割合	43.3%	65%	現状値から設定
配偶者や恋人から身 体的暴力を受けたこ とがない市民の割合	日常生活における男女の意識と実態 に関する調査において、配偶者や 恋人からの身体的暴力を経験した ことがない人の割合	78.1%	80%	前回調査からの伸 び率及び現状値か ら設定
本市のDVに関する 相談窓口を知ってい る市民の割合	日常生活における男女の意識と実態 に関する調査において、豊田市に 配偶者などからの暴力等について 相談できる窓口があることを「知っ ている」と回答した人の割合	45.2%	65%	前回調査からの伸 び率及び現状値か ら設定



資料編

1

策定の経過

年度	実施年月日	実施内容
平成25年度	平成25年 5月28日	平成25年度 第1回 豊田市男女共同参画推進懇話会の開催
	平成25年 8月1日	平成25年度 第2回 豊田市男女共同参画推進懇話会の開催
	平成25年 9月21日～10月11日	「豊田市男女共同参画社会に関する意識調査」の実施
	平成25年 12月6日	平成25年度 第3回 豊田市男女共同参画推進懇話会の開催
	平成26年 1月～2月	市役所内関係各課ヒアリングの実施
	平成26年 2月28日	平成25年度 第4回 豊田市男女共同参画推進懇話会の開催
	平成26年 3月4日	平成25年度 豊田市男女共同参画推進連絡会議の開催
平成26年度	平成26年 8月8日	平成26年度 第1回 豊田市男女共同参画推進懇話会の開催
	平成26年 8月22日	平成26年度 豊田市男女共同参画推進会議作業部会の開催
	平成26年 8月～9月	市役所内関係各課ヒアリングの実施
	平成26年 9月11日	平成26年度 第2回 豊田市男女共同参画推進懇話会の開催
	平成26年 10月3日	平成26年度 第3回 豊田市男女共同参画推進懇話会の開催
	平成26年 11月15日～12月16日	パブリックコメントの実施
	平成26年 11月27日	平成26年度 第4回 豊田市男女共同参画推進懇話会の開催
	平成27年 1月21日	平成26年度 豊田市男女共同参画推進会議の開催
	平成27年 2月6日	平成26年度 第5回 豊田市男女共同参画推進懇話会の開催

2 豊田市男女共同参画推進懇話会

(1) 懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する諸問題の把握と施策の在り方について検討し、今後の男女共同参画社会の実現に資するため、豊田市男女共同参画推進懇話会を（以下「懇話会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 「とよた男女共同参画プラン」(クローバープラン)の総合的推進に関する事項。
- (2) 本市における男女共同参画社会実現に向けた関係施策に関する事項。

(構成)

第3条 懇話会は、学識経験者及び関係団体等より選出される委員10名以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第4条 懇話会には、委員の互選により、座長及び副座長を置く。

2 座長は、会務を総理し、副座長は、座長に事故あるとき、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、市長が招集する。

2 懇話会は、必要があるときに関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、社会部 共働推進室 生涯学習課 とよた男女共同参画センターにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この要綱で定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月30日から施行する。

この要綱は、平成13年 8月16日から施行する。

この要綱は、平成14年 9月13日から施行する。

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

(2) 懇話会委員名簿

◎は座長、○は副座長を示す。

氏名	職名	備考
◎ 石田 路子	城西国際大学 教授	
○ 吉野 まり子	名古屋学芸大学 准教授	
三崎 祐子	女性団体代表（豊田市ファミリー・サービス・クラブ会長）	
大槻 恒三	豊田市区長会 理事	平成25年度
城金 茂樹		平成26年度
小竹 隆行	トヨタ自動車株式会社 人材開発部 第1人事室 ダイバーシティ・総括グループ グループ長	
富士本 浩幸	連合愛知豊田地域協議会 副代表	平成25年度 ～平成26年8月
伊藤 健一		平成26年9月～
窪田 尚美	豊田市小中校長会	
荻野 典子	豊田市教職員組合女性部 部長	平成25年度
成瀬 真弓		平成26年度
中根 洋子	公募委員	平成25年度
東福 宏恵		
井藤 真生	公募委員	平成26年度
鬼木 利恵		

(順不同、敬称略)

3

豊田市男女共同参画推進会議

(1) 推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 本市における男女共同参画の推進にあたり、とよた男女共同参画プランの策定に関し必要な調査及び検討を行い、並びに施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係部課相互の総合調整を行うことを目的に豊田市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) とよた男女共同参画プランの策定、推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会実現に向けた行政の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (3) 男女共同参画関係施策の関係部課との連携及び調整に関すること。
- (4) その他男女共同参画関係施策に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長、委員をもって組織する。

- (1) 会長は、会務を総理し、副市長をもって充てる。
- (2) 副会長は、社会部共働推進室長をもって充てる。会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 委員は、別表に掲げる者による。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要がある時に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 推進会議に、作業部会を設ける。

- 2 作業部会員は、会長の指定した委員の指名した所属の担当者により組織する。
- 3 作業部会は、会長の指定した男女共同参画関係施策の調査及び研究を行う。
- 4 作業部会は、調査又は研究内容により、該当する担当者により開催する。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局長は生涯学習課長をもって充て、事務局は、とよた男女共同参画センターに置く。

(雑則)

第7条 この要綱で定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- この要綱は、平成16年 4月27日から施行する。
- この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

(別表)

第3条第3項の委員は以下の通りとする。

所 属	備 考
副市長	会 長
社会部共働推進室長	副会長
企画課長	委 員
市政発信課長	委 員
人事課長	委 員
市民相談課長	委 員
地域支援課長	委 員
防災対策課長	委 員
次世代育成課長	委 員
子ども家庭課長	委 員
保育課長	委 員
地域福祉課長	委 員
健康政策課長	委 員
感染症予防課長	委 員
地域保健課長	委 員
ものづくり産業振興課長	委 員
学校教育課長	委 員
生涯学習課長	事務局長
とよた男女共同参画センター	事務局

か行

介護離職^{*8} (9ページ)

就業者が家族の介護や看護のために退職、転職することです。親や配偶者を在宅介護するため、退職や転職を迫られる中高年が増える傾向にあります。

キャリアプラン^{*19} (60ページ)

自身の職業生活における目標や働き方などを定め、その実現のために計画を立てることをいいます。

合計特殊出生率^{*10} (18ページ)

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。

固定的な性別役割分担^{*6} (9ページ)

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

さ行

ジェンダーマンガ^{*13} (30ページ)

一般市民や企業に対する男女共同参画社会づくりに対する意識啓発事業としてとよた男女共同参画センター(キラッ☆とよた)が作成・出演していたラジオ番組のシナリオをマンガ化した冊子です。

ストーカー^{*21} (76ページ)

恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨^{えんこん}の感情を充足する目的で、相手やその配偶者、同居の親族などに対し、つきまといや待ち伏せなどの行為を行うことです。

セクシュアル・ハラスメント^{*16} (45ページ)

性的な言動により相手に不快感を与え、相手の生活環境を害し、又はその相手に不利益を与える行為のことです。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれます。

た行

団塊世代^{*9} (10ページ)

第二次大戦後、昭和22年～24年に生まれた世代のことをいいます。また、「団塊ジュニア世代」は、団塊世代の子どもにあたる世代のことです。

男女共同参画社会^{*1} (2ページ)

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第2条に規定されている、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

超高齢社会^{*7} (9ページ)

65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会のことをいいます。

とよた男女共同参画センター(キラッ☆とよた)^{*5} (5ページ)

豊田市が設営・運営している男女共同参画社会実現のための拠点施設で、情報誌の発行、セミナー・講座やイベントの開催、団体支援等様々な活動を行っています。

は行

パワー・ハラスメント^{*22} (76ページ)

職場などにおける、権力や地位を利用した嫌がらせのことです。

包括連携協定^{*18} (60ページ)

地域社会の発展、人材育成を図ることを目的に、豊田市と大学・高専等の高等教育機関双方が有する知的資源・人的資源及び物的資源の活用、共同で実施する事業、学術振興・教育及び人材の育成などについて、包括的な連携を進めるために取り交わす協定のことです。

ま行

まーむ (母夢)^{*12} (28ページ)

妊娠初期の妊婦さんが少しでも安心して妊娠生活を送れるよう、周囲の人々が配慮を示しやすくするための豊田市独自のイメージキャラクターです。

メディア・リテラシー^{*17} (59ページ)

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

や行

優良事業所表彰制度^{*15} (32ページ)

本市において「はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰」として実施している、はたらく人がイキイキと輝きながら子育てや介護を行ったり、趣味の時間を楽しんだりすることができる支援制度、職場環境づくりに積極的に取り組んでいる事業所を表彰する制度です。

ら行

6次産業化^{*20} (64ページ)

農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出することです。

わ行

ワークショップ^{*14} (31ページ)

ももとはは仕事場、作業所、工房といった意味を持つ用語で、まちづくりなどの分野では、一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が意見交換

や共同作業を行いながら進める、参加体験型学習のことをいいます。

ワーク・ライフ・バランス^{*3} (2ページ)

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活などにおいて、自らが希望するバランスのとれた生活を送ることを指します。そのような生活を実現させるためには、働き方の見直しや家庭における家族の役割分担などが必要とされています。

アルファベット

DV (ドメスティック・バイオレンス)^{*4} (3ページ)

配偶者(事実婚、別居を含む)やパートナーなど親密な関係にある(あった)人から振るわれる暴力のことをいいます。暴力には殴る蹴るなどの暴力のみならず、威嚇する、生活費を渡さない、仕事につかせない、性行為の強要、外出や交友関係を制限して孤立させるといった精神的な苦痛や経済的な抑圧なども含まれます。

GGI (ジェンダー・ギャップ指数)^{*2} (2ページ)

スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータ(①経済分野、②教育分野、③保健分野、④政治分野)から構成され、男女格差をはかる指数です。日本の総合順位は、平成26年(2014年)において、142か国中104位となっています。

M字曲線^{*11} (19ページ)

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。M字カーブともいいます。

PDCAサイクル^{*23} (82ページ)

計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)の4段階のプロセスを経て、事業の進捗を管理し、改善していく手法をいいます。

平成十一年六月二十三日法律第七十八号
改正 平成十一年七月十六日法律第一百二号
同 十一年十二月二十二日同第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関し行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の

議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）
抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第3次とよた男女共同参画プラン
—クローバープランⅢ—
平成27年3月発行**

発行 豊田市 社会部 共働推進室 生涯学習課
とよた男女共同参画センター
〒471-0034
豊田市小坂本町 1-25
豊田産業文化センター 2階
TEL: 0565(31)7780
FAX: 0565(31)3270

第3次
とよた男女共同参画プラン

クローバープランⅢ

